

えひめの男女共同参画

令和7年度版年次報告書



愛 媛 県

刊行に当たって

「えひめの男女共同参画」年次報告書は、愛媛県男女共同参画推進条例第16条の規定に基づき、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を公表するものであり、第3次愛媛県男女共同参画計画の施策体系に沿って取りまとめ、ここに令和7年度版を発刊いたしました。

県では、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現に向け、県民の皆様をはじめ、県内各市町や関係機関と密接に連携・協調を図りつつ、男女共同参画に関する施策を強力に推進しております。

関係各位におかれましては、本報告書を御活用いただき、今後とも、男女共同参画社会づくりの推進と県民の理解促進に、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次の項目については、内閣府男女共同参画局のホームページ中の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和8年2月公表）に掲載されていますので、当該ホームページをご覧ください。

- 男女共同参画・女性問題に関する推進体制
＜担当部局、行政連絡会議、諮問会議、懇談会等＞（都道府県）
- 男女共同参画に関する計画の策定状況（都道府県）
- 男女共同参画に関する条例の制定状況（都道府県）
- 公務員の各役職段階に占める女性の割合（都道府県）
- 女性公務員の採用状況（都道府県）
- 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制（都道府県）

目 次

1	愛媛県の男女共同参画の現状	
(1)	第3次愛媛県男女共同参画計画体系表	5
	・主要課題1 男女の人権の尊重	6
	・主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	13
	・主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大	16
	・主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	19
	・主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進	28
(2)	全国対比による男女共同参画の状況	34
2	第3次愛媛県男女共同参画計画及び推進体制	
(1)	第3次計画の概要	38
(2)	第3次計画体系表	39
(3)	第3次計画の数値指標及びその進捗状況	41
(4)	愛媛県男女共同参画センターの概要	44
3	愛媛県の男女共同参画施策の状況	
(1)	愛媛県の男女共同参画に係る取組状況	49
(2)	令和7年度県の男女共同参画関連施策概要	50
(3)	第3次愛媛県男女共同参画計画 担当部局一覧	51
(4)	令和7年度県の男女共同参画関連施策一覧	52
4	市町における男女共同参画行政の状況	
(1)	市町男女共同参画担当課一覧	78
(2)	市町における条例の制定状況及び計画の策定状況	79
(3)	市町の委員会等における女性の登用状況	80
(4)	市町における女性職員の登用状況	81
(5)	市町の各分野における女性の登用状況	82
(6)	市町別帳票（令和7年4月1日現在）	83
5	参考資料	
(1)	男女共同参画のあゆみ	94
(2)	愛媛県男女共同参画推進条例	98
(3)	男女共同参画社会基本法	104
(4)	愛媛県令和6年度男女共同参画に関する世論調査	110

1. 愛媛県の男女共同参画の現状

1 (1) 第3次愛媛県男女共同参画計画体系表

男女共同参画社会の実現

～媛（ひめ）の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

共通課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの実現 ・アンコンシャス・バイアスの解消 ・ポストコロナ・ニューノーマルへの対応
------	---

主要課題	重点目標	施策の方向
1 男女の人権の尊重	(1)女性に対する暴力の根絶	①暴力の発生を防ぐ環境づくり ②女性に対する暴力への厳正な対処 ③被害女性に対する保護等の充実 ④性暴力への対策の推進 ⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応
	(2)メディアにおける男女の人権の尊重	①メディアにおける人権尊重の自主的取組 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進
	(3)生涯を通じた女性の健康支援	①生涯を通じた女性の健康支援 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進
	(4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	(1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する学習機会の提供
	(2)男女共同参画の視点に立った学びの推進	①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発
3 意思決定の場への女性の参画拡大	(1)行政・民間部門等における女性の参画拡大	①行政における女性の参画拡大 ②民間部門における女性の参画拡大 ③政治分野における男女共同参画の促進
	(2)女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援	①女性の学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援
	(3)防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	①災害対応における男女共同参画の視点の強化 ②地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 ④地域における国際交流・協力の促進
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	①働き方改革（多様で柔軟な働き方等）によるワーク・ライフ・バランス等の実現 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進 ③男女が共に参画する地域づくり
	(2)安心して子どもを育てられる環境整備	①育児を支援する環境の整備 ②就業継続・再就職の支援 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保
	(3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	①高齢者が障がい者等の社会参画の促進 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり
5 雇用等における男女共同参画の推進	(1)男女均等な雇用環境の整備	①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ②積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 ③ハラスメント防止対策の促進
	(2)職業生活における女性の活躍推進	①女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進 ②男性の意識と職場風土の改革 ③起業等の女性のチャレンジ支援 ④情報の収集、提供及び啓発活動
	(3)農林水産業における男女共同参画の推進	①方針決定過程等への女性参画の推進 ②女性が活躍できる環境づくりと意識改革

主要課題 1 男女の人権の尊重

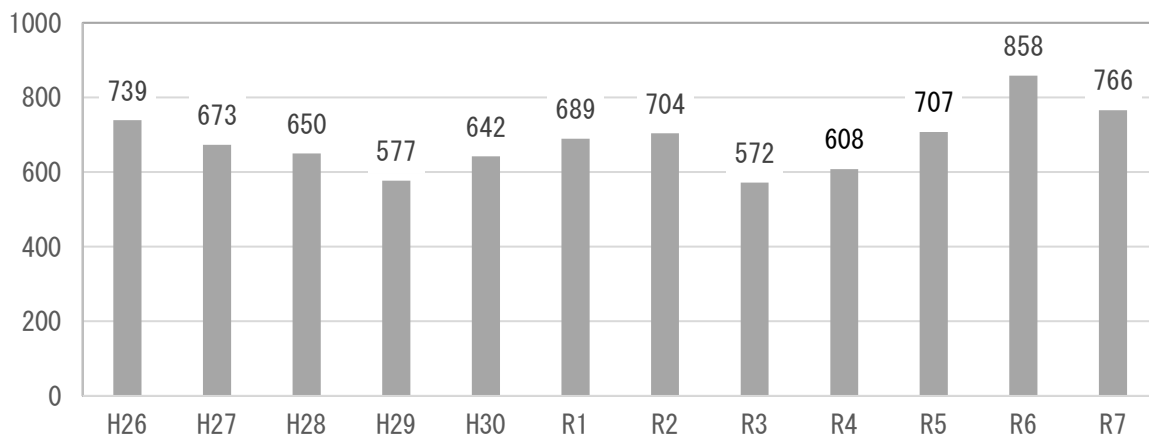
1—(1) 女性に対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、県においては以下のような取組みを行っています。

■性暴力被害者支援センター運営事業

○配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(件数)



資料出所：愛媛県少子化対策・男女参画課調べ

※配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のためDV防止法に基づいて設置された施設。現在、県内には3ヶ所の配偶者暴力相談支援センター（県福祉総合支援センター、県男女共同参画センター、新居浜市配偶者暴力相談支援センター（平成25年8月設置））が設置されています。

■DV防止対策推進事業

配偶者や恋人などの親しい男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）の防止や困難な問題を抱える女性への支援を図るため、DV防止対策推進会議の開催、関係機関の連絡会の開催、啓発資料の作成など、各種事業に取り組んでいます。

○愛媛県DV防止・女性支援施策推進連絡会議

- ・開催時期：令和7年11月6日
- ・会 員：DV・女性支援に対応する相談機関又は当該機関を所管する所属の長など(43名)
- ・内 容：DV防止対策、女性支援関係事業説明、提案議題の検討 など

○愛媛県DV防止・女性支援施策検討会

- ・開催時期：令和8年2月18日
- ・委員：学識経験者、司法関係者、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、報道関係者、実践活動者等(10名)
- ・内容：県のDV防止対策関係事業の実施状況説明 など

○DV防止啓発資料作成

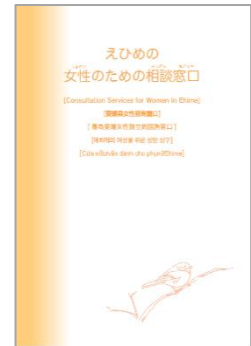
【DV未然防止資料(リーフレット)】

- ・部数 5,000部
- ・配布先 県内各官公庁、大学・短期大学、各市町等
- ・内容 DVとは、暴力の形態、DVチェックリスト、配偶者暴力相談支援センターの連絡先 等



【えひめ女性のための相談窓口パンフレット (外国語版)】

- ・部数 1,000部
- ・配布先 県内各官公庁、関係機関、男女共同参画センター 等
- ・内容 相談窓口の案内(英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ベトナム語で表記)



○DV防止啓発広報活動

- ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25)及び相談機関の周知
- ・市町に対する広報紙掲載依頼
- ・県庁本館のパープルライトアップ
- ・県庁第一別館1階でのロビー展
- ・SNS広告によるひめここ(えひめ性暴力被害者支援センター)の周知
- ・DV相談ナビ、性暴力被害支援に関する啓発グッズの配布

○研修会への講師派遣事業

- ① 対象 一般県民、医療・救急関係者、教育関係者、社会福祉関係者等
- ② 内容 男女の人権の尊重、DVの防止、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、被害者保護 等
- ③ 実績

機関名	開催日	講師等	参加者数
松山市子育て支援課	令和7年10月29日	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	40名
砥部町教育委員会 社会教育課	令和7年11月18日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	100名

○高校生・学生向け デートDV、性暴力予防啓発講座

- ① 派遣先 県内の大学、高等学校等（県は講師を派遣）
- ② 対象者 学生、生徒、保護者等
- ③ 内容 講演、質疑応答、DVに関するDVD視聴 等
- ④ 実績

学校名	開催日	講師等	参加者数
新居浜商業高等学校	令和7年6月6日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	400
四国中央医療福祉総合学院	令和7年6月12日	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	78
松山南高等学校定時制	令和7年6月12日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	23
今治看護専門学校	令和7年6月25日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	37
人間環境大学	令和7年9月17日	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	64
東予理容美容専門学校	令和7年9月30日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	30
人間環境大学	令和7年10月7日	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	109
川内中学校	令和7年10月24日	菊池 清美 (えひめ性暴力被害者支援センター職員)	298
双海中学校	令和7年11月6日	菊池 清美 (えひめ性暴力被害者支援センター職員)	20
長浜高等学校	令和7年11月7日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	193
弓削高等学校	令和7年12月12日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	87
新田高等学校	令和7年12月15日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	551
東城看護専門学校	令和8年1月7日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	48
吉田高等学校	令和8年1月16日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	325
南山崎小学校	令和8年1月26日	菊池 清美 (えひめ性暴力被害者支援センター職員)	50

○教職員（中学校・高校）向け デートDV、性暴力予防教育研修

- ① 派遣先 県内中学校、高等学校
- ② 対象者 教職員
- ③ 内容 DVに関する基礎知識、教育のねらい、学習の進め方、指導の留意点 等
- ④ 実績

学校等名	開催日	講師等	参加者数
新居浜特別支援学校	令和7年7月23日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	180
愛媛県総合教育センター	令和7年11月28日	越智 やよい (公財)えひめ女性財団理事長)	16

■えひめ性暴力被害者支援センター・ひめここ（媛CC）運営事業

性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・臨床心理士による専門相談など適切な支援が可能なワンストップ支援センターの運営を行っています。（平成30年9月開設）



- ・委託先 公益財団法人えひめ女性財団
- ・業務時間 週5日(火曜日～土曜日)9時～17時
(上記開所時間外はコールセンターによる電話相談。24時間対応)
- ・業務内容 ①被害者相談支援・運営等
 - 支援員等に対する研修
 - 広報啓発(Web ページの運営、広告用クリアファイル、啓発用カード等の配布)



○えひめ性暴力被害者支援センター連携機関会議

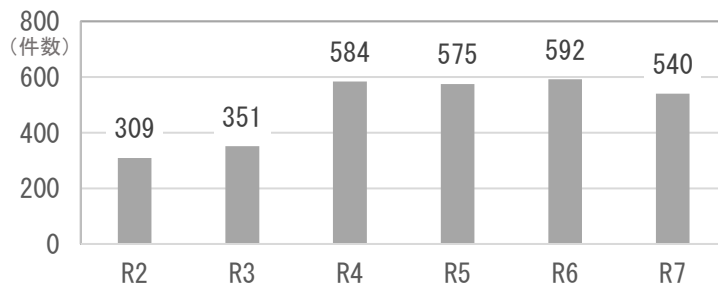
令和7年12月23日(火)(愛媛県男女共同参画センター)

②医療費等公費負担

法的支援(弁護士等による法律相談に要する経費を負担)

医療費等公費負担(医療的及び心理的支援を行った場合の費用を負担)

・相談件数



資料出所：愛媛県少子化対策・男女参画課調べ

1—(2) メディアにおける男女の人権の尊重

一部のメディアにおいて、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えるような表現がなされ、人権侵害となるような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。

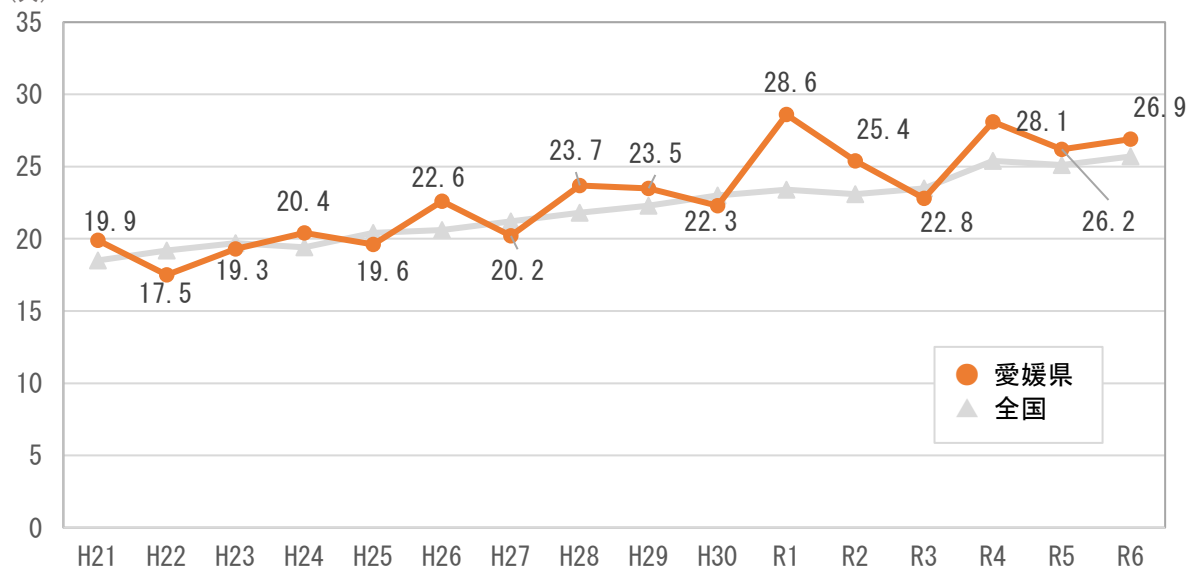
インターネット等の普及によって、メディアがもたらす情報の影響はさらに拡大するものと見込まれています。表現の自由は尊重されるべきですが、その一方で表現の自由を享受する者は表現される側の人権や不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。メディアが男女の人権を尊重するとともに、男女の様々な参画の姿が広く伝達され、男女共同参画の意識が浸透することにつながるよう、自主的な取組を促進していく必要があります。

1—(3) 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階において、健康上の問題に直面しており、本件における女性特有の病気等の状況は次のとおりです。

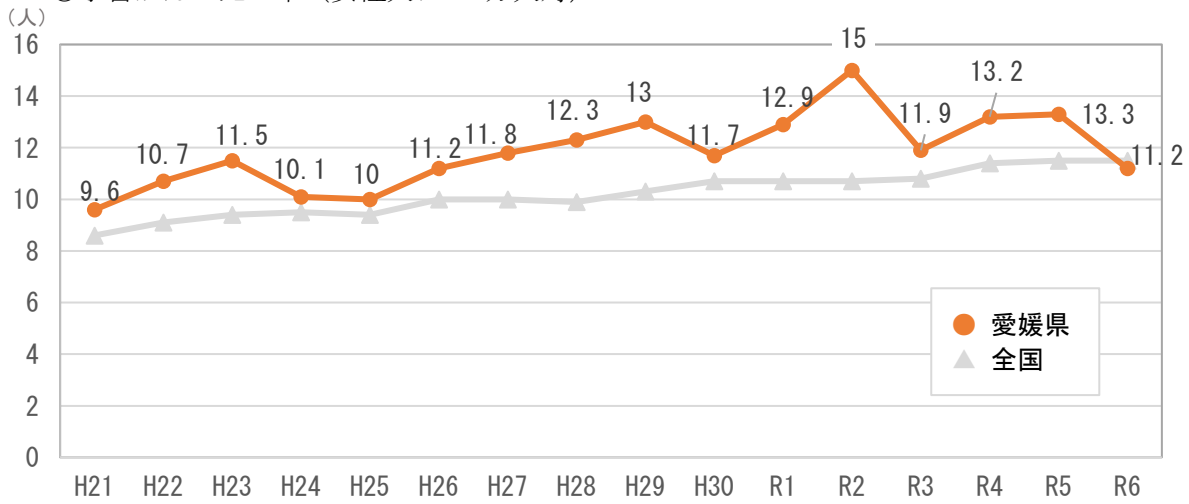
■女性特有の病気等の状況

○乳がんの死亡率（女性人口10万人対）



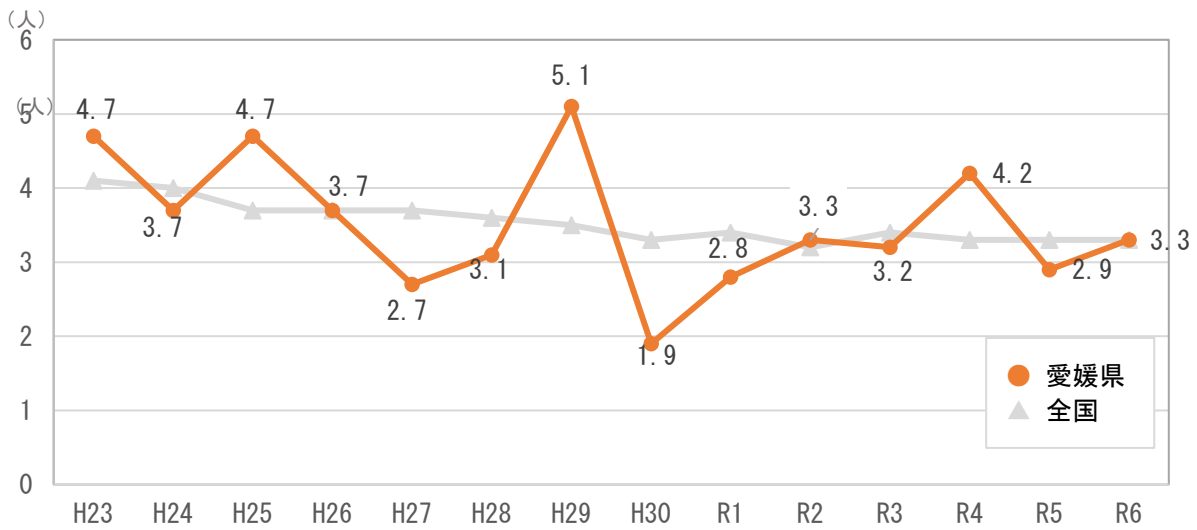
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○子宮がんの死亡率（女性人口 10 万人対）



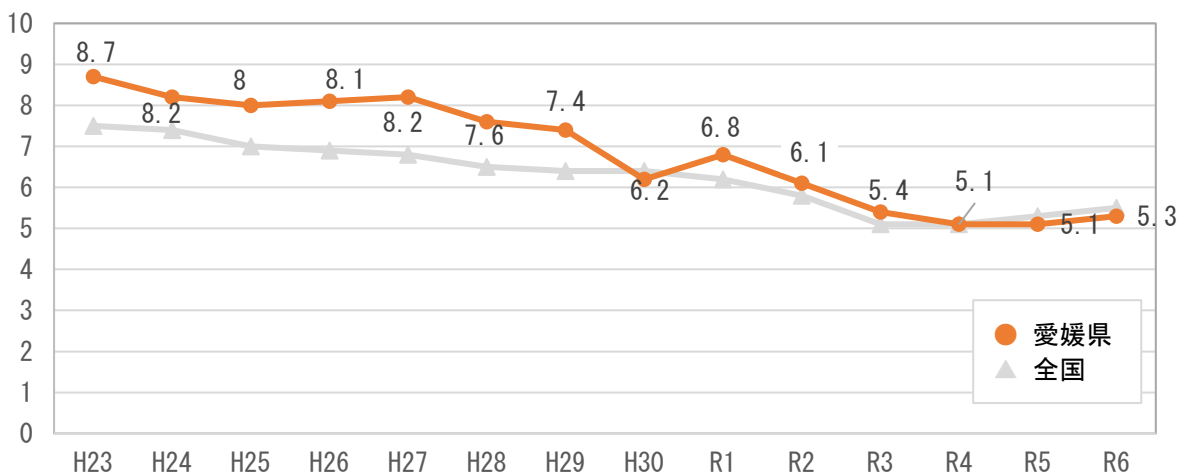
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○周産期死亡率（出産（出生＋妊娠満 22 週以後の死産）千対）



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○人工妊娠中絶実施率（15～49 歳の女子人口千対）



資料出所：厚生労働省「衛生行政報告例」

1－（４）男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

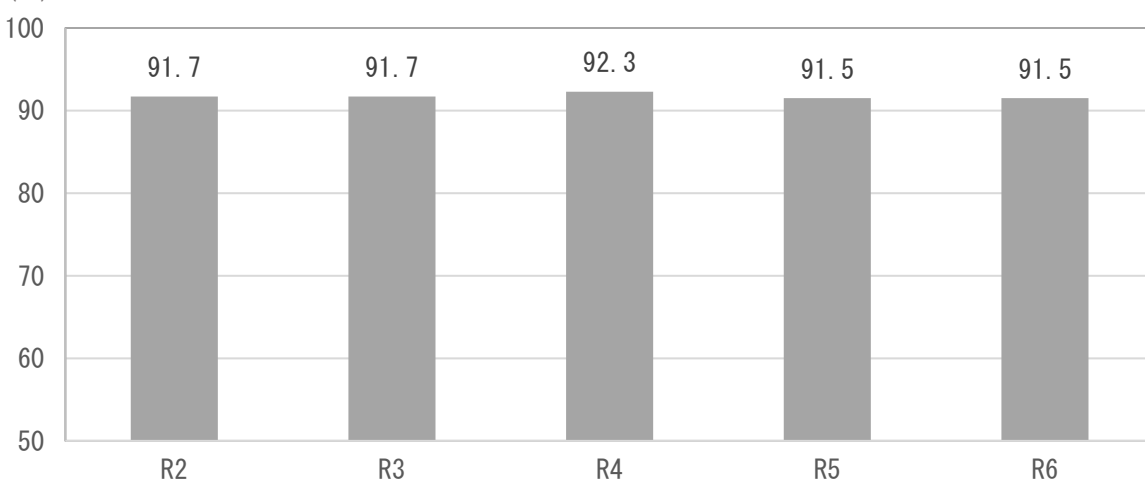
非正規労働者やひとり親などの増加により、生活上の困難に陥りやすい女性に対する対応や女性が長期的な展望に立って働けるようにすること、生活困窮者の子どもへの教育支援等が求められています。また、高齢化の進行に伴い、高齢単身女性も増加しており、その支援も急務となっています。さらに、性的志向や性自認に関すること等を理由として困難な状況に置かれている場合や、在日外国人、同和問題等に加え、女性であることで複合的に困難な状況にある者等への配慮も必要となっています。

○生活保護世帯の内訳別推移（愛媛県）（世帯）

区 分	高齢者（うち単身）		母子	障がい者	傷病者	その他	計
令和元年度	10,093	(9,424)	583	1,918	2,677	1,949	17,220
令和2年度	10,134	(9,478)	536	1,977	2,436	1,889	16,972
令和3年度	10,140	(9,512)	480	2,015	2,247	1,851	16,733
令和4年度	10,096	(9,490)	435	2,055	2,146	1,846	16,578
令和5年度	10,045	(9,478)	432	2,048	2,146	1,846	16,517
令和6年度	9,974	(9,442)	427	2,067	2,151	1,815	16,434

資料出所：被保護世帯の世帯別類型状況（愛媛県保健福祉課調べ）

○ひとり親の就業率（愛媛県）



資料出所：愛媛県子育て支援課調べ

主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

2- (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女の地位の平等感は、男性の方が優遇されているという意見が多く見られます。固定的性別役割分担意識や性差別に関する偏見・固定概念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、女性・男性いずれにも存在しており、男女共同参画や女性活躍に関する取組みの進展が十分でない要因の一つに挙げられていることから、男女双方の意識啓発・理解促進に取り組んでいます。

○各分野における男女の地位の平等感

(%)

項目	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
家庭の中で	6.4	34.8	38.6	7.8	2.2	10.5
職場の中で	10.7	40.6	27.8	5.3	2.1	13.7
地域社会の中で (町内会、自治会など)	10.1	42.6	27.0	3.3	0.9	16.2
社会通念や慣習やしきたりなどで	13.8	53.5	17.4	2.8	0.8	11.9
法律や制度のうえで	9.0	37.1	36.8	4.0	1.3	11.9
政治の分野で	25.1	45.8	16.5	1.8	1.0	10.0
学校教育の分野で	5.6	27.0	49.1	2.7	0.6	15.1

資料出所：愛媛県「令和6年度愛媛県男女共同参画に係る意識調査」

■男女共同参画社会づくり推進事業

○男女共同参画社会づくり推進県民大会の開催

男女共同参画に向けての意識の高揚や自発的な活動を促進し、県民総ぐるみ運動を展開するため、男女共同参画社会づくり推進県民大会を開催しました。

- ・開催日：令和7年7月25日（金）
- ・場 所：愛媛県男女共同参画センター 多目的ホール
(実地＋オンライン配信)
- ・参加者：県民議会議員及び一般県民等 299名
(来館174名、オンライン125名)

アーカイブ配信（1か月間）動画再生回数 113回

- ・テーマ：女性が住みたい地域をつくる
～企業、行政、地域、家庭の役割～
- ・内 容：基調講演 講師：野村 浩子

(日経 WOMAN 元編集長、(公財)日本女性学習財団理事長)

対 談 講師：桐木 陽子（県民議会会長、松山東雲短期大学教授）



○教育関係者向け研修の開催

- ・日 時：令和7年6月14日（土）9時30分～12時00分
- ・場 所：愛媛県総合教育センター
- ・参加者：若手教員、教員を目指す大学生等 36名
- ・内 容：講義、グループワーク
「若者のライフデザインと男女共同参画社会
～ジェンダーの視点を踏まえた愛媛方式での授業の実践」
講師：大野 小百合（東温市立川内中学校 教頭）
講師：山口 美代子（キャリアコンサルタント）

※県総合教育センターのえひめ教師塾において実施

○男女共同参画推進地域ミーティング開催事業

地域における男女共同参画社会づくりを一層推進するとともに、機運の醸成を図るため、地方局職員、市町職員及び地域で活躍するリーダーを対象とした男女共同参画推進地域ミーティングを開催し、地域課題の解決に向けた打開策を見出し実践していくための意見交換等を行いました。

- ・主 催：各地方局(共催：管内各市町)
- ・参加者：地方局男女共同参画推進班員、市町男女共同参画担当課長、
地域で活躍する者、その他(計108名)

地方局	東 予	中 予	南 予
日 程	令和8年3月3日(火)	令和7年11月27日(木)	令和7年11月7日(金)
会 場	東予地方局	中予地方局	南予地方局
講 師	料理研究家・食育アドバイザー／作曲家 中村 和憲 氏	松山東雲女子大学・松山東雲短期大学 副学長・教授 桐木 陽子 氏	料理研究家・食育アドバイザー／作曲家 中村 和憲 氏
参加者数	22名	23名	63名
内 容	頑張りすぎず育む幸せ ～ありのまま、自分らしく～	世代間ギャップをチャンスに変える組織づくり ～男女共同参画は“特別なこと”じゃない～	『60%』の日々で育むHAPPY ～ありのあま、自分らしく～

2—(2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進

意識調査では、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」という考え方に肯定的な意見が、前回調査から 20.7 ポイント減少しています。小・中・高校では、男女混合名簿が導入され、適切な場面で使用されています。

○教育に対する意識

項目		肯定的意見	否定的意見	どちらとも いえな	無回答
男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい	H26	52.3%	15.0%	29.3%	3.3%
	R 元	44.5%	25.8%	27.1%	2.6%
	R6	23.8%	33.6%	42.7%	0%
学校での男女別の制服や並び方、色分け、呼び分けなどの習慣をなくした方がよい	H26	32.8%	19.5%	43.4%	4.3%
	R 元	35.9%	16.5%	43.8%	3.7%
	R6	32.6%	23.7%	43.9%	0%
女性は文系、男性は理系の分野が向いている	H26	4.3%	56.0%	35.8%	4.0%
	R 元	3.9%	60.7%	31.9%	3.5%
	R6	6.5%	61.7%	31.9%	0%
知的な能力は、性別による差よりも個人差の方が大きい	H26	80.4%	4.7%	10.9%	4.0%
	R 元	82.1%	4.4%	9.5%	4.0%
	R6	59.7%	13.5%	26.9%	0%

資料：愛媛県「令和6年度愛媛県男女共同参画に係る意識調査」

主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大

3-（1）行政・民間部門等における女性の参画拡大

県審議会等の委員における女性の割合は、平成20年度に40%を超え、その後も40%を維持していましたが、令和6年度に39.0%、令和7年度も39.4%と、40%を下回る結果となりました。引き続き45%を目指して取り組んでいます。その他の分野での女性の割合は、増加傾向を示していますが、全国平均より低い状況に変わりはありません。世論調査では、自治体の首長や議員等の公職、職場の管理職への女性の参画拡大を期待する意見が増えています。（P111 女性がもっとつuitた方がよい役職や公職参照）また、諸外国と比べて大きく遅れている政治分野における男女共同参画の推進について、政党等により積極的な取り組みや国及び地方公共団体の施策を強化するために、令和3年6月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改定されました。

○女性の参画状況

項 目		R6	R7	資料出所	
地方議会に占める女性議員の割合	愛媛県	6.7%	8.6%	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（各年12月31日時点）	
	全国平均	14.6%	14.6%		
目標を設定している審議会等に占める女性委員の割合	愛媛県	39.0%	39.4%	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	
	県内市町	30.3%	29.5%		
	都道府県平均	39.1%	39.3%		
県管理職（課長相当職以上）への女性の登用状況	愛媛県	10.6%	11.5%	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	
	全国平均	14.1%	15.2%		
県の役付職員への女性の登用状況（教育委員会を除く）		愛媛県	22.6%	23.4%	県人材マネジメント室調べ（各年4月1日時点）
学校管理職における女性の登用状況	小学校	愛媛県	22.5%	24.2%	文部科学省「学校基本調査」
		全国平均	30.6%	31.5%	
	中学校	愛媛県	11.7%	12.4%	
		全国平均	16.6%	17.9%	
	高等学校	愛媛県	11.1%	13.6%	
全国平均		13.6%	15.0%		
自治会長に占める女性の割合（愛媛県）		4.0%	6.1%	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	

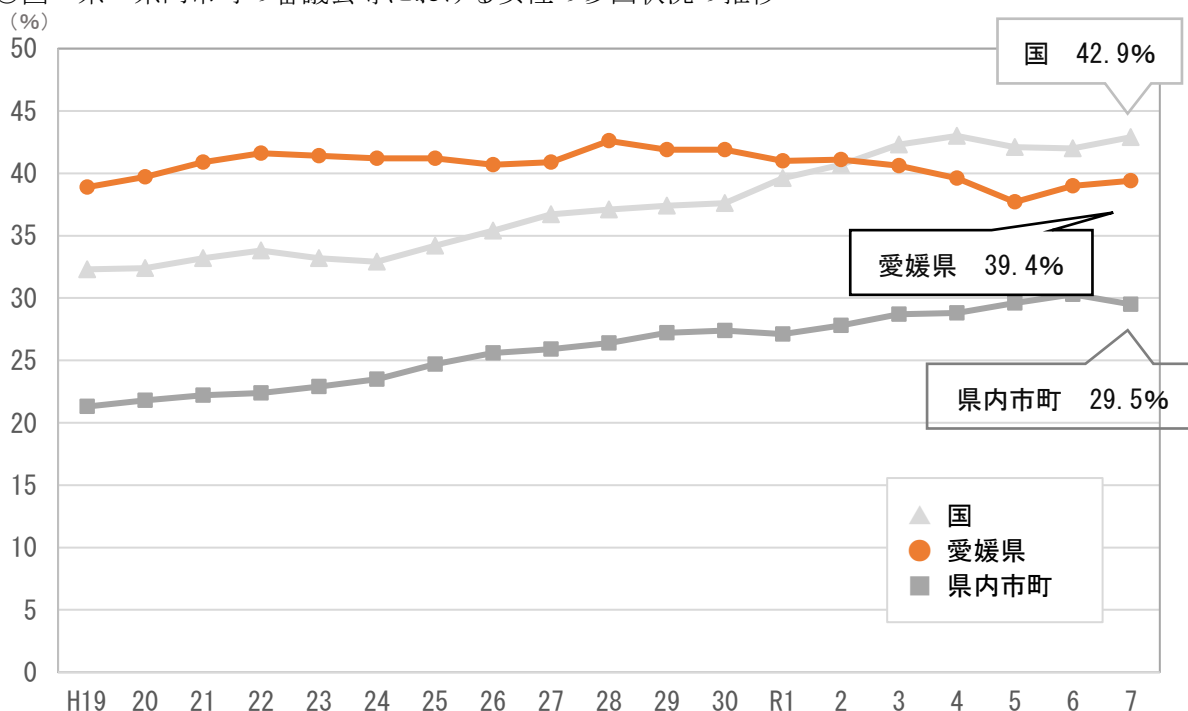
項 目		H29	R4	資料出所
管理的職業従事者に占める女性の割合	愛媛県	16.9%	16.7%	総務省統計局「就業構造基本調査」※H29及びR4の数値
	全国平均	14.8%	15.3%	

○審議会等委員の公募

県民の声を県政に積極的に反映するとともに、県政における政策や方針の決定過程に、男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、県の審議会等委員の一部を県民から公募することとし、当課で全庁の委員公募を一括して広報しています。

- ・広報手段：県の広報紙「愛顔のえひめ」に委員公募の欄を設けて掲載
 応募申込書のついたチラシを作成し県の施設や市町等に配布
 県のホームページや SNS に掲載
- ・一括広報した審議会等：8 審議会

○国・県・県内市町の審議会等における女性の参画状況の推移



国の割合は毎年9月現在。愛媛県、県内市町の割合は毎年4月現在
 資料出所：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

3—(2) 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援

女性の参画が進まない理由として、長時間労働などを前提とした男性優位の組織運営や根強く残る固定的な性別役割分担意識、家事・育児・介護などのケア労働の女性への偏りなどから女性の積極性を十分発揮できないこと、能力開発（エンパワーメント）の機会が不十分であること等が考えられます。女性が多様な能力を身につけ、積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。女性人材の積極的な育成を図り、各地の女性グループ等の活動を支援する必要があります。

○女性人材リストの活用

様々な分野で知識・経験を有する女性を登録した「愛媛県女性人材リスト」を活用して、女性の登用促進を図っています。（女性人材リスト登録者数：73名）

○愛媛県男女共同参画センターにおけるエンパワーメントカレッジ等の開催（P46 参照）

3—（3）防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画機会が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じており、愛媛県においても、西日本豪雨災害を受け、防災・減災面における男女共同参画の視点の重要性を再認識したところです。そこで県では、更なる地域防災力の強化を図るため講座等を開催し、地域に密着している企業・団体職員、社会福祉施設職員への防災士の資格取得を支援しています。

また、急速かつ大幅な人口減少に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女が共に希望に応じ安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる男女共同参画社会づくりが求められています。様々な分野で、ボランティアやNPO等の活動など、社会貢献活動への関心が高まっており、県では「愛媛ボランティアネット」によるNPO・ボランティア情報の発信や、NPO法人の活動支援に取り組んでいます。

○消防団員における女性消防団員の状況

		R4年4月	R5年4月	R6年4月	R7年4月
愛媛県	総数	634人	640人	672人	701人
	割合	3.3%	3.4%	3.6%	3.8%
全国	総数	27,603人	27,954人	28,595人	29,478人
	割合	3.5%	3.7%	3.8%	4.0%

資料出所：愛媛県消防防災安全課調べ

○愛媛県防災士認証登録者数

	R5年3月末	R6年3月末	R7年3月末	R8年3月末
総数	20,018人	23,009人	26,184人	28,318人
うち女性割合	22.5%	23.8%	25.2%	26.4%

資料出所：愛媛県防災危機管理課調べ

○様々な分野における男女共同参画の推進

項目		R5年3月	R6年3月	R7年3月	R8年3月
愛媛ボランティアネット登録会員数 (団体会員+個人会員)		5,099件	5,218件	5,331件	5,401件
特定非営利活動法人 (NPO法人)の認証数	愛媛県	509件	507件	501件	508件
	全国	50,351件	49,942件	49,478件	49,079件

資料出所：愛媛県県民生活課調べ

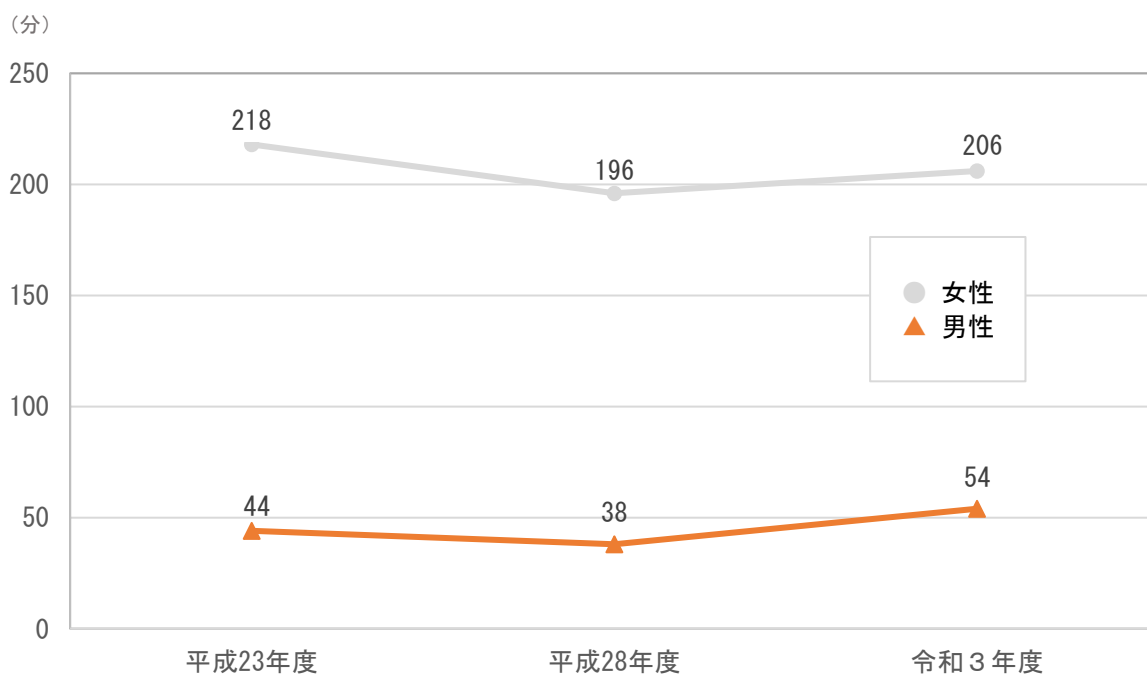
主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

4- (1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり

家庭においては、本県の男性の家事関連(家事、介護・看護、育児、買い物)に占める時間は1日に54分に対して、女性は3時間26分となっており、前回調査時より男女ともに増加しておりますが、依然として女性への負担が大きくなっています(総務省「令和3年度社会生活基本調査」)。また、男性に多く見られる仕事中心のライフスタイルでは、家庭、地域への参画が困難な状況です。

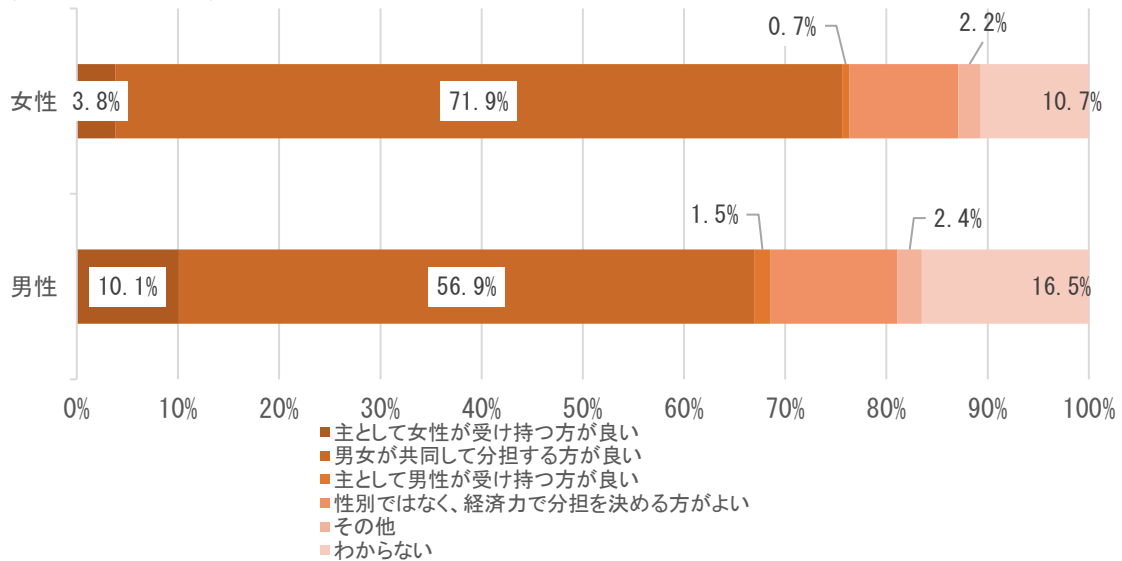
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)は、経済の活性化や個人生活の充実につながるものであり、その理解は徐々に進んでいます。県が実施した「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」(令和7年度県労政雇用課)では、重要性や必要性を感じている企業は9割を超えており、「取り組んでいる」及び「今後取り組んでいきたい」と回答した企業は、合わせて8割近くに上っております。このような中、地域社会での助け合いなど、身近なことについての地域の役割や機能に対する期待が高まっています。

○県内男女別(15歳以上)1日あたりの家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物)



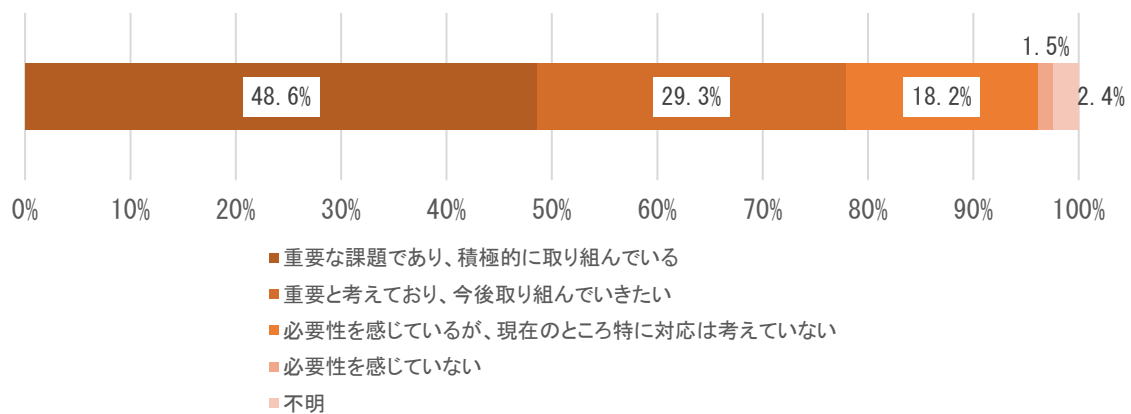
資料出所：総務省「社会生活基本調査」

○家庭内における家事・育児・介護の分担について



資料出所：愛媛県「令和6年度男女共同参画に関する意識調査」

○従業員の仕事と家庭の両立についての意識 (n=669)



資料出所：愛媛県労政雇用課「令和7年度仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

■家事参画、育休支援事業

性別による役割分担意識を解消し、男女がそれぞれの働き方に応じて、協働して家事・育児などに取り組む「家事シェア」を一層推進するため、男性育休者等を対象にこどもと一緒に参加できる交流会を行い、悩みを共有したり、こどもとの接し方について考えたりするきっかけを提供するとともに、各種情報を発信するほか、親、上司世代も含めた幅広い層に家事シェアや家事代行サービス等の活用に対する理解を促進するイベントを開催し、社会全体の意識変容を促すなど、仕事と家庭の両立に向けた取組みを支援しました。

○家事参画促進、育休取得支援事業

① 情報発信、交流会等の実施

参加者の家事や育児に関するスキルの向上が期待できる講習会や家事・育児について悩みを共有し、男女がともに有している家事・育児に対する無意識の思い込みの解消やパートナー間のマインドセットの重要性に気づき、自身の家事・育児への取組みを見直すきっかけとなる

ような交流会イベントを実施し、また、本事業のイベント開催情報等の告知をはじめ、家事・育児において役に立つ情報の発信をすることで男性の家事・育児参画に向けた機運醸成を図りました。

- ・ 講師 家事スキル専門家等
- ・ 対象 育児中の男性
- ・ 回数等 交流会 7回（7月～1月） 毎回定員 10名程度
 《全7回（東・南予各2回、中予3回）実施し、63組約207名が参加》
- ・ 内容 家事・育児のスキルを学べる講習、家事・育児に対する無意識の思い込みの解消や自身の取組の見直しのきっかけとなるような座談会等
- ・ 情報発信 特設サイト及びSNSを活用し、イベントの開催情報・実施結果、育休中の過ごし方に役立つ家事や育児に関するコラム等を発信した。



②家事シェア等に関する理解促進イベントの実施

若い世帯の家事シェアや育休取得をサポートするため、親、上司世代も含めた幅広い層に家事シェアや家事代行サービス等の活用に関する認知度向上や理解促進を図るためのイベントを開催しました。

- ・ イベント名 頑張りすぎずに、シェアしてイキイキ！みんなで家事シェアフェス
- ・ 開催日時 令和7年7月5日（土） 11:00～16:00
- ・ 開催場所 エミフルMASAKI 1F グリーンコート
- ・ 内容 ゲストトーク、来場者参加型のクイズ、展示等



○家事シェア推進キャンペーン事業

これまで家事参加や家事シェアに興味のなかった層にも家事参画への関心を持ってもらい、パートナー間で家事分担について話し合うきっかけ作りとするため、家庭における家事・育児シェアの取組みに関し、家事の具体的な内容や誰が担当しているかを「見える化」するキャンペーンを実施しました。

- ・応募対象：県内在住者（1世帯（同一住所）1回まで応募可）
 ※抽選で各回先着 50 名に「家事シェアスタイルブック」、各回抽選 100 名に家事グッズ（洗剤セット等）プレゼント
 - ・キャンペーン実施時期
 応募期間：【第 1 回】令和 7 年 7 月 1 日～9 月 30 日（抽選及び発送：11 月）
 【第 2 回】令和 7 年 10 月 1 日～12 月 30 日（抽選及び発送：2 月）
 応募総数：1,061 件
- <アンケート結果>
 参加者数：1,061 名（女性：783 名、男性：273 名、答えたくない：5 名）

Q. 自分に家事・育児の負担が偏っていると思うと回答した者の割合

(女性)

偏りはない	168 人	21.5%
パートナーに偏っていると感じた	21 人	2.7%
自分に偏っていると感じた	568 人	72.5%
その他	26 人	3.3%

(男性)

偏りはない	93 人	34.1%
パートナーに偏っていると感じた	147 人	53.8%
自分に偏っていると感じた	24 人	8.8%
その他	9 人	3.3%

Q. キャンペーンに参加してみて、あなたの家事・育児の役割を見直そうと思われましたか。

(女性)

思った	227 人	29.0%
少し思った	322 人	41.1%
あまり思わない	167 人	21.3%
思わない	42 人	5.4%
その他	25 人	3.2%

(男性)

思った	71 人	26.0%
少し思った	97 人	35.5%
あまり思わない	68 人	24.9%
思わない	30 人	11.0%
その他	7 人	2.6%

《参加者の意見》

- 子どもの成長に伴い、家事・育児に対する負担感も変わってくると思いますが、夫婦で頻りにコミュニケーションを取りながら、自分たちの1番良い形での「家事シェア」を柔軟に維持・継続していきたいと思います。(30代・男性)
- パートナーが家事をやることを当たり前と思わない！（20代・男性）
- 気がついたらパートナーにいちいち言わず、自分から率先して家事（特に部屋の掃除など）を行いたい。(50代・男性)
- 「察して」「やってもらって当たり前」にならないように、気をつけたいと思う毎日です。また、お互いの妥協点、どこまで許せるか、といった線引きを確認することも大事だなと痛感しています。お互いへの感謝や思いやりを忘れずに家事育児を分担して頑張りたいです。(20代・女性)

●今まで自分がやる方がはやいと思って家事をやってきました。今後はパートナーと話をして分担できるところはしていきたいと思いました。(50代・女性)

●子供の世代にシェアが当たり前だという感覚を育てたい。(30代・性別無回答)

■ライフデザイン支援事業

人生における選択肢が多様化する中、ライフデザインに関する正しい知識（妊孕性を含む）知識や手法を学ぶことで、自身が希望するキャリアやライフイベントの実現可能性を高めることができるよう、講座を開催し、多くの若い世代に周知啓発を図りました。

○学校等における出前講座の実施

講師（キャリアコンサルタント等）による高校・大学等でのライフデザイン等に関する出前講座を実施しました。将来的なライフイベントを具体的に描くことに繋がるよう結婚や子育て、仕事と家庭の両立の実現等に関するデータの紹介のほか、過去の体験等に基づく自身の価値観の掘り起こしやライフデザインを実際に作成するワークなども取り入れています。

実施校（大学）

学校名	日時	人数
愛媛大学社会共創学部	6月20日	54名
松山東雲短期大学	7月14日	60名
人間環境大学	9月26日	34名
愛媛大学理学部	11月12日	70名
愛媛大学就職支援課	12月24日	4名
医療技術大学	12月5日	70名

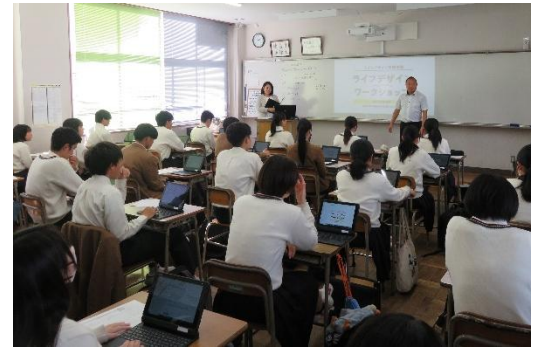
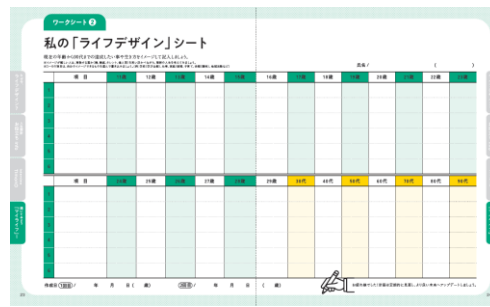
実施校（高校）

学校名	日時	学級数	人数
東温高校（1年生）	5月13日～16日	6クラス	185名
宇和島東中等教育学校（5年生）	7月8日	3クラス	54名
上浮穴高校（2年生）	10月22日	2クラス	30名
新居浜東高校（2年生）	10月30日	6クラス	218名
新田星雲中等教育学校（5年生）	11月17日	2クラス	29名
松山東雲高校	12月9日	4クラス	59名

実施校（その他）

学校名	日時	人数
えひめ教師塾（若手教員）	6月14日	36名

（実施校数：13校（大学6校、高校6校、その他1校） 受講者数：903名）



■魅力ある職場環境づくり支援事業

人口減少に伴う人手不足が深刻化する中、働き方改革による労働生産性向上の必要性について企業にきめ細やかなアプローチにより啓発を図るとともに、一定の意識レベルに達している企業において取組みの牽引役を担うリーダーを養成することで企業の自発的な取組みを支援し、働き手から選ばれる魅力ある職場環境の創出につなげています。

○ひめボス推進プラザ運営事業

県内企業の働き方改革の包括支援拠点である「愛媛県働き方改革包括支援プラザ（働ナビえひめ）運営事業」と「ひめボス推進事業」の事業内容を整理・統合した「ひめボス推進プラザ」を設置・運営し、ひめボス推進アドバイザー、ひめボス推進コンサルタントによる訪問支援を通じて、認証制度の普及・拡大を図るとともに女性の正社員登用、男性育休の取得促進、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の導入・定着の後押しを実施しました。

- ・拠点名称：ひめボス推進プラザ
- ・開所時間：9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）
- ・業務内容：

専門スタッフ（統括マネージャー及びひめボス推進アドバイザー（ともに企業等における労務管理等経験者）、並びにひめボス推進コンサルタント（社会封建労務士等）を設置し、相談対応（女性活躍推進、仕事と家庭の両立支援、働き方改革に関する相談）や専門機関への取り次ぎ、訪問による企業支援などを実施しています。

- ・業務状況：（令和7年度）

ひめボス推進アドバイザーの派遣：4名 訪問件数：957件
 ひめボス推進コンサルタントの派遣：4名 訪問件数：188件

○働き方改革推進リーダー養成事業

県内中小企業が自発的に働き方改革を推進していく上で、その牽引役となる人材を育成するため、法制度や働き方改革による労働生産性向上に向けた実践手法等を集中的に学ぶ養成講座を開催するとともに、個別フォローを実施しました。また、年度末には、個別フォローを実施した企業の取組みをまとめた事例集を作成しました。

①働き方改革推進リーダー養成講座の開催

社内の課題把握と取組手法の検討方法、社内の理解と協力を得るためのノウハウ等、社内
で働き方改革を実践する上で必要な知識と手法の習得するためのセミナーを開催しました。
また、最終回では参加企業による約半年間の働き方改革に関する取組内容や成果、今後の取組
方針等に関する共有会を行いました。

- ・対 象：県内企業の経営者、人事担当者、職場リーダーなど
- ・開催日：(第1回) 令和7年6月19日(木) 県民文化会館
(第2回) 令和7年8月19日(火) 県民文化会館
(第3回) 令和7年12月11日(木) 県民文化会館
- ・参加企業数：26社

②養成講座受講企業への個別フォローの実施

①の講座受講企業において実際に働き方の見直すための活動を実践し、社内で取組みを進
める際の課題解決、対処手法等について企業ごとにコンサルタントによる助言等を行いま
した。

- ・支援企業数：4社
- ・支援回数：各社7回(対面・Web)

③個別レポートの作成

②の個別フォローで対処した課題や企業に対する助言内容をまとめたレポートを作成しま
した。

- ・作成媒体：電子データ(PDF)
- ・作成時期：令和8年3月

4- (2) 安心して子どもを育てられる環境整備

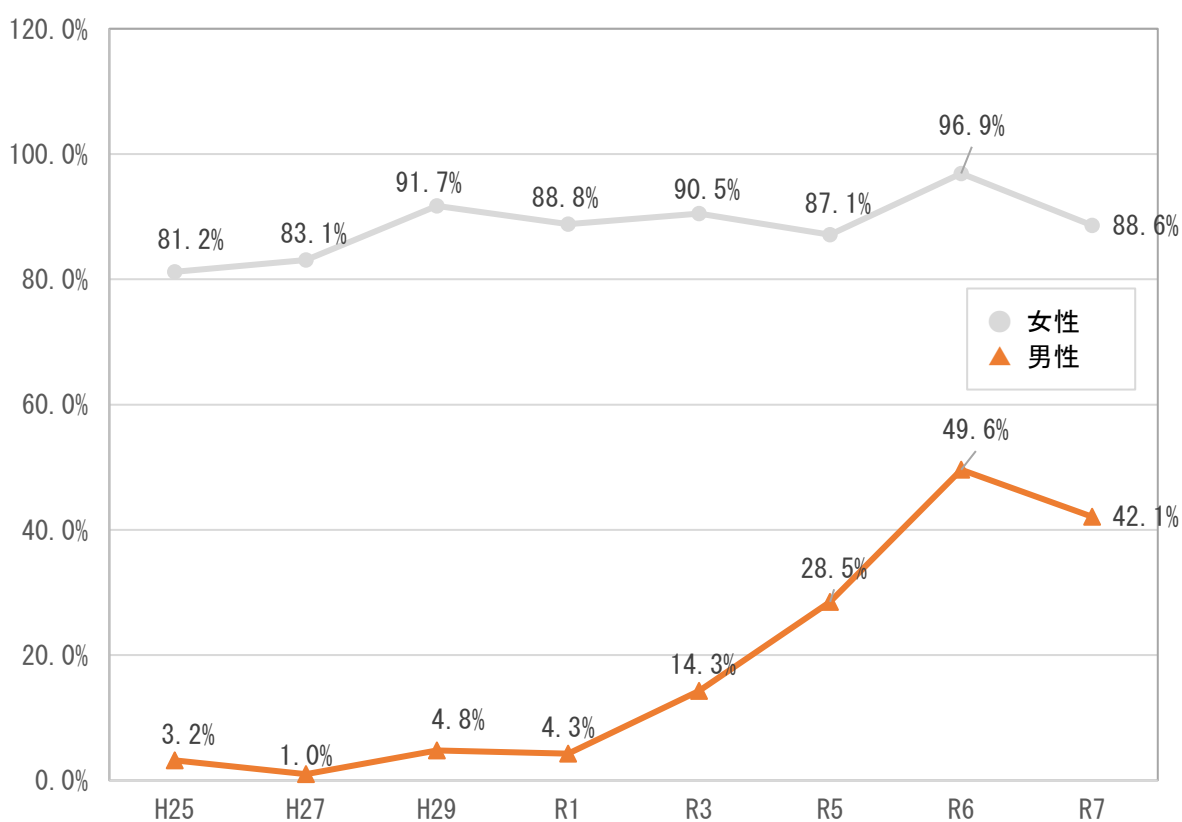
女性の就業率が上昇する中で、多くの女性が子育てと仕事の両立の問題に直面しており、男性も女
性も子育てをしながら社会で当たり前活躍できる環境の整備がますます重要となる中、女性が子
育ての負担感から、子どもを生むことをあきらめたり、仕事を辞めたりしなければならない場合があ
り、女性の生き方の選択に大きな影響を与えています。このため、令和7年3月に策定した「愛媛県
子ども計画」(子育て支援課)では、結婚から子育てへの切れ目のない支援を推進することとし、こ
どもの幸福に焦点をあてた各種政策を展開するとともに、共働き・共育てを推進し、女性と男性が共
にキャリアアップと子育てを両立できる環境整備について官民一体となって取り組み、子ども・子育
て当事者を社会全体で支えることとしています。このような取組により、男性の育児休業取得率が増
加するなど、男性も育児に参画しやすい職場環境が少しずつ整備されております。

○愛顔（えがお）の子育て応援事業

愛媛県では、県内に本社、本店または紙おむつ製造工場を立地する県内紙おむつメーカー3社（花王株式会社、大王製紙株式会社、ユニ・チャーム株式会社）、市町と連携して、平成29年度（2017年度）から愛媛県ならではの子育て応援事業「愛顔の子育て応援事業」を実施しています。対象市町に住民登録がある第2子以降、満1歳未満のお子さんのいる世帯に、県内紙おむつメーカーの乳幼児用紙おむつ製品を購入する際に利用できる「愛顔（えがお）っ子応援券（※）」50,000円分【1,000円券の50枚綴り】を、市町役場を通じて交付しています。

※市町によっては、名称が異なることがあります。

○県内民間事業所の育児休業取得率（愛媛県）

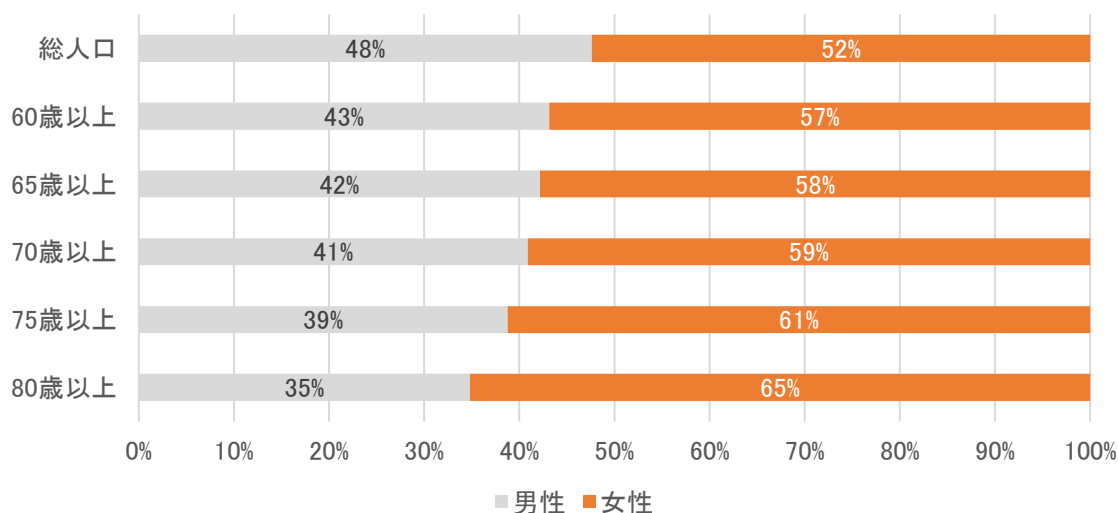


資料出所：愛媛県労政雇用課「令和7年度仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

4－（3）高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備

本県の高齢化率は、令和7年4月現在34.00%で全国的にも高い水準であり、今後も上昇が予測されています。家族の介護は、介護保険制度の導入により、ある程度軽減されましたが、育児と同様に主に女性が担い、大きな負担となっています。また、令和2年国勢調査では、ひとり親世帯数は減少しているものの、高齢化の進展による高齢単身世帯の増加（平成27年国勢調査に比し約10%の増）が著しく、貧困など生活上の困難に直面する男女が増加しています。障がい者については、障がいの重度化、重複化及び高齢化などにより、福祉サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。

○高齢者の男女比率（愛媛県）



資料出所：愛媛県長寿介護課「令和7年度高齢者人口等統計表」

○ひとり親世帯数及び高齢単身世帯数（愛媛県）

区分		H12	H17	H22	H27	R2
ひとり親世帯数	母子世帯	8,975	10,428	10,643	10,060	8,105
	父子世帯	1,252	1,321	1,240	1,141	918
	計	10,227	11,749	11,883	11,201	9,023
高齢単身世帯数	女性	41,194	47,704	53,070	59,013	62,501
	男性	9,997	13,393	16,305	22,343	27,312
	計	51,191	61,097	69,375	81,356	89,813

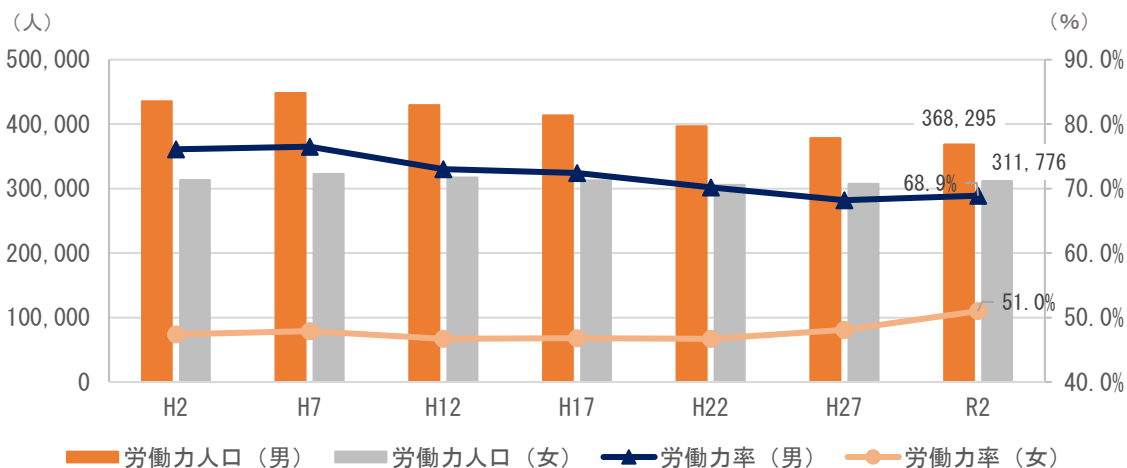
資料出所：総務省統計局「国勢調査報告」

主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進

5-（1）男女均等な雇用環境の整備

少子・高齢化による労働者人口の減少に伴い、これまで以上に女性の労働力の活用が進んでおり、雇用環境の整備や意識改革が強く期待されています。愛媛県の令和2年の女性の労働力人口は、311,776人で、平成27年に比べ4,532人増加しています。また、女性の労働力率は51.0%となり、平成27年に比べ2.9ポイント上昇しています。

○労働力人口及び労働力率（愛媛県）



資料出所：総務省「国勢調査」就業状態等基本集計結果（愛媛県）

※平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

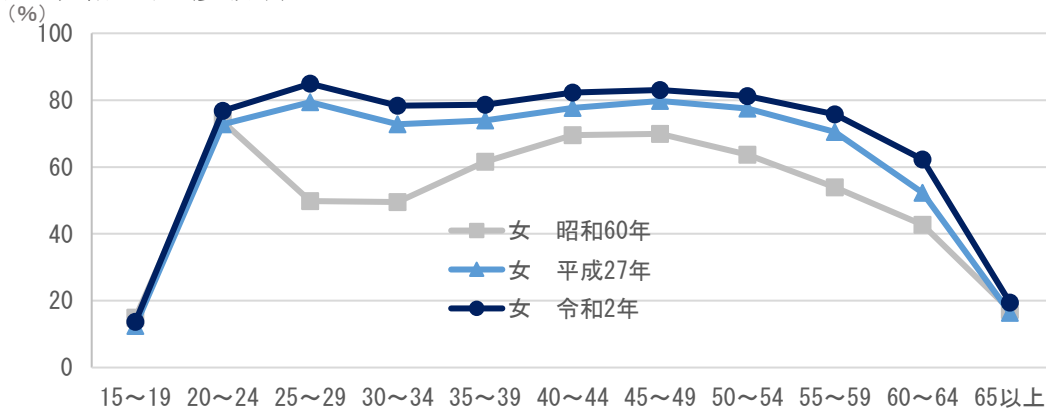
なお、平成22年の労働力率は、分母（15歳以上人口）から「労働力状態不詳」を除いて算出。

労働力人口＝15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの

労働力率＝15歳以上人口に占める労働力人口の割合

年代別の労働者の割合を示した「年齢階級別労働力率」は、昭和60（1985）年は結婚・出産後の離職で20代後半～30代前半の割合が大きく下がり、いわゆるM字カーブとなっていました。徐々に緩やかになり、解消に向かっています。

○女性の労働力率（愛媛県）



資料出所：総務省「国勢調査」就業状態等基本集計結果（愛媛県）

※平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

愛媛県の女性雇用者に占める正規の割合は49.3%であり、平成27年より1.4ポイント上昇していますが、パート・アルバイトなど非正規に占める割合は50.7%と約半数を占めています。

○従業上の地位別就業者数、構成比（愛媛県）

		就業者数（人）			構成比（%）		
		平成27年	令和2年	増減	平成27年	令和2年	増減率
男性	正規	227,286	224,039	△3,247	84.2%	83.8%	△0.4%
	非正規	42,678	43,205	527	15.8%	16.2%	0.4%
	合計	269,964	267,244	△2,720	-	-	-
女性	正規	118,000	125,513	7,513	47.9%	49.3%	1.4%
	非正規	128,312	129,233	921	52.1%	50.7%	△1.4%
	合計	246,312	254,746	8,434	-	-	-

資料出所：総務省「国勢調査」就業状態等基本集計結果（愛媛県）
※不詳補完値による。

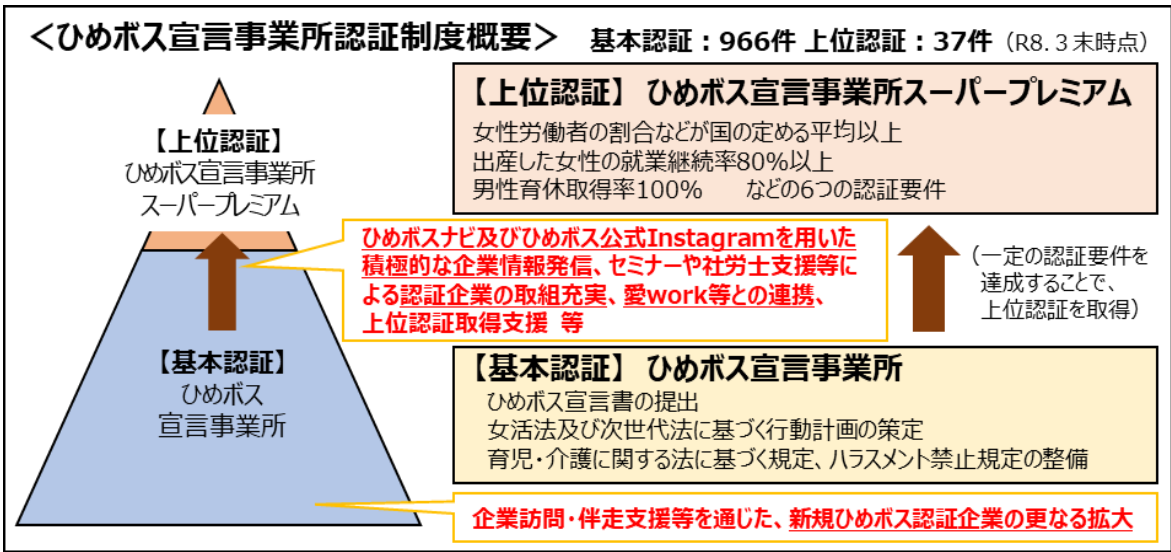
5 - (2) 職業生活における女性の活躍推進

平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことを受け、本県では、地域や経済が持続的に成長するためには組織トップが意思表示をし、経営戦略として働き方改革や女性活躍推進に取り組むことが重要と考え、平成 28 年度から、愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進してきました。

全国と同様に本県でも人口減少と高齢化が加速する中、暮らしの安定と産業の活力を維持するため、若年世代の転出超過の改善、婚姻件数の増加が重要となっており、特に若年女性の転出超過改善のためには、県内で雇用の場を提供する全ての企業・事業者自らが問題意識を持って変革に取り組み、男女問わず選択されるよう成長することが望まれることから、令和 5 年度より、女性活躍・仕事と家庭の両立支援の双方に積極的に取り組む企業・事業所を対象とした「ひめボス宣言事業所認証制度」を開始するとともに、女性活躍や男性育休取得等の実績に対して奨励金を支給する「ひめボス宣言事業所奨励金」を創設し、企業・事業者と行政が協働して、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を強力に推し進めています。

■ひめボス宣言事業所魅力化支援事業

本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず誰もがいきいきと働ける魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を段階的に半減させることを目指します。



○ひめボス宣言事業所の認証

ひめボス推進アドバイザー等の積極的な訪問支援により、女性活躍や働き方改革の重要性や取組みへのアドバイス、制度の紹介等によりひめボス宣言事業所を拡大しています。

さらに、事業所の具体的な取組みを促すため、ひめボス推進コンサルタント（社労士等）による伴走支援を実施しています。

- ・ 認証実績（令和 8 年 3 月 31 日時点）
 - ひめボス宣言事業所 基本認証 966 事業所
 - 〃 スーパープレミアム認証（上位認証） 37 事業所

○奨励金の支給

スーパープレミアム認証の取得、ひめボス宣言事業所における女性活躍や男性育休取得等の実績に対し、奨励金を支給しました。

- ・令和7年度支給実績（令和8年3月31日時点）
奨励金 100 万円：23 社
奨励金 20 万円：46 社
奨励金 10 万円：3 社

○ひめボス宣言事業所認証制度の周知・広報（テレビCM制作）

県民に対して広くひめボス宣言事業所認証制度を発信するため、幅広いユーザーが視聴するテレビメディアを活用して情報を届けるとともに、ひめボス認証制度自体の認知拡大やブランドイメージの向上を図りました。

- ・制作物：テレビCM（30秒 ver. × 2本）
- ・放送期間：令和7年12月～令和8年2月



○ひめボス宣言事業所の表彰（ひめボス宣言事業所アワード）

特に高い実績を挙げた事業所の表彰・基調講演を行い、優良事例の県内への波及を図ります。

- ・開催日時：令和8年2月6日（金）
- ・開催場所：ANA クラウンプラザホテル
- ・被表彰企業：11社
（シンワ（株）、（株）ANA エアサービス松山、（福）伊方社会福祉協会、（株）あいテレビ、（有）ユニット・ワン、（株）アイムービック、（医）結和会 松山西病院、（株）新風会、重松建設（株）、（株）母恵夢本舗、（医）北辰会 西条市民病院）
- ・基調講演：「人と事業が成長するだれもが輝く組織の
つくりかた」
渡瀬 ひろみ 氏
（株式会社アーレア 代表取締役）



○いきいきと活動する女性によるイベント開催（女たちの語り場サロン）

ひめボス宣言事業所や、女性起業家・農業林業従事者等各界で活躍する女性のトークセッションやロールモデルの紹介等を行うイベントを開催し、特にライフイベントの変化に伴う影響を受けやすい女性がモチベーションを維持しながら就業を継続できるよう、県内で、自分のありたい姿に向かっていきいきと歩む女性に見える化することで、愛媛が「やりたいことを実現できる」地域であることを広く県民に感じてもらう機会としました。

- ・開催日時：令和7年9月19日（金）
- ・開催場所：マリベールスパイア
- ・参加者：86名
- ・内容：パネルディスカッション、会場Q&Aセッション、
テーブルディスカッション

(パネルディスカッション)

和泉 智子 氏 愛媛トヨタ自動車株式会社
総務・人財育成支援部
人財育成支援グループ 課長

越智 智美 氏 EBISU☆FISHERY

岩下 紗矢香 氏 ファシリテーターグラフィックレコーダー
(司会)

合田 みゆき 氏 フリーアナウンサー



■ひめボス宣言事業所魅力発信事業

ひめボス宣言事業所の取組実績を見える化し、県内出身者や県内学生へ広く周知していくことで、県内の魅力的な企業を知るきっかけとなり、若年層の県内就職を促進するとともに、認証企業の取組みを加速させました。

○「ひめボスナビ」への企業情報の掲載、「ワンチャンえひめ」の配布

学生向けひめボスポータルサイト「えひめ ひめボスナビ」への企業情報の掲載や、県内すべての高校へ学生向け冊子「ワンチャンえひめ」を配布しました。

また、大学で実施する講義等の機会にも、ひめボスNAVI掲載企業や「ワンチャンえひめ」の紹介を実施。



・掲載情報

- (1) 認証企業の取組内容・各企業における働きやすい職場環境の整備や女性活躍、仕事と家庭の両立支援等に関する取組内容をアイコンで表示し、関連する取組内容をQA形式で詳しく紹介している。
- (2) 社員インタビュー
 - ・実際に働く先輩社員の声をQA形式で表示し、職場での様子を写真等を用いて掲載することで、働くイメージを持つことができるようにしている。
- (3) 愛媛で暮らす魅力紹介
 - ・愛媛の暮らしやすさを表す客観的な指標や魅力や、東京など都市部と愛媛県の生活の違いを掲載し、「愛媛で暮らす」という選択肢の魅力を発信する。

○文化祭・大学祭でのひめボスブース出展・PR

令和7年11月1日(土)～2日(日) 新居浜工業高等専門学校 国領祭

令和7年11月8日(土)～9日(日) 愛媛大学学生祭

令和7年11月22日(土)～23日(日) 松山大学 熟田津祭

5－(3) 農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業を支え、発展させていくうえで、女性は重要な役割を果たしていますが、農山漁村では依然として固定的な性別役割分担意識や古い習慣が残っています。

農業協同組合役員の女性は、20人(平成24年7月)から増加して35人(令和2年7月)となっています。漁業協同組合役員は1人(令和2年7月)、森林組合役員数は1人(令和2年12月)となっています。また、農業委員のうち女性は、6.4%(平成24年4月)から7.2%(令和2年4月)に増加しています。家族経営協定締結農家数は、現在は1,188戸(令和7年3月)となっています。

○農業、漁業、林業組合役員数に占める女性の割合

項目	H22	H27	R2	R7
農業協同組合役員数に占める女性の割合	4.9%	7.0%	9.0%	12.6%
漁業協同組合役員数に占める女性の割合	0.6%	0.5%	0.7%	4.9%
森林組合役員数に占める女性の割合	0.4%	0.0%	0.5%	-

資料出所：愛媛県農林水産部調べ

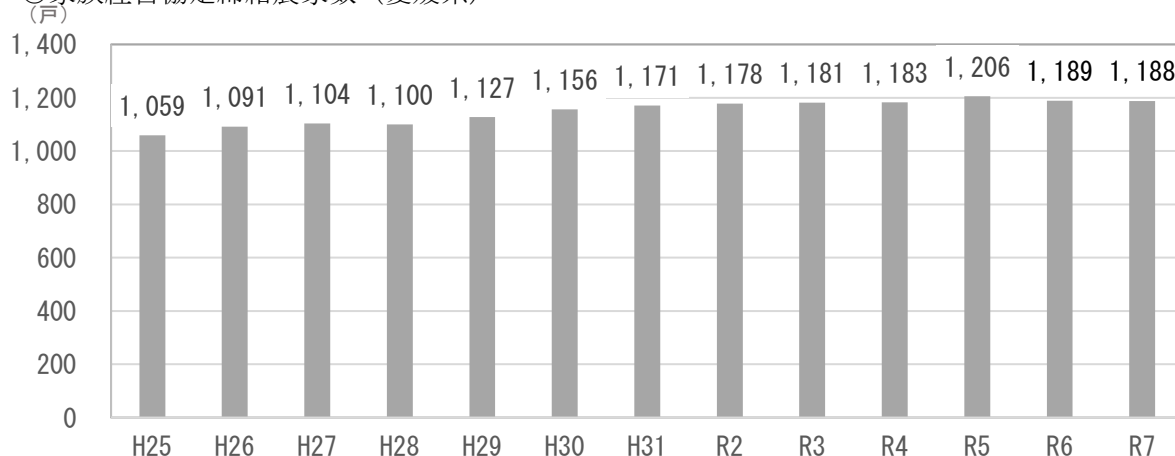
○愛媛県農山漁村男女共同参画推進会議

開催時期：令和8年2月25日(水)

対象：農林水産関係団体、少子化対策・男女参画課、農地・担い手対策室、農業経済課
畜産課、林業政策課、漁政課、農産園芸課、各地方局・支局 担当者

内容：各機関における男女共同参画に向けた取組状況、次期方針の策定について など

○家族経営協定締結農家数(愛媛県)



資料出所：愛媛県農産園芸課調べ(各年3月31日時点)

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

1 (2) 全国対比による男女共同参画の状況

(1) 都道府県における審議会等委員への女性の登用（登用目標設定対象のもの）

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	徳島県	53.7
2	山形県	52.2
3	島根県	48.7
4	茨城県	48.3
5	福井県	47.9
}		
25	愛媛県	39.4
}		
	全国平均	39.3

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）」

(2) 市区町村における審議会等委員への女性の登用（登用目標設定対象のもの）

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	京都府	36.5
2	福岡県	35.9
3	神奈川県	35.9
4	鳥取県	35.4
5	佐賀県	35.2
}		
28	愛媛県	29.5
}		
	全国平均	31.2

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）」

(3) 管理的職業従事者に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	鳥取県	23.4
2	徳島県	23.3
2	高知県	21.7
4	青森県	20.7
4	佐賀県	20.7
6	鹿児島県	19.2
}		
18	愛媛県	16.7
}		
	全国平均	15.3

資料出所：総務省統計局「令和4年就業構造基本調査結果」
 ※管理的職業従事者は、会社役員・会社管理職員・管理的公務員等を示す。

(4) 都道府県における女性公務員管理職の登用状況

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	鳥取県	26.6
2	福井県	22.1
3	徳島県	21.7
4	富山県	20.9
5	福岡県	20.8
}		
39	愛媛県	11.5
}		
	全国平均	15.2

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）」
 ※本庁及び出先機関等における課長相当職以上の者の割合、女性公務員は定数内職員（教育職を除く）

(5) 市区町村における女性公務員管理職の登用状況

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	鳥取県	29.1
2	富山県	28.8
3	滋賀県	27.1
4	徳島県	26.4
5	福井県	26.1
}		
47	愛媛県	11.2
	全国平均	19.1

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）」
 ※本庁及び出先機関等における課長相当職以上の者の割合、女性公務員は定数内職員（教育職を除く）

(6) 都道府県における女性公務員の採用状況

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	兵庫県	58.4
2	愛媛県	55.2
3	香川県	52.1
4	鳥取県	50.3
5	福井県	49.8
	全国平均	40.5

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和7年度）」

※令和6年4月1日～令和7年3月31日の採用期間における割合、女性公務員は定数内職員（教育職を除く）

(7) 都道府県議会における女性議員の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	東京都	35.4
2	京都府	24.1
3	香川県	22.5
4	岡山県	22.2
5	鳥取県	20.0
}		
38	愛媛県	8.7
}		
	全国平均	14.7

資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（令和7年12月31日現在）」

(8) 市区議会における女性議員の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	東京都	35.2
2	埼玉県	28.5
3	神奈川県	26.4
4	大阪府	26.0
5	兵庫県	25.8
}		
13	愛媛県	20.7
}		
	全国平均	21.1

資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（令和7年12月31日現在）」

(9) 町村議会における女性議員の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	大阪府	36.4
2	神奈川県	24.5
3	山口県	23.1
4	新潟県	22.3
5	埼玉県	21.5
}		
45	愛媛県	11.4
}		
	全国平均	14.9

資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（令和7年12月31日現在）」

2. 第3次愛媛県男女共同参画計画及び推進体制

2 (1) 第3次愛媛県男女共同参画計画の概要

本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年5月に第1次愛媛県男女共同参画計画を策定し、愛媛県男女共同参画推進条例の施行など推進体制の整備や施策の推進に取り組みました。その後、国の動向（新たな基本計画の策定等）や社会経済環境の状況等を踏まえ、平成23年3月に、令和2年度を目標年度とする第2次愛媛県男女共同参画計画を策定しました。

そして、平成27年度には、第2次計画期間の中間となることから、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、中間改定を行いました。以降、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進に取り組んでいましたが、令和2年度は計画の最終年度となり、国も第5次男女共同参画基本計画を策定したことから、社会経済環境の状況や国の動向などを踏まえた第3次男女共同参画計画の策定を行いました。なお、第3次男女共同参画計画の策定に当たっては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」や同法に基づく基本方針を踏まえ、県が策定することができる県域内の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を一体的に整備しました。

1 計画の目標

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会

— 男女共同参画社会の実現を目指します —

（テーマ）

～^{ひめ}媛の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画
- (3) 県の基本構想や関連各種計画との整合性を図った計画
- (4) 県民、事業者における家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に努める指針及び職業生活における女性の活躍を推進するための指針
- (5) 市町における男女共同参画基本法及び女性活躍推進法に基づき、実情に応じて策定する市町計画及び施策の指針

3 計画の期間

初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度（西暦2030年度）までの10年間とします。

なお、社会経済環境の変化や進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

4 計画の構成

愛媛県男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び女性活躍推進法第6条に基づき、施策の基本的方向を定めた「施策の大綱」と計画の円滑な実施を図るための事項を定めた「推進体制」により構成しています。

2 (2) 第3次愛媛県男女共同参画計画体系表

○施策の大綱

男女共同参画社会の実現

～媛（ひめ）の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

共通課題	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの実現 ・アンコンシャス・バイアスの解消 ・ポストコロナ・ニューノーマルへの対応
------	---

主要課題	重点目標	施策の方向
1 男女の人権の尊重	(1)女性に対する暴力の根絶	①暴力の発生を防ぐ環境づくり ②女性に対する暴力への厳正な対処 ③被害女性に対する保護等の充実 ④性暴力への対策の推進 ⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応
	(2)メディアにおける男女の人権の尊重	①メディアにおける人権尊重の自主的取組 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進
	(3)生涯を通じた女性の健康支援	①生涯を通じた女性の健康支援 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進
	(4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	(1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する学習機会の提供
	(2)男女共同参画の視点に立った学びの推進	①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発
3 意思決定の場への女性の参画拡大	(1)行政・民間部門等における女性の参画拡大	①行政における女性の参画拡大 ②民間部門における女性の参画拡大 ③政治分野における男女共同参画の促進
	(2)女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援	①女性の学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援
	(3)防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	①災害対応における男女共同参画の視点の強化 ②地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 ④地域における国際交流・協力の促進
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	①働き方改革（多様で柔軟な働き方等）によるワーク・ライフ・バランス等の実現 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進 ③男女が共に参画する地域づくり
	(2)安心して子どもを育てられる環境整備	①育児を支援する環境の整備 ②就業継続・再就職の支援 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保
	(3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	①高齢者が障がい者等の社会参画の促進 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり
5 雇用等における男女共同参画の推進	(1)男女均等な雇用環境の整備	①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ②積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 ③ハラスメント防止対策の促進
	(2)職業生活における女性の活躍推進	①女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進 ②男性の意識と職場風土の改革 ③起業等の女性のチャレンジ支援 ④情報の収集、提供及び啓発活動
	(3)農林水産業における男女共同参画の推進	①方針決定過程等への女性参画の推進 ②女性が活躍できる環境づくりと意識改革

○推進体制

主要課題	重点目標	施策の方向
推進体制の充実	1 男女共同参画推進条例の適切な施行	男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置
	2 市町、関係機関、民間団体との連携強化	えひめ女性活躍推進協議会（県内経済団体等で設立）や愛媛労働局、大学等との連携
	3 拠点施設の充実、機能強化	地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化
	4 計画の進行管理、公表	E B P Mに基づく P D C A サイクルの着実な推進

2 (3) 第3次愛媛県男女共同参画計画の数値目標及びその現状

項目	基準値 (第3次計画 策定時)	実績		R12(目標値)
		令和8年 3月31日現在	調査時点	
主要課題1 男女の人権の尊重				
女性に対する暴力の根絶				
女性の犯罪被害防止講習の実施回数	29回	126	R7.4.1～ R8.3.31	50回
生涯を通じた女性の健康支援				
特定健康診査実施率	48.9% (H30)	54.4% (R5年度)	R6.3.31	70% (R11年度)
子育て世代包括支援センター設置市町数	6市町 (H30)	-	-	20市町 (R6年度)
男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備				
ひとり親家庭の就業率	92.9%	91.5%	R7.8.31	94%以上 (R4年度)
就業支援講習会受講生の就業率	54.4%	-	-	60% (R6年度)
ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R元)	5市町	R8.3.31	10市町 (R6年度)
主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革				
男女共同参画の視点に立った意識改革と実践				
男女の地位が平等と感じる人の割合 (「平等になっている」及び「どちらか といえどどちらかの性が優遇されて いる」と感じる人の割合の合計)	71.4% (R元)	68.8%	R7.12	85%
男女共同参画の視点に立った学びの推進				
県立高校生の保育・介護体験活動 への参加率	56.3% (R元)	53.3%	R8.3.31	60%

2 (3) 第3次愛媛県男女共同参画計画の数値目標及びその現状

項目	基準値 (第3次計画 策定時)	実績		R12(目標値)
		令和8年 3月31日現在	調査時点	
主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大				
行政・民間部門等における女性の参画拡大				
審議会等における女性委員の割合	41.1% (R2.4.1)	39.4%	R7.4.1	45%以上
県職員(知事部局等※)の女性役付職員の割合	18.1%	23.4%	R7.4.1	23% (R7.4.1)
防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進				
消防団員における女性の割合	3.3%	3.8%	R7.4.1	5% (R8年度)
防災士における女性の割合	20.4% (R3.1)	26.4%	R8.3	30% (R4年度)
仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5% (R元)	40.8%	R7.10	向上 (R6年度)
LINE版「きらきらナビ」の男性利用登録者割合	10.1% (H30)	21.3%	R8.3.31	20% (R6年度)
愛媛ボランティアネット会員登録数	4,698会員	5,401	R8.3.31	5,100会員 (R4年度)
安心して子どもを育てられる環境整備				
「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	2,144件 (R元)	1,975	R8.3.31	2,400件 (R6年度)
家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403回 (H30)	446	R8.3.31	535回
認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用人数	39,911人	32,584人	R8.4.1	50,442人 (R6年度)
延長保育の実利用人数	5,672人 (R元)	5,349人 (R6年度)	R7.3.31	8,634人 (R6年度)
地域子育て支援拠点施設設置箇所数	89箇所	47箇所	R8.3.31	92箇所 (R6年度)
放課後児童クラブ登録児童数	15,041人	16,165人	R8.3.31	16,478人 (R6年度)
病児・病後児保育の延べ利用人数	13,008人 (R元)	16,235人	R8.3.31	21,280人 (R6年度)
ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	12箇所 (H30)	12箇所	R8.3.31	13箇所 (R6年度)
認定こども園の認可・認定数	100箇所	134園	R8.3.31	136箇所 (R6年度)
子育て短期支援(ショートステイ)	8市町 (R元)	10市町	R8.3.31	12市町 (R6年度)
高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備				
短期入所サービス	465,893日	576,090日	R8.3.31	650,301日 (R7年度)
認知症サポーター養成数	153,421人	218,538人	R8.3.31	207,900人 (R6年度)
民間企業における障がい者雇用率	2.29%	2.58%	R7.6.1	2.5% (R7年度)
バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.1%	93.1%	R8.3.31	80.0% (R6年度)

2 (3) 第3次愛媛県男女共同参画計画の数値目標及びその現状

項目	基準値 (第3次計画 策定時)	実績		R12(目標値)
		令和8年 3月31日現在	調査時点	
主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進				
職業生活における女性の活躍推進				
女性の平均勤続年数	10.5年	10.8年	R7.6	12.0年 (R8年度)
育児休業取得率	男性 4.3% 女性 88.8%	男性 42.1% 女性 88.6%	R7.10.1	男性80%以上 女性91.7%以上 (R8年度)
25歳から44歳までの女性の就業率	72.7% (H27)	77.9% (R2)	R2 国勢調査	82.0% (R7年度)
農林水産業における男女共同参画の促進				
農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用	14委員会 (R3.1)	14委員会	R7.10.31	複数の委員登用 20委員会 (R7年度) (R12年度同様目 標)
農業協同組合の役員に占める女性の割合	9.3%	12.6%	R7.7末	15% (R7年度)
女性役員を登用している森林組合等の認定林業事業体の割合	40.6%	43.3%	R8.3.31	45% (R7年度)
漁業協同組合の正組合員に占める女性正組合員の割合	5.0%	4.9% (R6年度)	R7.3.31	4.9% (R12年度)
認定農業者に占める女性の割合	9.0%	9.7% (R6年度)	R7.3.31	10% (R7年度) (R12年度同様目 標)
家族経営協定締結数	1,178戸	1188戸 (R6年度)	R7.3.31	1,300戸 (R7年度) 1,200戸 (R12年度)
県林業研究グループ連絡協議会の会員に占める女性の割合	16.0%	17.7%	R8.3.31	17% (R7年度)
一次産業女子メンバー数	111名 (R3.1)	176名	R8.3.31	230名 (R12年度)

※ 知事部局及び諸局（教育委員会を除く）

2 (4) 愛媛県男女共同参画センターの概要

1 愛媛県男女共同参画センターとは

愛媛県男女共同参画センター（以下「センター」という。）は、愛媛県内における男女共同参画社会づくりの中核拠点として、女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、以下の各種事業を実施しています。

前身は、昭和 62 年 11 月に設置された「愛媛県婦人総合センター」で、平成 3 年度に「愛媛県女性総合センター」となり、平成 23 年度から現名称となっています。

また、平成 14 年度から配偶者暴力相談支援センターとしての業務（相談、指導、情報提供等）も担っています。

2 センターの事業内容

(1) 各種の研修、相談及び学習機会の提供

○ 研修事業

センター及び県内 10 地域でエンパワーメントカレッジを開講し、男女共同参画に関する学習機会の提供と参画への意識の高まりを図っています。

・エンパワーメントカレッジ

講座名	目的	対象者
えひめ女性リーダー育成塾	男女共同参画の視点などを踏まえて個人のキャリア形成等を支援するとともに、リーダーに必要なマインドや具体的手法等を学ぶことで、自分らしいリーダーシップを発揮し活躍できる人材を育成する。	リーダー・管理職を目指す女性、リーダー経験が浅い女性
女性部下を育てるためのマネジメントセミナー	女性活躍を推進するためには、女性を部下に持つ管理職がジェンダーの視点を持ち効果的にマネジメントをすることが重要な鍵となる。女性部下の育成に不安がある管理職に対し、働く女性が抱える課題への理解を深めて女性の人材育成に効果的なマネジメント法などを習得する機会を提供する。	女性の部下を持つ方
ひめじよのネットワーク形成交流会	愛媛県内で働く女性と、ロールモデルとなる女性リーダー等（ひめボスマンター制度の関係者）との交流を通して、「自分らしいキャリアデザインを構築」し、「働く上での様々な課題の解決方法を見出す」とともに、「組織や業種、年代を超えて互いにフォローし合える連携づくり」を目指す。	県内で働く主に 20～30 代の女性
女性活躍を考える連携会	ひめ所のネットワーク形成交流会開催にあわせて県内の働く女性を取り巻く状況や女性活躍推進についての意見交換、情報共有を実施。	県内企業の中間管理職等メンタ的な立場の女性

支援者のためのアドバンスセミナー	困難な課題を抱える女性等の課題に関する専門性のあるテーマ等を取り上げ、集中して学習する。	困難な課題を抱える女性等を支援する対人援助職
性暴力被害防止啓発セミナー	性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であることを認識し、性暴力被害の防止及び被害者に寄り添う支援のありかたについて考える。	子どもの支援に関心のある方
男女共同参画関連セミナーⅠ・Ⅱ（県市共同開催セミナー）	現代における少子化、人口減少やワークライフバランスなど多岐にわたる課題を男女共同参画の視点で取り上げ課題の認識と課題に向けて方策を探る。	県民一般
人生100年時代のウェルエイジングセミナー	高齢者層を対象に高齢社会における個人と社会の様々な課題を解決する老年学（ジェロントロジー）を男女共同参画の視点で学び、心身ともにバランスのとれた生活と主体的で自立した豊かな生き方について考える。	県民一般
公開講座	より多くの人に男女共同参画社会づくりへの関心と理解を広めるために、県外から専門性の高い講師を招き、男女共同参画の視点から社会問題を考察する。	県民一般

・地域エンパワーメントカレッジ

県内で12回実施（共催先：8市町、2団体）

○ 相談事業

女性に関する様々な問題に専門的に応えるため、一般相談、心理相談、法律相談及び男性相談からなる相談業務並びに配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行っています。

区 分	相談曜日及び時間	担 当 者
一般相談	火～金曜日 （電話）8：30～17：30 （面談）8：30～16：30 土・日曜日 8：30～16：30	女性相談員
心理相談	月4回（1～4木、予約制）13：00～17：00	臨床心理士
法律相談	月3回（1・2・4木、予約制）13：30～15：30	弁 護 士
男性相談	月2回（1・3土、予約制）9：00～12：00、13：00～15：00	男性相談員

(2) 情報の収集及び提供

図書情報資料室への新刊図書の購入や既存図書の整理及び管理のほか、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うとともに、松山市との連携事業の一つとして、松山市男女共同参画推進センターとの図書の相互返却等を実施しています。

(3) 女性の文化活動、地域活動等への援助

公的機関やグループ等が実施する男女共同参画関連の講座・セミナー等への講師紹介や企画運営面での助言、DV 被害者対策への支援や助言を行っています。

また、センターロビーの常設展示コーナーを、グループ等の活動や発表・交流の場として無料開放し、県民参加による親しみやすい施設運営を行うとともに、地域参画を促進するための情報提供やネットワークづくりを支援しています。

(4) その他

空調や消防等の附属設備の保守点検、植栽地管理等を計画的に実施し、安全で快適な施設環境維持を図るほか、施設内設備の修繕・改修を適宜行うなど、施設利用者の利便性向上に努めています。

3 センターの管理運営

センターは、公益財団法人えひめ女性財団が指定管理者（平成 18 年度から現在）となって管理運営されています。

センターの開館日時は、毎週火曜日～日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで（窓口受付時間）。ただし、施設利用の場合は午後 9 時まで。

休館日は、毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（その日が月曜日の場合はその翌日）及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

4 所在地等

(1) 所在地（愛媛県松山市山越町 450 番地）

(2) 連絡方法（電話：089-926-1633 FAX：089-926-1661）

(3) アクセス

伊予鉄道市内電車（環状線又は本町線）本町六丁目下車 徒歩 3 分

伊予鉄道郊外バス（北条又は堀江行）本町六丁目下車 徒歩 3 分

えひめ女性財団は、愛媛県における男女共同参画社会づくりを推進するため、平成3年4月に愛媛県により設立(基本財産10億円の財団法人)され、平成25年4月1日から公益財団法人へ移行しました。

この財団は、愛媛県男女共同参画センターを活動拠点に、男女共同参画社会の形成に向けた県民への意識啓発や学習支援、家庭・地域・職場づくりの促進のほか、愛媛県男女共同参画センターの指定管理者として管理運営を行っています。

なお、この財団が実施する事業は次のとおりです。

詳細は、財団のホームページ (<https://www.ehime-joseizaidan.com/>)をご覧ください。

① 男女共同参画に関する諸問題の総合的実践的研究

男女共同参画に関する様々な調査研究に対する助成を行っています。

② 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発

えひめ男女共同参画フェスティバル、男女共同参画社会づくり推進イベント企画募集事業、男女共同参画こらぼねっとわーく開催事業、男女共同参画社会づくり推進県民大会開催事業、えひめ女性財団情報発信事業を行っています。

③ 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進

男性のための共同参画セミナー開催事業及びえひめ女性財団出前講座開催事業を行っています。

④ 県男女共同参画センター管理運営事業(指定管理)

県男女共同参画センターに係る各種事業(前述内容参照)を行っています。

⑤ 県性暴力被害者支援センター運営事業(県からの受託)

「えひめ性暴力被害者支援センター」の運営を県から受託して行っています。

⑥ 男性相談業務

男性が抱える様々な悩みや相談を受け付けています。

3. 愛媛県の男女共同参画施策の状況

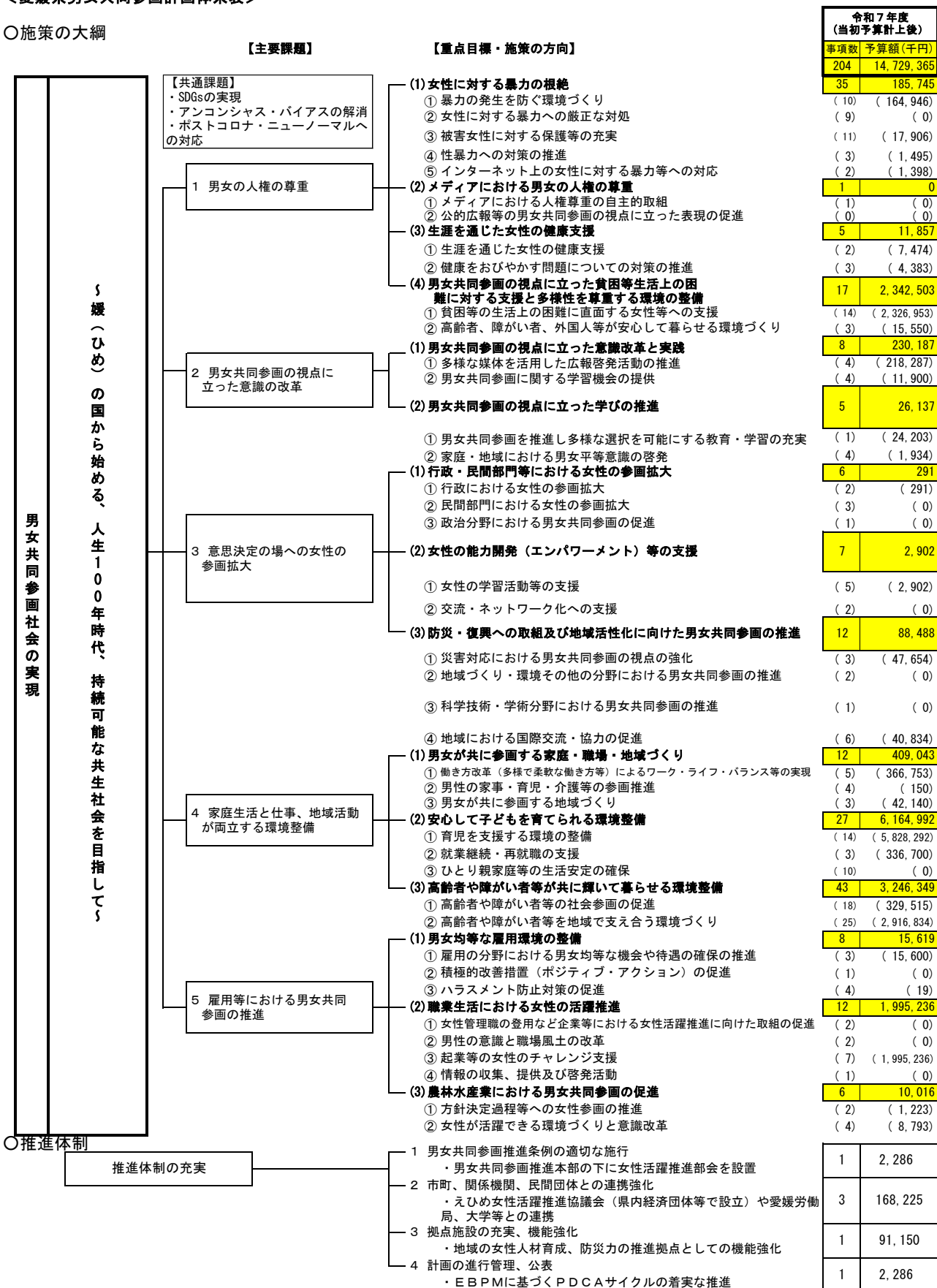
3 (1) 愛媛県の男女共同参画に係る取組状況

愛 媛 県				担当窓口	企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課	専管課等設置根拠規定	無				
人口 (R7.4.1)	総数	女性	男性	連絡先	所在地	〒790-8570 松山市一番町4-4-2					
	(人)	1,263,841	662,993		600,848	電話番号(内線)	089-912-2332				
	(%)	100.0%	52.5%		47.5%	E-mailアドレス	shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp				
						ホームページアドレス	http://www.pref.ehime.jp/				
庁内連絡会議	愛媛県男女共同参画推進本部 (副知事他12名) (H12.4.1訓令設置)				担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	愛媛県男女共同参画会議 (合計10名:女性7名、男性3名) (H14.4.1条例設置、H11.7.21要綱設置)				専任	1	1	2	6	10	
					兼任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	男女共同参画社会づくり推進県民会議 (145団体)				条例制定への取組状況	愛媛県男女共同参画推進条例制定 (H14.4.1施行)					
行動計画	第3次愛媛県男女共同参画計画 (R3.3策定)										
総合計画への位置付け	愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～ (R5～R8)										
意識・実態調査	愛媛県政に関する世論調査 (R5年度) 男女共同参画に関する意識調査 (R6年度)										
情報誌等の発行	年次報告書 (年1回)										
総合的な施設	【施設名】愛媛県男女共同参画センター 【住所】松山市山越町450番地 【電話番号】089-926-1633										
相談事業の実施	【機関名】愛媛県男女共同参画センター 【相談内容】総合相談(一般相談・心理相談)、法律相談 【電話番号】089-926-1644										
男女共同参画を推進するための基金・財団	【名称】公益財団法人えひめ女性財団 (H3年4月1日設立) 【目的】調査研究、意識啓発、社会参加の促進、県男女共同参画センターの施設管理運営等										
政策・方針決定の場等への女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 (令和12年度末までに45.0%以上)				総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	うち女性のいる会数	うち女性のいる会比率	
	審議会等への女性の登用状況 (目標の対象である審議会等) (R7.4.1現在)				1,551	611	39.4%	152	146	96.1%	
	【参考】法律又は政令により設置義務がある 審議会等への女性の登用状況 (R7.4.1現在)				739	242	32.7%	37	36	97.3%	
	【参考】地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等への女性の登用状況 (R7.4.1現在)				66	15	22.7%	9	8	88.9%	
	県議会における女性議員の状況 (R7.12.31現在)				45	3	6.7%				
	県における管理職 (本庁課長相当職以上) への女性の登用状況 (R7.4.1現在) ※管理職は役付職員の内数				本庁	239	18	7.5%			
					支庁・地方事務所	272	36	13.2%			
					合計	511	54	10.6%			
	県における役付職員 (係長相当職) への女性の登用状況 (R7.4.1現在)				本庁	819	157	19.2%			
					支庁・地方事務所	1,202	281	23.4%			
合計					2,021	438	21.7%				
県における女性職員の採用状況 (R7.4～R8.3)				全体	429	237	55.2%				
				うち一般行政職	うち上級	237	102	43.0%			
					うち一般行政職	125	53	42.4%			
					うち上級	104	42	40.4%			
					うち警察関係	79	27	34.2%			
	うち上級	39	13	33.3%							

3 (2) 令和7年度男女共同参画関連施策概要

<愛媛県男女共同参画計画体系表>

○施策の大綱



※予算額は令和7年度当初予算計上後の金額。※再掲の事業については、事項数はカウントしているが、予算額は重複計上を避けるために除いている。

3 (4) 令和7年度 県の男女共同参画関連施策一覧

○施策の大綱

1 男女の人権の尊重

(1) 女性に対する暴力の根絶

① 暴力の発生を防ぐ環境づくり

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
性暴力被害者支援 センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機関会議を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	19,318 (9,386)	20,799 (10,235)	1,481 (849)	
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	3,870 (0)	2,286 (0)	△ 1,584 (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)
男女共同参画セン ター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・ 男女参画課	182,047 (0)	91,150 (0)	△ 90,897 (0)	壁面修繕業務の完了によるもの
DV防止・女性支援 施策推進事業費 H14年度～	DV防止対策推進会議及びDV防止対策連絡会を開催するほか、DV防止啓発資料の作成、DVの未然防止に向けた学生や教職員等を対象とする講座・研修を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	1,906 (371)	1,990 (465)	84 (94)	
保健福祉部						
高齢者虐待対応職 員養成講座事業(明 るい長寿社会づくり 推進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内の各市町で中心的な役割を担う人材を養成する。	長寿介護課	518 (259)	518 (259)	0 (0)	
高齢者虐待防止連 携会議の開催(成年 後見制度利用促進 事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内関係機関による連携会議を設置する。	長寿介護課	862 (431)	1,188 (594)	326 (163)	
障がい者相談支援 体制整備推進事業 費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	4,062 (1,326)	4,087 (1,429)	25 (103)	
障がい者権利擁護 対策支援事業費 H22年度～	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び障がい者の権利や尊厳を著しく侵害する障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の協力体制の拡充を図るとともに、対応窓口職員等の資質向上や差別事案への広域専門相談・障がい者虐待の通報受付等を行う障がい者権利擁護センターの運営等、障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止に向けた各種取り組みを行う。	障がい福祉課	5,951 (2,835)	5,741 (2,706)	△ 210 (△ 129)	
警察本部						
県防犯協会補助金 S39年度～	県民総ぐるみによる地域安全活動を推進するとともに、防犯対策の調査研究、防犯活動の啓発宣伝、防犯施設の拡充整備の推進など地区防犯活動の育成指導を図る。	警察本部	587 (0)	587 (0)	0 (0)	
警察安全相談員設 置費 H13年度～	県民の要望や不安等に対する相談窓口として警察安全相談員を設置し、相談者に対する防犯指導、相手方に対する指導・警告等を実施することにより、事件事故の未然防止、県民の不安解消等を図る。	警察本部	32,696 (0)	36,600 (0)	3,904 (0)	給与改定等により、増加した もの。

164,946

② 女性に対する暴力への厳正な対処

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
性暴力被害者支援 センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機関会議を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	<19,318> (9,386)	<20,799> (10,235)	<1,481> (849)	
DV防止・女性支援 施策推進事業費 H14年度～	DV防止対策推進会議及びDV防止対策連絡会を開催するほか、DV防止啓発資料の作成、DVの未然防止に向けた学生や教職員等を対象とする講座・研修を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	<1,906> (371)	<1,990> (465)	<84> (94)	
保健福祉部						
高齢者虐待対応職 員養成講座事業(明 るい長寿社会づくり 推進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内の各市町で中心的な役割を担う人材を養成する。	長寿介護課	<518> (259)	<518> (259)	<0> (0)	
高齢者虐待防止連 携会議の開催(成年 後見制度利用促進 事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内関係機関による連携会議を設置する。	長寿介護課	<862> (431)	<1,188> (594)	<326> (163)	
障がい者相談支援 体制整備推進事業 費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	<4,062> (1,326)	<4,087> (1,429)	<25> (103)	
障がい者権利擁護 対策支援事業費 H22年度～	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び障がい者の権利や尊厳を著しく侵害する障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の協力体制の拡充を図るとともに、対応窓口職員等の資質向上や差別事案への広域専門相談・障がい者虐待の通報受付等を行う障がい者権利擁護センターの運営等、障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止に向けた各種取組みを行う。	障がい福祉課	<5,951> (2,835)	<5,741> (2,706)	<△ 210> (△129)	
議会事務局						
障がい者権利擁護 対策支援事業費 H22年度～	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び障がい者の権利や尊厳を著しく侵害する障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の協力体制の拡充を図るとともに、対応窓口職員等の資質向上や差別事案への広域専門相談・障がい者虐待の通報受付等を行う障がい者権利擁護センターの運営等、障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止に向けた各種取組みを行う。	障がい福祉課	<5,951> (2,835)	<5,741> (2,706)	<△ 210> (△129)	
警察本部						
県防犯協会補助金 S39年度～	県民総ぐるみによる地域安全活動を推進するとともに、防犯対策の調査研究、防犯活動の啓発宣伝、防犯施設の拡充整備の推進など地区防犯活動の育成指導を図る。	警察本部	<587> (0)	<587> (0)	<0> (0)	
警察安全相談員設 置費 H13年度～	県民の要望や不安等に対する相談窓口として警察安全相談員を設置し、相談者に対する防犯指導、相手方に対する指導・警告等を実施することにより、事件事故の未然防止、県民の不安解消等を図る。	警察本部	<32,696> (0)	<36,600> (0)	<3,904> (0)	給与改定等により、増加した もの。

③ 被害女性に対する保護等の充実

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・男女参画課	<182,047> (0)	<91,150> (0)	<△ 90,897> (0)	壁面修繕業務の完了によるもの
DV防止・女性支援施策推進事業費 H14年度～	DV防止対策推進会議及びDV防止対策連絡会を開催するほか、DV防止啓発資料の作成、DVの未然防止に向けた学生や教職員等を対象とする講座・研修を開催する。	少子化対策・男女参画課	<1,906> (371)	<1,990> (465)	<84> (94)	
性暴力被害者支援センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機会会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<19,318> (9,386)	<20,799> (10,235)	<1,481> (849)	
県民環境部						
人権啓発センター運営事業費 H15年度～	人権啓発センターに人権啓発指導員1名を配置して、相談に応じるとともに、行政職員・教職員等を対象とした啓発講座を開催し、県民の理解と認識を深める機会を提供する。さらに、企業等が実施する人権問題研修会に講師を紹介して啓発の支援を行う。	人権対策課	5,128 (861)	4,988 (796)	△ 140 (△65)	
保健福祉部						
高齢者虐待防止連携会議の開催(成年後見制度利用促進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内関係機関による連携会議を設置する。	長寿介護課	<862> (431)	<1,188> (594)	<326> (163)	
高齢者虐待対応職員養成講座事業(明るい長寿社会づくり推進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内の各市町で中心的な役割を担う人材を養成する。	長寿介護課	<518> (259)	<518> (259)	<0> (0)	
障がい者相談支援体制整備推進事業費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	<4,062> (1,326)	<4,087> (1,429)	<25> (103)	
障がい者権利擁護対策支援事業費 H22年度～	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び障がい者の権利や尊厳を著しく侵害する障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の協力体制の拡充を図るとともに、対応窓口職員等の資質向上や差別事案への広域専門相談・障がい者虐待の通報受付等を行う障がい者権利擁護センターの運営等、障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止に向けた各種取り組みを行う。	障がい福祉課	<5,951> (2,835)	<5,741> (2,706)	<△ 210> (△129)	
DV防止相談支援体制強化事業費 H14年度～	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターである女性相談支援センターの相談・カウンセリング体制の充実など機能強化、県内相談機関等職員の資質の向上を図り、被害者の援護体制を整備する。	子育て支援課	4,412 (2,205)	0 (0)	△ 4,412 (△2,205)	DV対応協力員設置費と一時保護委託事業費を女性支援活動事業費に統合。配偶者暴力相談支援センター連携会議費、研修費は、DV防止・女性支援施策推進事業費へ移動。
福祉総合支援センター等運営費(女性相談支援センター分) S32年度～	福祉総合支援センター等に女性相談支援員を設置し、相談支援等を行うとともに、悩みを持つ女性を対象に、夜間及び週末に電話相談を実施し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うことで、困難な問題を抱える女性を適切な支援につなげる。	子育て支援課	10,870 (5,415)	11,288 (5,596)	418 (181)	
高齢者相談事業(明るい長寿社会づくり推進事業費) H2年度～	高齢者やその家族が抱える心配事や悩みを解消するため、各種相談に応じている。	長寿介護課	388 (0)	392 (0)	4 (0)	
警察本部						
犯罪被害者対策費 H9年度～	犯罪によって被害を受けた者(遺族を含む)の精神的、経済的な負担の軽減や安全確保のため、警察が被害者のニーズに対応する各種施策を組織的・総合的に推進する。 I 被害者への情報提供及び精神的被害回復への支援 II 被害者の安全確保 III 被害者支援推進体制等の整備	警察本部	1,192 (0)	1,238 (0)	46 (0)	

17,906

④ 性暴力への対策の推進

〈 〉は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
性暴力被害者支援 センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機会会議を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	<19,318> (9,386)	<20,799> (10,235)	<1,481> (849)	
県民環境部						
性的マイノリティ支援 事業等(人権尊重の 社会づくり推進事業 費) R2年度～	性的マイノリティへの相談支援体制の充実を図るため、専門相談窓口で電話相談を受けるとともに、面接による相談や意見交換会を実施する。また、性的マイノリティに対する偏見・差別の解消を図るため、インターネット広告等、各種啓発活動を実施する。	人権対策課	694 (208)	785 (238)	91 (30)	
警察本部						
犯罪被害者支援費 H20年度～	性犯罪被害者等に対する精神的、経済的負担等の二次的被害の防止を図るため、性犯罪被害者の初診料、緊急避妊経費等を公費負担する。	警察本部	534 (267)	710 (355)	176 (88)	

1,495

⑤ インターネット上の女性に対する暴力等への対応

〈 〉は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
県民環境部						
SNS等ネット中傷対 策事業費 R3年度～R5年度	県内地域のSNS等インターネットにおける差別や偏見、誹謗中傷に係る対応力を強化するなど、その対策の充実を図る。 (1) ネットモニターの養成 (2) モニタリングの実施 (3) ネットワーク会議及び啓発イベント等の実施	人権対策課	1,245 (213)	1,244 (218)	△1 (5)	
警察本部						
少年警察活動費 H22年度～	少年をインターネットに起因する犯罪の加害者にも被害者にもさせないため、児童・生徒及び保護者を対象とした広報資料を作成し、非行防止教室、情報モラル教室等で配付する。	警察本部	182 (91)	154 (77)	△28 (△14)	

1,398

(2) メディアにおける男女の人権の尊重

① メディアにおける人権尊重の自主的取組

〈 〉は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画セン ター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・ 男女参画課	<182,047> (0)	<91,150> (0)	<△ 90,897> (0)	壁面修繕業務の完了によるもの
青少年保護育成等 対策事業費 S42年度～	青少年にとって不健全な図書、ビデオ類等を規制し、青少年の保護育成を図る。また、これに関連して、本、ビデオ店等への立入調査を実施する。	少子化対策・ 男女参画課	677 (0)	0 (0)	△ 677 (0)	

0

② 公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進

〈 〉は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画会議 等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	<949> (0)	<0> (0)	<△ 949> (0)	男女共同参画社会づくり推進事業費に統合

0

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

① 生涯を通じた女性の健康支援

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
保健福祉部						
将来の妊娠に向けた ヘルスクエア促進事業 R6年度	若い男女が自身の生活習慣等を振り返り、不妊症につながるリスクを減らすための健康管理を促すとともに、企業に対し、誰もが妊娠・出産の希望を叶えるための意識改革を促す。	健康増進課	9,734 (285)	0 (0)	△ 9,734 (△285)	6年度で終了
プレコンセプションケ ア推進事業 R7年度	若い男女がヘルスリテラシーを高めることにより、健康を増進し、より質の高い生活を実現してもらうとともに、希望する時期に妊娠・出産できる可能性を高められるよう、企業の経営者や福利厚生担当者等に対し、必要な知識や手法等を提供する。	健康増進課	0 (0)	5,789 (2,894)	5,789 (2,894)	新規
不妊症検査費用助 成事業費 R5年度～	不妊症の方の経済的負担の軽減を図るため、現在、研究段階にある不妊症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不妊症検査費用の一部を助成する。	健康増進課	1,677 (838)	1,685 (842)	8 (4)	
			7,474			

② 健康をおびやかす問題についての対策の推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
保健福祉部						
依存症対策地域連 携強化事業費 H30年度～	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について、県・医療機関・民間団体が連携して対策に取り組み、依存症患者が安心して暮らせるよう支援体制の強化を図る。	健康増進課	3,339 (1,669)	3,179 (1,589)	△ 160 (△80)	
性感染症予防思想 普及事業費(特定感 染症検査等事業費) H5年度～	性感染症の予防を図るため、専門医による講習会を開催し、性感染症の正しい知識の普及・啓発を図る。	健康増進課	628 (314)	672 (336)	44 (22)	
エイズ予防の普及啓 発(エイズ対策推進 費) H5年度～	保健所の出前講座、エイズ予防週間の街頭キャンペーン等により、エイズの正しい知識の普及啓発を行う。	健康増進課	933 (466)	532 (266)	△ 401 (△200)	
			4,383			

(4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

① 貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
子どもの愛顔応援 ファンド推進事業費 R2年度～	地域や貧困対策を含めた子育て支援等を実施する団体のニーズ把握と集約を図り、支援と支援を必要とする子どもたちとを結びつける。	少子化対策・ 男女参画課	7,404 (3,142)	1,380 (0)	△ 6,024 (△3,142)	えひめ子どもネットワーク形成事業の実施方法の変更(委託4,008千円⇒直営260千円)及び子どもサポートコーディネート事業(2,276千円)の終了によるもの
子どもの愛顔応援 ファンド活用事業費 R2年度～	地域で貧困対策を含めた子育て支援等を実施する団体に対して助成し、子どもたちが必要とする支援を行う。	少子化対策・ 男女参画課	18,940 (0)	16,683 (0)	△ 2,257 (0)	被災地子どもの夢実現事業(3,000千円)の終了によるもの
県民環境部						
人権啓発活動事業 (人権尊重の社会づ くり推進事業費) H9年度～	すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、地域住民が人権に対する正しい認識を深めるよう、人権啓発フェスティバル、「差別をなくする強調月間(11月11日～12月10日)」中に開催する「差別をなくする県民のつどい」などの啓発活動を行う。	人権対策課	17,322 (17,290)	17,114 (17,032)	△ 208 (△258)	

保健福祉部						
ひとり親家庭自立支援事業費 H15年度～	母子家庭の母及び父子家庭の父の職業能力向上のための講座受講や看護師等の資格取得を目的とした養成機関で修学中の生活負担を軽減するため、一定額を助成し、経済的自立の支援を行う。	子育て支援課	31,430 (23,241)	31,204 (22,582)	△ 226 (△659)	
父子福祉資金貸付金 H26年度～	父子家庭の父に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	77,646 (0)	122,336 (0)	44,690 (0)	国貸付金償還の影響のため
ひとり親家庭医療費公費負担事業費 S49年度～	ひとり親家庭の父母・児童が疾病又は負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担額分を県と市町が共同で助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図る。	子育て支援課	468,317 (0)	522,176 (0)	53,859 (0)	受診件数・単価の増のため
寡婦福祉資金貸付金 S44年度～	寡婦に対して修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立の助成と生活の安定を図る。	子育て支援課	22,856 (0)	28,073 (0)	5,217 (0)	国貸付金償還の影響のため
母子家庭等就業・自立支援センター運営費 S39年度～R6年度	ひとり親家庭等を対象に就業情報の収集提供、技能習得講習会等就業に関する支援や生活等に関する相談事業、一時的な保育サービス等を実施することにより、その経済的自立と生活意欲を助長する。	子育て支援課	10,403 (1,831)	0 (0)	△ 10,403 (△1,831)	事業終了のため
ひとり親家庭ワンストップ支援事業費 R7年度～	ひとり親からの各種相談にワンストップで応じ、情報提供や適切な窓口の案内を行うことにより、ひとり親の自立支援を図る。	子育て支援課	0 (0)	13,047 (7,092)	13,047 (7,092)	新規事業のため
児童扶養手当支給事業費 S36年度～	父又は母と生計が同一でない児童が養育されている家庭に児童扶養手当を支給することにより、その生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	523,266 (188,976)	582,877 (192,864)	59,611 (3,888)	制度改正に伴う支給額の増のため
母子・父子自立支援員設置費 S28年度～	ひとり親家庭等からの身上相談に応じ、自立に必要な指導・助言等を行う母子・父子自立支援員を設置することにより、その福祉の向上を図る。	子育て支援課	13,735 (104)	15,078 (89)	1,343 (△15)	人件費の増のため
母子福祉資金貸付金 S28年度～	母子家庭の母に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	402,242 (0)	526,898 (0)	124,656 (0)	国貸付金償還の影響のため
ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業費 H28年度～	ひとり親家庭の児童の学習意識と学力の向上を図るため、大学生、教員OB等の学習支援ボランティアを地域の施設へ派遣し、学習支援や進学相談等を行う。	子育て支援課	3,277 (2,184)	3,277 (2,184)	0 (0)	
経済労働部						
愛媛県勤労者福祉資金貸付金(勤労者福祉資金貸付事業費) H13年度～	勤労者のライフサイクルにおいては様々な場面で資金需要の発生が予想されるため、労働金庫に資金を預託し、協調融資をもって勤労者の生活安定、職業能力の向上等を通じて、福祉の向上に資する。	労政雇用課	320,615 (0)	320,560 (0)	△ 55 (0)	
若年人材育成推進事業費 H16年度～	ジョブカフェ愛workの運営を委託し、若年者の就職支援や職場定着支援を実施する。	産業人材課	86,708 (3,360)	126,250 (3,360)	39,542 (0)	事業の組み換え及び拡充のため。
			2,326,953			

② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
県民環境部						
性的マイノリティ支援事業等(人権尊重の社会づくり推進事業費) R2年度～	性的マイノリティへの相談支援体制の充実を図るため、専門相談窓口で電話相談を受けるとともに、面接による相談や意見交換会を実施する。また、性的マイノリティに対する偏見・差別の解消を図るため、インターネット広告等、各種啓発活動を実施する。	人権対策課	<694> (208)	<785> (238)	<91> (30)	
経済労働部						
障がい者・高齢者雇用推進事業費 S49年度～	障がい者・高齢者の雇用の安定を図るため、県内の事業主をはじめ広く県民全体に対し障がい者・高齢者の雇用気運の醸成に努め、障がい者・高齢者の雇用・就業機会の確保の促進を図る。	労政雇用課	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
障がい者活躍支援事業費 H30年度～R8年度	障がい者の職場見学、実習及び就職先受入企業を開拓し、障がい者と企業とのマッチングを支援するとともに、法定雇用率未達成企業に対し現場見学会を企画し、雇用のきっかけ作りを行う。	労政雇用課	9,105 (0)	8,650 (0)	△ 455 (0)	
障がい者雇用創出事業費 R4年度～R6年度	障がい特性に応じた受入環境整備のためのセミナーや専門家派遣により、障がいがあっても働きやすい職場づくりを支援し、雇用の受け皿を拡大するとともに、「障がい者目線」による求人企業の情報発信力強化や、求職者のスキルアップ等により、障害者雇用率の向上を図る。	労政雇用課	20,500 (16,400)	0 (0)	△ 20,500 (△16,400)	事業終了のため。
愛媛県シルバー人材センター連合会運営費 H10年度～	シルバー人材センターの事業の充実・強化を図るため設置される(公社)愛媛県シルバー人材センター連合会の運営に要する費用の一部を助成する。	労政雇用課	6,900 (0)	6,900 (0)	0 (0)	
			15,550			

2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

① 多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
県政広報番組放送費 S46年度～	テレビ、ラジオを通じて県の主要施策や出来事などを広く県民に広報する。 ○テレビ広報番組 ○ラジオ広報番組	広報広聴課	23,085 (0)	21,153 (0)	△ 1,932 (0)	事業内容の見直しのため
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・男女参画課	113,346 (27,690)	154,039 (54,223)	40,693 (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870> (0)	<2,286> (0)	<△ 1,584> (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)
県政広報誌発行費 H3年度～	「愛媛県民だより 愛顔(えがお)のえひめ」により、開かれた県政の一層の推進と、県民と県政のコミュニケーションの充実や本県のイメージアップを図る。 令和2年度から、特に若い世代向けにタイムリーな情報を届けるため、SNSを活用し広報していく。	広報広聴課	45,085 (0)	43,095 (0)	△ 1,990 (0)	事業内容の見直しのため

218,287

② 男女共同参画に関する学習機会の提供

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画センター 管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・男女参画課	<182,047> (0)	<91,150> (0)	<△ 90,897> (0)	壁面修繕業務の完了によるもの
若者の希望をかなえる ライフデザイン支援 事業 R6年度～	キャリアコンサルタント等、専門アドバイザーが講師として高校や大学等に出向き、男女の家事・育児時間の分担の現状など、ジェンダー平等の実現に向けた情報の他、本県の人口減少の状況や性に関する知識(妊孕性含)や考え方(互いを尊重し合う人間関係、性と生殖に関する健康と権利等)等の情報を提供するとともに、ワークを通じて、「将来、どんな人生を送りたいか」について具体的に構想する、ライフデザインセミナーを開催する。 また、ライフデザインについて考える機会を創出するため、啓発ノートを作成する。	少子化対策・男女参画課	11,755 (5,877)	0 (0)	△ 11,755 (△5,877)	「官民共創による若者のえひめライフ応援事業費」に統合。
家事参画・育児支援 事業費 R6年度～	主に個人を対象に、パートナー間のコミュニケーションの活性化等により、家庭内の家事シェアを一層推進するとともに、外部資源の活用など、多様な選択肢を取り入れるきっかけを提供し、家事・育児に関する無意識の思い込みを解消することにより個人や家庭内、社会全体の意識変容を促し、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を後押しし、本県における少子化の抑止と人口増加につなげる。	少子化対策・男女参画課	14,553 (7,550)	11,900 (7,212)	△ 2,653 (△338)	事業見直しによるもの(家事シェア推進ブック作成業務の終了等)
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
県民環境部						
人権啓発センター運 営事業費 H15年度～	人権啓発センターに人権啓発指導員1名を配置して、相談に応じるとともに、行政職員・教職員等を対象とした啓発講座を開催し、県民の理解と認識を深める機会を提供する。 さらに、企業等が実施する人権問題研修会に講師を紹介して啓発の支援を行う。	人権対策課	<5,128> (861)	<4,988> (796)	<△ 140> (△65)	

11,900

(2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進

① 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
教育委員会						
ソーシャルチャレンジ for High School事業 費 R5年度～R7年度	「地域の課題解決プロジェクト」「主権者・消費者教育プログラム」「多文化交流プログラム」からなる本事業のうち、「多文化交流プログラム」では、保育所や高齢者施設等において、幅広い世代と交流し、地域の人々と心でつながる活動を企画・実践することを通して、他者を思いやるとともに、自己を肯定する豊かな心を持つ高校生の育成を図る。	高校教育課	32,517 (12,881)	24,203 (9,061)	△ 8,314 (△3,820)	旅費、報償費の不用額削減のため。

24,203

② 家庭・地域における男女平等意識の啓発

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
県民環境部						
人権啓発センター運 営事業費 H15年度～	人権啓発センターに人権啓発指導員1名を配置して、相談に応じるとともに、行政職員・教職員等を対象とした啓発講座を開催し、県民の理解と認識を深める機会を提供する。 さらに、企業等が実施する人権問題研修会に講師を紹介して啓発の支援を行う。	人権対策課	<5,128> (861)	<4,988> (796)	<△ 140> (△65)	
性的マイノリティ総合 支援事業費 R2年度～R5年度	性的マイノリティに対する偏見・差別の解消を図るため、理解促進ハンドブックの作成やセミナー等を開催する。 また、性的マイノリティへの相談支援体制の充実を図るため、専門相談窓口で電話相談を受けるとともに、面談による相談や意見交換会を実施する。	人権対策課	694 (208)	785 (238)	91 (30)	
教育委員会						
PTA研修事業委託 費 S49年度～	小中高PTA役員及び会員を対象とした研修の機会をつくり、指導者の資質の向上に努めるとともに、PTA活動の充実発展を図る。	社会教育課	700 (0)	700 (0)	0 (0)	
人権・同和教育資料 作成(人権・同和教 育推進活動費) S45年度～	人権・同和教育の充実した推進のため、学校教育や社会教育における指導者向けの人権・同和教育資料を作成し、学校、市町関係者等の教育関係機関に配付する。 令和3年度は、セクハラ等様々なハラスメントを取り上げるなど、男女平等意識に関する内容を掲載。令和5年度は、アンコンシャス・バイアスに関するセルフチェック表を掲載。 令和7年度の掲載内容は未定	人権教育課	448 (0)	449 (0)	1 (0)	

1,934

3 意思決定の場への女性の参画拡大

(1) 行政・民間部門等における女性の参画拡大

① 行政における女性の参画拡大

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
総務部						
より良い職場づくり推進事業 H27年度～※R6年度に事業名を変更	女性職員を対象に、民間企業が実施するリーダーの養成等を目的とした研修を受講できる機会を創出し、リーダーとして活躍するために必要なスキルの習得につなげる。	人事課人材マネジメント室	<291> (0)	<291> (0)	<0> (0)	
企画振興部						
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870> (0)	<2,286> (0)	<△ 1,584> (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)

291

② 民間部門における女性の参画拡大

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870> (0)	<2,286> (0)	<△ 1,584> (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870> <0>	<2,286> <0>	-<1,584> <0>	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)

0

③ 政治分野における男女共同参画の促進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・男女参画課	182,047 (0)	91,150 (0)	△ 90,897 (0)	壁面修繕業務の完了によるもの

0

(2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援

① 女性の学習活動等の支援

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・ 男女参画課	<182,047> (0)	<91,150> (0)	<△ 90,897> (0)	壁面修繕業務の完了によるもの
未来デジタルキャリア獲得促進事業費 R5年度～	デジタル分野で活躍する女性人材の育成と多様な働き方による所得向上を実現するため、民間企業コンソーシアムが実施する「愛媛でじたる女子プロジェクト」に協力するとともに、育成された女性人材の活躍を推進するため、参加者が自由に意見交換し悩みを共有できるコミュニティ形成や活動、キャリアアップをサポートを行う。	デジタルシフト 推進課	18,319 (8,865)	0 (0)	△ 18,319 (△8,865)	予算事業廃止(3年間(R4～6)の実証期間が終了し、一定の成果を得られたことから、県の予算事業については終了)
教育委員会						
婦人団体育成費補助金 S44年度～	婦人会活動の健全な発展を促進するため、愛媛県連合婦人会が実施する研修・調査等の県連婦主催事業に要する経費の一部を補助する。	社会教育課	250 (0)	250 (0)	0 (0)	
婦人教育研修指導費 S44年度～	えひめ婦人大会の開催を通して、会員が同じ目的を持った仲間として交流と学習を深め、活動の活性化を図る。	社会教育課	152 (0)	152 (0)	0 (0)	
婦人社会奉仕活動推進事業委託費 S49年度～	地域における心の通うふるさとづくりを推進するとともに、婦人会活動の充実強化を図るため、地域婦人の日常活動を中心にした社会奉仕活動を県連合婦人會に委託する。	社会教育課	2,500 (0)	2,500 (0)	0 (0)	

2,902

② 交流・ネットワーク化への支援

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・ 男女参画課	<182,047> (0)	<91,150> (0)	<△ 90,897> (0)	壁面修繕業務の完了によるもの
未来デジタルキャリア獲得促進事業費 R5年度～	デジタル分野で活躍する女性人材の育成と多様な働き方による所得向上を実現するため、民間企業コンソーシアムが実施する「愛媛でじたる女子プロジェクト」に協力するとともに、育成された女性人材の活躍を推進するため、参加者が自由に意見交換し悩みを共有できるコミュニティ形成や活動、キャリアアップをサポートを行う。	デジタルシフト 推進課	<18,319> (8,865)	<0> (0)	<△ 18,319> (△8,865)	予算事業廃止(3年間(R4～6)の実証期間が終了し、一定の成果を得られたことから、県の予算事業については終了)

0

(3) 防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

① 災害対応における男女共同参画の視点の強化

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
県民環境部						
防災対策推進費(自助の促進・住民避難意識向上) H22年度～	えひめ防災フェアやシェイクアウト訓練等の実施を通じて、自らの安全は自らが守る「自助」について県民の防災意識を醸成し、県全体の地域防災力の更なる充実・強化を図る。	防災危機管理課	4,406 (0)	4,596 (0)	190 (0)	
防災士活躍促進事業費 R5年度～R7年度	地域社会(自主防災組織等)において防災活動の中心的役割を担う防災士を養成して共助を推進するとともに、平時から、地域の防災関係者の連携を促進するネットワークの強化やスキルアップを通じ、防災士の活躍促進と地域防災力の更なる向上を図る。	防災危機管理課	21,077 (0)	18,740 (0)	△ 2,337 (0)	開催場所の統合による講師旅費、謝金の減少
消防活動推進事業費 S26年度～	地域防災の中核を担う消防団の充実を図るため市町と連携した消防団員の確保対策の実施や、消防功労者の表彰等により、地域の消防力の確保及び消防活動の推進を図る。	消防防災安全課	26,266 (0)	24,318 (0)	△ 1,948 (0)	消防操法県大会の隔年開催による減等
47,654						

② 地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870 (0)	<2,286 (0)	<△ 1,584 (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・男女参画課	<182,047 (0)	<91,150 (0)	<△ 90,897 (0)	壁面修繕業務の完了によるもの
0						

③ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870 (0)	<2,286 (0)	<△ 1,584 (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)
0						

④ 地域における国際交流・協力の促進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
観光スポーツ文化部						
国際交流員招致事業費 H元年度～	総務省、文部科学省、外務省及び(一財)自治体国際化協会の協力を得て、地方公共団体の単独事業として、外国青年を招致し、地域レベルでの国際交流の推進を図り、本県の国際化に資する。	観光国際課	21,036 (0)	23,003 (0)	1,967 (0)	JETプログラム参加者の報酬額が変更(増額)されたため。
外国人支援・海外連携推進事業費 H9年度～	在県外国人に対する相談、情報提供体制を整備し、外国人にとって暮らしやすい、世界に開かれた愛媛づくりを推進する。また、姉妹提携先のハワイ州との人材交流等を通じて国際化に対応した地域づくりと県民の国際理解向上を図る。	観光国際課	1,500 (0)	0 (0)	△ 1,500 (0)	外国人生活相談体制強化事業へ統合されたため。
海外技術研修員・県費留学生受入事業費 S46年度～	本県出身海外移住者の子弟を研修員・留学生として受け入れ、移住先国と本県との交流推進を図る。	観光国際課	8,055 (0)	8,055 (0)	0 (0)	
外国人生活相談体制強化事業費 H30年度～	外国人材の受入れ拡大に伴い、在県外国人に対する相談、情報提供体制を強化するため、在県外国人が生活等に関する適切な情報に速やかに到達できる相談運営体制の拡充を図る。	観光国際課	9,159 (4,579)	0 (0)	△ 9,159 (△4,579)	令和7年度から産業人材課へ事業移管したため。
国際化推進啓発費 S33年度～	本県出身の青年海外協力隊員のえひめ海外協力大使への委嘱や帰国隊員の本県定着促進等を行う。	観光国際課	3,626 (0)	3,539 (0)	△ 87 (0)	
国際交流イベント促進事業費 H2年度～	国際交流活動の展示を行い、地域で行われている国際交流・協力活動に対する県民の理解を深めるとともに、在県外国人との交流の機会を提供する。	国際交流協会	380 (0)	266 (0)	△ 114 (0)	
国際交流チャレンジ講座開催事業費 H9年度～	国際交流員等を講師として、基礎会話や文化紹介、文化比較などをテーマとした参加型講座を開催する。	国際交流協会	321 (0)	193 (0)	△ 128 (0)	
共生社会実現推進員設置事業費 R6年度～	県が取り組む高度外国人材等の受入れ促進を後押しするため、当該人材や家族が地域社会に溶け込み本県に定着することを目的とした交流イベントを企画・実施	観光国際課	6,000 (0)	5,778 (0)	△ 222 (0)	

40,834

4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

(1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり

① 働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
未来デジタルキャリア 獲得促進事業費 R5年度～	デジタル分野で活躍する女性人材の育成と多様な働き方による所得向上を実現するため、民間企業コンソーシアムが実施する「愛媛でじたる女子プロジェクト」に協力するとともに、育成された女性人材の活躍を推進するため、参加者が自由に意見交換し悩みを共有できるコミュニティ形成や活動、キャリアアップをサポートを行う。	デジタルシフト 推進課	<18,319> (8,865)	<0> (0)	<△ 18,319> (△8,865)	予算事業廃止(3年間(R4～6)の実証期間が終了し、一定の成果を得られたことから、県の予算事業については終了)
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・ 男女参画課	<3,870> (0)	<2,286> (0)	<△ 1,584> (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)
魅力ある職場環境 づくり支援事業費 R5年度～	人口減少に伴う人手不足が深刻化する中、働き方改革による労働生産性向上の必要性について企業にきめ細やかなアプローチにより啓発を図るとともに、一定の意識レベルに達している企業において取組みの牽引役を担うリーダーを養成することで企業の自発的な取組みを支援し、働き手から選ばれる魅力ある職場環境の創出につなげる。	少子化対策・ 男女参画課	13,681 (6,696)	0 (0)	△ 13,681 (△6,696)	「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
教育委員会						
部活動改革・魅力 アップ推進事業費 H30年度～R8年度	教員・生徒・地域の視点から地域と連携した「部活動改革」に取り組み、教員の負担軽減とともに、生徒にとっての活動の充実、地域スポーツの活性化を図る。	保健体育課	108,904 (38,573)	134,497 (52,166)	25,593 (13,593)	国の実証事業及び部活動による魅力推進拡充に伴う増
スクール・サポート・ スタッフ配置事業 H30年度～R7年度	教材作成の補助、各種調査等の集計など教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置することで教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。	義務教育課	93,519 (31,172)	112,962 (37,654)	19,443 (6,482)	業務負担軽減に係る取組の中で、配置効果が高く、市町から増員の希望が多いため。
県立学校専門スタ ッフ配置事業費 R4年度～	教材作成の補助や教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフ、新学習指導要領実施による情報教員のサポートを行うICT教育支援員、放課後の生徒の学習等をサポートする大学生スクールサポーターを配置することで学校のチーム力を強化し、教員が子どもに向き合う時間を確保することで、教育の質を高めるとともに、教員の負担軽減や優秀な人材の確保を図る。	高校教育課	96,606 (8,682)	119,294 (13,568)	22,688 (4,886)	給与改定に伴う報酬等の増によるもの

366,753

② 男性の家事・育児・介護等の参画推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
総務部						
より良い職場づくり推進事業 R5年度～※R6年度に事業名を変更	子の出生を契機として、男性職員の家事・育児への参画を促し、継続的な仕事と家庭生活の両立を図る。	人事課人材マネジメント室	300 (0)	150 (0)	△150 (0)	
企画振興部						
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・男女参画課	<13,681> (6,696)	<154,039> (54,223)	<140,358> (47,527)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
家事参画・育児支援 事業費 R6年度～	主に個人を対象に、パートナー間のコミュニケーションの活性化等により、家庭内の家事シェアを一層推進するとともに、外部資源の活用など、多様な選択肢を取り入れるきっかけを提供し、家事・育児に関する無意識の思い込みを解消することにより個人や家庭内、社会全体の意識変容を促し、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を後押しし、本県における少子化の抑止と人口増加につなげる。	少子化対策・男女参画課	<14,553> (7,550)	<11,900> (7,212)	<△2,653> (△338)	事業見直しによるもの(家事シェア推進ブック作成業務の終了等)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870> (0)	<2,286> (0)	<△1,584> (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)

150

③ 男女が共に参画する地域づくり

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
えひめの若者ライフ プラン形成支援事業 R5年度～R8年度	愛媛で就職した若者が、仕事と家庭の両立を図りながら、充実した人生を送るためには、早い時期に、仕事とプライベートの将来のイメージを具体的に描くことが大切であり、キャリアアップを図りながら、結婚・出産・子育ての希望を叶えるために有用な知識を提供する。	地域政策課	9,589 (4,608)	0 (0)	△9,589 (△4,608)	廃止
県民環境部						
ボランティア活動促進 事業費 H19年度～	ボランティア活動の活性化を図るため、相談窓口の設置やインターネットを活用した情報発信等を行う。	県民生活課	5,350 (0)	5,562 (0)	212 (0)	
保健福祉部						
地域支え合い・包括 的地域福祉推進事業費 R4年度～	西日本豪雨の被災者支援を継続しつつ、平時から、介護、障がい、子育て、生活困窮など、複合化、多様化する課題や制度の狭間のニーズに対して、地域全体で包括的に受け止め、支え合いながら課題解決を図る体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指す。	保健福祉課	25,200 (8,123)	36,578 (8,123)	11,378 (0)	重層的支援体制整備事業実施市町が増えたことによる補助額の増
教育委員会						
ソーシャルチャレンジ for High School事業費 R5年度～R7年度	「地域の課題解決プロジェクト」「主権者・消費者教育プログラム」「多文化交流プログラム」からなる本事業のうち、「多文化交流プログラム」では、保育所や高齢者施設等において、幅広い世代と交流し、地域の人々と心をつなげる活動を企画・実践することを通して、他者を思いやるとともに、自己を肯定する豊かな心を持つ高校生の育成を図る。	高校教育課	<32,517> (12,881)	<24,203> (9,061)	<△8,314> (△3,820)	旅費、報償費の不用額削減のため。

42,140

(2) 安心して子どもを育てられる環境整備

① 育児を支援する環境の整備

〈 〉は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
子どもの愛顔応援 ファンド活用事業費 R2年度～	子どもや子育て世帯を支える施策を官民共同で推進するため、民間からの寄附金や県の出捐金を財源として積み立てた「子どもの愛顔応援ファンド」を活用して、子どもや子育て世帯を支援する各種事業を実施する。	少子化対策・ 男女参画課	<18,940> (0)	<16,683> (0)	<△ 2,257> (0)	被災地子どもの夢実現事業 (3,000千円)の終了によるもの
愛顔の子育て応援事業費 H29年度～	県、市町及び県内に本社、本店あるいは工場を立地する乳児用紙おむつの生産企業との「官民協働」により、第2子以降の出生世帯に約1年間分(50,000円分)の紙おむつ購入に係る経済的支援を行う。	少子化対策・ 男女参画課	113,820 (0)	104,296 (0)	△ 9,524 (0)	出生数の減少に伴う事業費の減
子育てワンストップサポート推進事業費 H27年度～	結婚から出産、子育てまでの切れ目ない支援を実施するため、作成済の子育て支援スマホアプリを活用してバーチャル上のワンストップ相談体制を構築し、子育て世帯等の不安感、孤立感を解消し、総合的な子育て支援、少子化対策を図る。	少子化対策・ 男女参画課	14,176 (8,213)	8,953 (5,968)	△ 5,223 (△2,245)	「きらきらナビ」の県公式LINEへの移行完了により構築費が減となったもの
地域少子化対策強化事業費 H26年度～	国の平成28年度補正予算及び29年度当初予算で計上された「地域少子化対策重点推進交付金」等を財源として、喫緊の課題である少子化問題に対応するため、結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を実施することにより、少子化に歯止めをかけるほか、安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。	少子化対策・ 男女参画課	31,338 (30,010)	21,741 (20,106)	△ 9,597 (△9,904)	市町交付対象事業の減によるもの
保健福祉部						
子育て家庭支援事業費 H27年度～	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業や病児・病後児保育事業の実施など、市町が地域の実情に応じて、すべての子ども・子育て家庭等を対象として行う「地域子ども・子育て支援事業」について補助し、子育て支援の充実を図る。	子育て支援課	1,535,109 (0)	1,817,079 (0)	281,970 (0)	補助メニューが追加され事業費が増加したため。
児童手当制度実施事業費 S47年度～	子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資する。	子育て支援課	2,660,057 (0)	2,633,712 (0)	△ 26,345 (0)	支給実績の減のため
民生児童委員・主任児童委員費 S23年度～	民生児童委員・主任児童委員の指導及び活動推進のための研修、委員の費用弁償、民生委員協議会の活動に要する費用を助成する。	保健福祉課	166,397 (430)	167,915 (431)	1,518 (1)	3年に一度の一斉改選による事務費の増
私立幼稚園子育て総合支援事業費 H16年度～	私立幼稚園における総合的な子育て支援の拠点としての取り組みを促進するため、預かり保育とともに子育て相談等の子育て支援を併せて実施する私立幼稚園に対して補助する。	子育て支援課	66,650 (33,325)	59,855 (29,927)	△ 6,795 (△3,398)	引き続き私学助成の預かり保育を実施している園もあるが、新制度に移行した園は基本的には新制度の預かり保育を実施することになっており、一部の園で私学助成から新制度の預かり保育を実施する見込があるため減額となった。
出産・子育て応援事業費 R4年度～	全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴奏型の相談支援と経済的支援を合わせて実施する。	健康増進課	151,181 (0)	22,123 (0)	△ 129,058 (0)	国の制度改正による
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費 H27年度～	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、相談支援、相互交流及び就職支援等を行う。	健康増進課	9,327 (4,663)	9,324 (4,662)	△ 3 (△1)	
乳幼児医療給付費 S48年度～	疾病の早期発見、治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、乳幼児を持つ養育者の負担の軽減を図る。	健康増進課	882,430 (0)	873,267 (0)	△ 9,163 (0)	所用額の減が見込まれるため
未熟児養育医療給付費 S33年度～	医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行い、母子保健の向上を図る。	健康増進課	26,837 (0)	26,272 (0)	△ 565 (0)	
小児救急医療電話相談事業費 H19年度～	小児の急な病気やケガについて、県内在住の保護者の相談に医師、看護師等が電話で対応することにより、保護者の育児不安の解消を図る。また、症状に応じた適切な受診を促すことで患者・医療機関の負担の軽減を図る。	医療対策課	11,405 (0)	25,793 (0)	14,388 (0)	電話相談事業の委託契約が令和6年度で期間満了となり、令和7年度から新たに委託契約を行い、増額となったため。
院内保育事業運営費補助金 S49年度～	看護師、医師等の医療従事者確保のために病院内保育施設を運営する事業について助成する。	医療対策課	51,990 (0)	57,962 (0)	5,972 (0)	補助対象施設数が増加したため。(13施設→15施設)

5,828,292

② 就業継続・再就職の支援

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
経済労働部						
離職者等職業能力 開発事業費 H10年度～	就職のための職業訓練を必要とする離職者、就労経験の乏しい母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等へ委託し、就職に結びつく専門的な知識、技能を習得する職業訓練等を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。	労政雇用課	331,702 (331,702)	336,700 (336,700)	4,998 (4,998)	会計年度任用職員の人件費増
若年人材育成推進 事業費 H16年度～	ジョブカフェ愛workの運営を委託し、若年者の就職支援や職場定着支援を実施する。	産業人材課	<86,708> (3,360)	<126,250> (3,360)	<39,542> (0)	事業の組み換え及び拡充のため。
女性人材雇用促進・ 活躍支援事業費 R4年度～R6年度	女性のデジタルスキル習得の支援に取り組むほか、就労先企業の開拓や女性の受入環境整備、紹介予定派遣制度を活用したマッチングを一体的に実施することにより、女性の良質で安定的な雇用につなげる。	産業人材課	104,200 (83,360)	0 (0)	△ 104,200 (△83,360)	事業終了のため。
			336,700			

③ ひとり親家庭等の生活安定の確保

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
保健福祉部						
ひとり親家庭学習支 援ボランティア派遣 事業費 H28年度～	ひとり親家庭の児童の学習意識と学力の向上を図るため、大学生、教員OB等の学習支援ボランティアを地域の施設へ派遣し、学習支援や進学相談等を行う。	子育て支援課	<3,277> (2,184)	<3,277> (2,184)	<0> (0)	
父子福祉資金貸付 金 H26年度～	父子家庭の父に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	<77,646> (0)	<122,336> (0)	<44,690> (0)	国貸付金償還の影響のため
ひとり親家庭自立支 援事業費 H15年度～	母子家庭の母及び父子家庭の父の職業能力向上のための講座受講や看護師等の資格取得を目的とした養成機関で修学中の生活負担を軽減するため、一定額を助成し、経済的自立の支援を行う。	子育て支援課	<31,430> (23,241)	<31,204> (22,582)	<△ 226> (△659)	
ひとり親家庭医療費 公費負担事業費 S49年度～	ひとり親家庭の父母・児童が疾病又は負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担額分を県と市町が共同で助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図る。	子育て支援課	<468,317> (0)	<522,176> (0)	<53,859> (0)	受診件数・単価の増のため
寡婦福祉資金貸付 金 S44年度～	寡婦に対して修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立の助成と生活の安定を図る。	子育て支援課	<22,856> (0)	<28,073> (0)	<5,217> (0)	国貸付金償還の影響のため
母子家庭等就業・自 立支援センター運営 費 S39年度～R6年度	ひとり親家庭等を対象に就業情報の収集提供、技能習得講習会等就業に関する支援や生活等に関する相談事業、一時的な保育サービス等を実施することにより、その経済的自立と生活意欲を助長する。	子育て支援課	<10,403> (1,831)	<0> (0)	<△ 10,403> (△1,831)	事業終了のため
ひとり親家庭ワンス トップ支援事業費 R7年度～	ひとり親からの各種相談にワンストップで応じ、情報提供や適切な窓口の案内を行うことにより、ひとり親の自立支援を図る。	子育て支援課	<0> (0)	<13,047> (7,092)	<13,047> (7,092)	新規事業のため
児童扶養手当支給 事業費 S36年度～	父又は母と生計が同一でない児童が養育されている家庭に児童扶養手当を支給することにより、その生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	<523,266> (188,976)	<582,877> (192,864)	<59,611> (3,888)	制度改正に伴う支給額の増のため
母子・父子自立支援 員設置費 S28年度～	ひとり親家庭等からの身上相談に応じ、自立に必要な指導・助言等を行う母子・父子自立支援員を設置することにより、その福祉の向上を図る。	子育て支援課	<13,735> (104)	<15,078> (89)	<1,343> (△15)	人件費の増のため
母子福祉資金貸付 金 S28年度～	母子家庭の母に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	<402,242> (0)	<526,898> (0)	<124,656> (0)	国貸付金償還の影響のため
経済労働部						
離職者等職業能力 開発事業費 H10年度～	就職のための職業訓練を必要とする離職者、就労経験の乏しい母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等へ委託し、就職に結びつく専門的な知識、技能を習得する職業訓練等を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。	労政雇用課	<331,702> (331,702)	<336,700> (336,700)	<4,998> (4,998)	会計年度任用職員の人件費増
			0			

(3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備

① 高齢者や障がい者等の社会参画の促進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
観光スポーツ文化部						
障がい者スポーツ大会開催等事業費 S37年度～	障がい者スポーツの振興を図るため、体験会の要素を加えた大規模な県障がい者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への選手・役員の派遣等を行う。	地域スポーツ課	38,059 (7,427)	34,193 (4,864)	△ 3,866 (△2,563)	体験会の単独実施見直しによる減(県大会時に体験会の要素を加え効率化)
障がい者スポーツ普及推進事業費 S37年度～	障がい者スポーツの普及推進を図るため、東・中・南予に地域コーディネーターを配置するほか、パラスポーツコンシェルジュを設置し、裾野を拡大するとともに、県障がい者スポーツ協会への支援や指導者の育成等に取り組む。	地域スポーツ課	20,812 (1,302)	21,270 (3,131)	458 (1,829)	
障がい者スポーツ競技力向上事業費 H25年度～R9年度	障がい者スポーツの競技力向上を図るため、競技団体(チーム)やパラアスリートを支援する。	地域スポーツ課	11,250 (0)	8,300 (0)	△ 2,950 (0)	補助内容(補助率等)の見直しによる減
障がい者スポーツ魅力向上推進事業費 R5年度～R7年度	障がい者も健常者も誰もが憧れるような、魅力ある障がい者スポーツのイメージを定着させ、スポーツ機会の増加を通じた障がい者の健康増進と社会参加の促進を図る。	地域スポーツ課	5,000 (0)	6,640 (0)	1,640 (0)	新規事業実施による増
パラ・シニアサイクル推進事業費 R2年度～R8年度	障がい者と高齢者の社会参加の促進や健康増進を図るため、サイクリングを通じ、障がいの有無や年齢にかかわらず楽しく交流できる場を提供する。	地域スポーツ課	4,800 (0)	3,900 (0)	△ 900 (0)	
eスポーツ普及促進事業費 R2年度～R7年度	障がい者の有無や程度にかかわらず競い合い楽しめるeスポーツを普及していくことで、障がい者の社会参加の促進と、障がい者に対する理解促進を図り、共生社会の実現を目指す。	地域スポーツ課	7,243 (0)	5,076 (0)	△ 2,167 (0)	補助内容(補助対象等)の見直し等による減
ひめ女スポ活キックオフ事業費 R7年度～R8年度	スポーツ実施率が特に低い若年層の女性をターゲットにスポーツを「する」きっかけづくりを行い、スポーツの実施意欲を掘り起こし、スポーツの習慣化につなげる。	地域スポーツ課	0 (0)	12,250 (0)	12,250 (0)	
保健福祉部						
障がい者生活支援事業費 H28年度～	障がい者の社会参加を促進するため、コミュニケーション手段の確保、情報バリアフリーの促進、生活訓練等に関する事業を行う。	障がい福祉課	17,321 (7,091)	17,132 (7,393)	△ 189 (302)	
地域の介護人材参入・定着促進事業費 H28年度～	シニアや子育てを終えた主婦など地域の多様な人材を掘り出し、介護施設でのOJT研修や介護の入門研修等の実施により、円滑な就労の支援を行う。併せて、県内の介護事業所に勤務する無資格の介護職員について、受講費用の負担軽減により介護員養成研修の修了を促進し、介護従事者の資質向上と離職防止を図る。	長寿介護課	17,191 (0)	17,191 (0)	0 (0)	
明るい長寿社会づくり推進事業費 H2年度～	高齢者の生きがいと健康づくりを推進して幸せで明るい長寿社会を築くため、関係機関・団体の参加と協力のもとに高齢者の社会参加についての各分野における意識改革、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等推進するための組織づくり、指導者等育成事業を総合的に実施する。	長寿介護課	15,967 (0)	16,527 (0)	560 (0)	
老人クラブ育成指導費 S38年度～	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進に資するため、老人クラブの適正な運営と活動の充実強化を図るとともに、高齢者自らが相互に助け合う社会システムの実現を図るため、老人クラブ会員が地域の一人暮らし老人や寝たきり老人等の家庭を訪問するなどして、老人福祉の向上に資する。	長寿介護課	21,142 (10,533)	20,382 (10,154)	△ 760 (△379)	
障がい者ICTサポート推進事業費 R4年度～	障がい者のICT機器の利用普及を支援する拠点として「愛媛県障がい者ICTサポートセンター」を設置し、ICT機器に関する相談、訪問支援、最新ICT機器の貸出及び展示・利用体験会などを行うことにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	障がい福祉課	8,409 (4,204)	8,454 (4,227)	45 (23)	
障がい者芸術文化活動推進事業費 R元年度～	障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談支援や人材育成等を行うとともに、芸術文化活動の発表の場として「障がい者芸術文化祭」を開催する。	障がい福祉課	24,012 (12,005)	36,103 (11,471)	12,091 (△534)	三浦保基金を活用し、事業拡大を図ったため。
身体障害者補助犬給付事業費 H2年度～	身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の利用の円滑化を図る。	障がい福祉課	1,980 (990)	1,980 (990)	0 (0)	
障がい者社会参加推進センター運営事業費 H3年度～	障がい者団体等の協力体制を確保し、障がい者のニーズを反映させることを目的に障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者の地域における社会参加を推進する。	障がい福祉課	3,534 (1,767)	3,364 (1,682)	△ 170 (△85)	

経済労働部						
障がい者就労促進事業費 H16年度～	障がい者の雇用促進に資するため、産業技術専門学校において、障がい者を対象とした各種職業訓練を実施し、県内における障がい者の職業能力開発体制を整備する。	労政雇用課	124,464 (87,323)	116,753 (81,386)	△ 7,711 (△5,937)	訓練コース見直しによる減
障がい者・高齢者雇用推進事業費 S49年度～	障がい者・高齢者の雇用の安定を図るため、県内の事業主をはじめ広く県民全体に対し障がい者・高齢者の雇用気運の醸成に努め、障がい者・高齢者の雇用・就業機会の確保の促進を図る。	労政雇用課	<0> (0)	<0> (0)	<0> (0)	
障がい者活躍支援事業費 H30年度～R8年度	障がい者の職場見学、実習及び就労先受入企業を開拓し、障がい者と企業とのマッチングを支援するとともに、法定雇用率未達成企業に対し現場見学会を企画し、雇用のきっかけ作りを行う。	労政雇用課	<9,105> (0)	<8,650> (0)	<△ 455> (0)	
障がい者雇用創出事業費 R4年度～R6年度	障がい特性に応じた受入環境整備のためのセミナーや専門家派遣により、障がいがあっても働きやすい職場づくりを支援し、雇用の受け皿を拡大するとともに、「障がい者目線」による求人企業の情報発信力強化や、求職者のスキルアップ等により、障害者雇用率の向上を図る。	労政雇用課	<20,500> (16,400)	<0> (0)	<△ 20,500> (△16,400)	事業終了のため。
愛媛県シルバー人材センター連合会運営費 H10年度～	シルバー人材センターの事業の充実・強化を図るため設置される(公社)愛媛県シルバー人材センター連合会の運営に要する費用の一部を助成する。	労政雇用課	<6,900> (0)	<6,900> (0)	<0> (0)	

329,515

② 高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
保健福祉部						
障がい者相談支援体制整備推進事業費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	<4,062> (1,326)	<4,087> (1,429)	<25> (103)	
介護人材研修等支援事業費 H27年度～	若年層や離職した女性等へのアプローチと現在介護に従事する人材の質的向上による介護サービスの向上を図る必要があることから、介護関係団体等が行う人材養成に係る事業に要する経費を支援する。	長寿介護課	17,493 (1,582)	17,417 (0)	△ 76 (△1,582)	
介護雇用プログラム推進事業費 H27年度～R5年度	仕事を探している人が、働きながら介護分野の研修を受講(資格取得)できる「介護雇用プログラム」を実施することにより、介護分野への参入促進と介護資格を有する人材の確保を図る。	長寿介護課	78,698 (0)	24,604 (0)	△ 54,094 (0)	事業の見直しによる
認知症施策推進事業費 H19年度～	県内市町の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例等を収集し、普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、県内における認知症施策の全体的な水準の向上を図る。	長寿介護課	10,934 (5,997)	12,444 (7,744)	1,510 (1,747)	事業拡充のため
介護保険サービス評価・情報公表事業費 H16年度～	認知症高齢者グループホーム等の外部サービス評価を推進するとともに、利用サービスを選択・決定するために必要な情報を十分に提供するため、介護サービス事業者情報のインターネット等での公表を効果的に実施する。	長寿介護課	8,907 (4,317)	10,154 (4,937)	1,247 (620)	人件費の増額等のため
現任介護相談員研修(明るい長寿社会づくり推進事業費) H17年度～	市町の介護相談員を対象に研修を行う。	長寿介護課	162 (0)	162 (0)	0 (0)	
介護予防市町支援・介護予防従事者研修・介護予防活動普及展開事業(地域包括支援センター等支援事業費) H18年度～	市町においては、自立支援・重度化防止に向けた具体的な取組内容と適切な指標による実績評価を行い、県においては、研修を通じて市町を支援する。	長寿介護課	3,787 (3,787)	3,480 (3,480)	△ 307 (△307)	

地域支え合い・包括的地域福祉推進事業費 R4年度～	西日本豪雨の被災者支援を継続しつつ、平時から、介護、障がい、子育て、生活困窮など、複合化、多様化する課題や制度の狭間のニーズに対して、地域全体で包括的に受け止め、支え合いながら課題解決を図る体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指す。	保健福祉課	<25,200> (8,123)	<36,578> (8,123)	<11,378> (0)	重層的支援体制整備事業実施市町が増えたことによる補助額の増
介護保険地域支援事業交付金 H18年度～	高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防に資する事業や総合相談等を地域支援事業として市町が実施する場合に、国と県で交付金を交付する。	長寿介護課	1,182,177 (0)	1,213,521 (0)	31,344 (0)	人件費等のため
働く家族の介護力強化事業費 H28年度～	介護を社会全体で支えていくため、現役で働く家族等を対象とした「介護力強化セミナー」等の開催により、突然介護に直面した場合にも役立つ介護サービス等の具体的情報について周知を強化し、介護への理解を深める。	長寿介護課	15,786 (0)	15,786 (0)	0 (0)	
在宅介護研修センター運営費 H16年度～	増大する介護給付費を抑制しつつ、介護を必要とする高齢者を支えるため、広く一般県民を対象として実践的研修を実施する「在宅介護研修センター」を運営し、本県の介護の質の向上と地域の介護力強化を図る。	長寿介護課	50,542 (0)	51,168 (0)	626 (0)	
障がい児(者)療育支援事業費 H8年度～	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支えるため、相談支援体制の充実を図るとともに、専門的な療育等の支援を行う。	障がい福祉課	31,363 (0)	31,701 (0)	338 (0)	
介護認定調査員等研修事業費 H11年度～	介護認定調査員及び介護認定審査会委員等に対する研修を実施し、認定事務の円滑かつ適正化を図り、もって制度の円滑な実施及び運営に資する。	長寿介護課	1,829 (914)	1,829 (914)	0 (0)	
高齢者保健福祉計画等推進事業費 H10年度～	地域の高齢者保健福祉事業に関する総合計画である「高齢者保健福祉計画」及び、市町の介護保険事業の円滑な運営を支援するための「介護保険事業支援計画」の両計画について進行管理を行う。	長寿介護課	1,036 (0)	832 (0)	△ 204 (0)	
保健福祉部						
介護支援専門員養成研修等事業費 H8年度～	介護保険の要である介護支援専門員の養成のため、研修の質の向上及び支援体制の整備により、介護保険の円滑な推進を図る。	長寿介護課	11,961 (0)	21,941 (0)	9,980 (0)	補助金額を増額したため
老人福祉施設等整備資金利子補給事業費 H4年度～R6年度	老人福祉施設及び介護老人保健施設を整備するにあたって、社会福祉・医療事業団から借入した整備資金の利子補給を行うことにより、施設整備の促進を図り、高齢者福祉の推進に寄与する。	長寿介護課	123 (0)	0 (0)	△ 123 (0)	
認知症介護研修事業費 H12年度～	近年増加する認知症高齢者のケアの充実を図るため認知症介護に係る指導者及び実践者の人材育成研修を実施する。	長寿介護課	11,510 (4,492)	10,097 (2,962)	△ 1,413 (△ 1,530)	事業の見直しによる
障がい者職業生活支援事業費 H13年度～	地域において生活し、就労する障がい者の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うことにより、障がい者の地域生活の安定と福祉の向上を図る。	障がい福祉課	48,168 (24,084)	62,082 (31,041)	13,914 (6,957)	支援機関の体制強化のため
福祉・介護人材確保対策事業費 H21年度～	福祉・介護人材確保のためのセミナー開催、キャリア支援専門員による出張相談・事業所への戸別訪問、中高生やその保護者・教員等を対象とした介護事業所等の見学・体験ツアーの実施、事業連携会議の開催など人材確保に向け、総合的な対策事業を実施する。	保健福祉課	32,837 (0)	33,256 (0)	419 (0)	
発達障がい者支援センター運営費 H19年度～	自閉症等の発達障がい有する障がい児(者)に対する相談、発達及び就労支援等を行う拠点施設として設置した発達障がい者支援センターを運営する。	障がい福祉課	33,004 (16,502)	43,486 (25,712)	10,482 (9,210)	支援機関の体制強化のため
子ども療育センター運営費 H19年度～	地域療育の拠点として整備した子ども療育センターを運営する。	障がい福祉課	995,966 (53,982)	1,167,414 (61,197)	171,448 (7,215)	令和6年11月から児童・思春期病棟が新設され、それに係る予算も含まれるようになったため。
地域生活支援事業費補助金 S43年度～	障がい者(児)がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。	障がい福祉課	180,233 (0)	179,578 (0)	△ 655 (0)	
精神保健普及事業費(精神保健事業費) S40年度～	精神保健に関する一般の理解を深め、心の健康を増進し、併せて精神障害者の社会復帰に関する精神保健の普及啓発を図るため、講演会、座談会等の開催、普及啓発用印刷物の作成配布等を行う。	健康増進課	300 (0)	490 (150)	190 (150)	
心と体の健康センター運営費 S47年度～	精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健に関する知識の普及を図るとともに、保健所等関係機関に対する研修及び精神保健の相談、指導、診療ならびに調査研究等センター運営要領に定められているセンター業務を行う。	健康増進課	5,855 (253)	5,659 (244)	△ 196 (△ 9)	
介護職員処遇改善特別支援事業 H29年度～R5年度	平成29年度介護報酬改定(介護職員処遇改善加算の拡充)に伴い、事業所への改定内容の周知や、加算の取得に係る助言等により、各事業所における処遇改善加算の取得を促進し、介護職員の離職率の低下を図る。	長寿介護課	5,201 (4,098)	6,438 (4,787)	1,237 (689)	セミナー回数増及び人件費等増額のため
介護情報スマホアプリ・PCサイト版運営事業費 H28年度～R5年度	介護に直面した働く県民や、介護に悩んでいる介護者、高齢者、及び介護従事者等に有用な情報を提供する環境を整えるためにスマホアプリ等を導入し、県民、介護従事者等の情報共有、連携により地域包括ケアの推進を図る。	長寿介護課	4,769 (0)	3,295 (0)	△ 1,474 (0)	R6年度はサーバー移行対応で経費が必要であったため。

2,916,834

5 雇用等における男女共同参画の推進

(1) 男女均等な雇用環境の整備

① 雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
経済労働部						
えひめの女性県内就職 促進事業費 R6年度～R8年度	就職や進学を契機とした若年女性の転出超過解消を図るため、関係機関との協働により、学生が主体的に事業の企画・運営を行うプラットフォームを設置し、若者目線で若年女性の県内就職促進に効果的な施策を展開するとともに、若者のネットワーク構築を支援することで、地元企業を知る機会の拡充やえひめで働き暮らすイメージの醸成に繋げる。	産業人材課	15,600 (0)	15,600 (0)	0 (0)	
若年人材育成推進 事業費 H16年度～	ジョブカフェ愛workの運営を委託し、若年者の就職支援や職場定着支援を実施する。	産業人材課	<86,708> (3,360)	<126,250> (3,360)	<39,542> (0)	事業の組み換え及び拡充のため。
女性人材雇用促進・ 活躍支援事業費 R4年度～R6年度	女性のデジタルスキル習得の支援に取り組むほか、就労先企業の開拓や女性の受入環境整備、紹介予定派遣制度を活用したマッチングを一体的に実施することにより、女性の良質で安定的な雇用に繋げる。	産業人材課	<104,200> (83,360)	<0> (0)	<△ 104,200> (△83,360)	事業終了のため。
15,600						

② 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため
0						

③ ハラスメント防止対策の促進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
保健福祉部						
女性支援活動事業 費 R4年度～	福祉総合支援センター等に女性相談支援員を設置し、相談支援等を行うとともに、悩みを持つ女性を対象に、夜間及び週末に電話相談を実施し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うことで、困難な問題を抱える女性を適切な支援につなげる。	子育て支援課	<11,264> (5,366)	<16,909> (8,186)	<2,065> (1,042)	DV防止相談支援体制強化事業費のうち、DV対応協力員設置費と一時保護委託事業費を統合したため。
福祉総合支援センター等 運営費(女性 相談支援センター 分) S32年度～	福祉総合支援センター等に女性相談支援員を設置し、相談支援等を行うとともに、悩みを持つ女性を対象に、夜間及び週末に電話相談を実施し、必要に応じて関係機関と連絡調整を行うことで、困難な問題を抱える女性を適切な支援につなげる。	子育て支援課	<10,870> (5,415)	<11,288> (5,596)	<679> (365)	
教育委員会						
人権・同和教育資料 作成(人権・同教育 推進活動費) S45年度～	人権・同和教育の充実した推進のため、学校教育や社会教育における指導者向けの人権・同和教育資料を作成し、学校、市町関係者等の教育関係機関に配付する。 令和3年度は、セクハラ等様々なハラスメントを取り上げるなど、男女平等意識に関する内容を掲載。令和5年度は、アンコンシャス・バイアスに関するセルフチェック表を掲載。 令和7年度の掲載内容は未定	人権教育課	<448> (0)	<449> (0)	<1> (0)	
議会事務局						
愛媛県議会ハラスメント 防止研修会事業 R3年度～	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和3年度から、県議会議員を対象に、議会内におけるセクハラ・マタハラ等、各種ハラスメントの発生防止に資するための研修を開催している。(予算額については、講師謝金及び旅費。)	議会事務局 (総務課)	18 (0)	19 (0)	1 (0)	

(2) 職業生活における女性の活躍推進

① 女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
家事参画・育休支援 事業費 R6年度～	主に個人を対象に、パートナー間のコミュニケーションの活性化等により、家庭内の家事シェアを一層推進するとともに、外部資源の活用など、多様な選択肢を取り入れるきっかけを提供し、家事・育児に関する無意識の思い込みを解消することにより個人や家庭内、社会全体の意識変容を促し、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を後押しし、本県における少子化の抑止と人口増加につなげる。	少子化対策・ 男女参画課	<14,553> (7,550)	<11,900> (7,212)	<△ 2,653> (△338)	事業見直しによるもの(家事シェア推進ブック作成業務の終了等)
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため

0

② 男性の意識と職場風土の改革

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
家事参画・育休支援 事業費 R6年度～	主に個人を対象に、パートナー間のコミュニケーションの活性化等により、家庭内の家事シェアを一層推進するとともに、外部資源の活用など、多様な選択肢を取り入れるきっかけを提供し、家事・育児に関する無意識の思い込みを解消することにより個人や家庭内、社会全体の意識変容を促し、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を後押しし、本県における少子化の抑止と人口増加につなげる。	少子化対策・ 男女参画課	<14,553> (7,550)	<11,900> (7,212)	<△ 2,653> (△338)	事業見直しによるもの(家事シェア推進ブック作成業務の終了等)
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため

0

③ 起業等の女性のチャレンジ支援

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
未来デジタルキャリア 獲得促進事業費 R5年度～	デジタル分野で活躍する女性人材の育成と多様な働き方による所得向上を実現するため、民間企業コンソーシアムが実施する「愛媛でじたる女子プロジェクト」に協力するとともに、育成された女性人材の活躍を推進するため、参加者が自由に意見交換し悩みを共有できるコミュニティ形成や活動、キャリアアップをサポートを行う。	デジタルシフト 推進課	<18,319> (8,865)	<0> (0)	<△ 18,319> (△8,865)	予算事業廃止(3年間(R4～6)の実証期間が終了し、一定の成果を得られたことから、県の予算事業については終了)
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組みを強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・ 男女参画課	<13,681> (6,696)	<154,039> (54,223)	<140,358> (47,527)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を「ひめボス宣言事業所魅力化支援事業費」に統合したため

経済労働部						
愛媛県勤労者福祉資金貸付金(勤労者福祉資金貸付事業費) H13年度～	勤労者のライフサイクルにおいては様々な場面で資金需要の発生が予想されるため、労働金庫に資金を預託し、協調融資をもって勤労者の生活安定、職業能力の向上等を通じて、福祉の向上に資する。	労政雇用課	<320,615> (0)	<320,560> (0)	<△ 55> (0)	
愛媛グローバル・フロンティア・プログラム推進事業費 H30年度～R7年度	四国一のスタートアップ県を目指し、地域課題を解決し得る新たなビジネスの創出及び拡大を後押しするとともに、経済活力の源泉である新規創業者等の定着から成長までをオール愛媛で支援することにより、県内経済の活性化を図る。	産業創出課	58,915 (30,700)	55,093 (27,700)	△ 3,822 (△3,000)	事業内容見直しのため。
創業・経営基盤強化総合支援事業費 H11年度～	本県の開業率は、近年上昇傾向にあり、廃業率を上回っているものの、依然として全国平均を下回っている。県内産業の更なる自律的發展と雇用の維持・拡大を促進するため、創業・経営基盤強化支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、創業や経営革新による新事業の創出を促進する。	産業創出課	42,084 (0)	40,285 (0)	△ 1,799 (0)	事業内容見直しのため。
中小企業人材確保支援強化事業費 H30年度～R6年度	中高生や県外学生に対して県内企業の情報を発信することにより、地元就職に向けた意識醸成を図るほか、マッチングの機会を創出するなど、中小企業の人材確保や定着に向けた取り組みを支援する。	産業人材課	27,564 (12,184)	0 (0)	△ 27,564 (△12,184)	事業終了のため。
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費 H27年度～R6年度	地域と企業の成長戦略の実現のため、プロフェッショナル人材のUITターンが県内に拡大することを目的とする。そのために、県内中小企業に対し、新事業や新戦略の開拓などの「攻めの経営」や、「働き方改革」による経営改善への意欲を喚起し、その実践をサポートするプロフェッショナル人材の活用を促進する「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、企業の経営革新の実現を図る。	産業人材課	4,000 (2,000)	4,000 (2,000)	0 (0)	
中小企業振興資金貸付金(新事業創出支援資金) H13年度～	中小企業の創業に要する事業資金の融資制度 ・【融資対象者】創業を行う個人、創業後5年未満の個人及び会社、分社化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社 ・【資金用途】運転資金・設備資金 ・【融資限度額】3,500万円 ・【融資利率】年1.60%、特例：年1.40%(信用保証協会の保証必須) ・【保証料率】0.8%又は1.0%(割引有) ・【融資期間】運転資金7年以内(うち据置1年以内)、設備資金10年以内(うち据置1年以内) ・【申込先】商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、愛媛中小企業指導センター、取扱金融機関、信用保証協会	経営支援課	1,760,000 (0)	1,850,000 (0)	90,000 (0)	融資残高が増加したため。
新事業創出金融支援事業費 H29年度～	県内における創業の促進や事業承継を支援するため、創業者及び事業承継者が中小企業振興資金のうち「新事業創出支援基金」を借り入れる際の保証料を補助し、事業の立ち上げや事業承継を金融面から積極的に支援する。	経営支援課	45,858 (0)	45,858 (0)	0 (0)	

1,995,236

④ 情報の収集、提供及び啓発活動

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・男女参画課	<182,047> (0)	<91,150> (0)	<△ 90,897> (0)	壁面修繕業務の完了によるもの

0

(3) 農林水産業における男女共同参画の促進

① 方針決定過程等への女性参画の推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
企画振興部						
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進するとともに、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。また、男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当者会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<3,870> (0)	<2,286> (0)	<△ 1,584> (0)	男女共同参画に関する意識調査の終了によるもの(5年に1回実施)
男女共同参画会議等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	少子化対策・男女参画課	<949> (0)	<0> (0)	<△ 949> (0)	男女共同参画社会づくり推進事業費に統合
農林水産部						
えひめ食農教育推進事業費 H17年度～R9年度	えひめの農山漁村を明るく元気で魅力的なものにするため、地域の経済活動を活性化することができる女性リーダーを育成するとともに、地域農産物の生産拡大と利用促進を図る。	農産園芸課	1,390 (0)	1,223 (0)	△ 167 (0)	

1,223

② 女性が活躍できる環境づくりと意識改革

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
農林水産部						
えひめ農業女子確保支援事業 R5年度～R7年度	愛媛県からの若年女性の県外転出が著しい状況の中、女性を地域の基幹産業である農林水産業の担い手として確保するため、一次産業女子ネットワーク・さくらひめと連携しながら県内外の就農を希望する若年女性に対し、農業法人や就農に向けたサポート体制等の就業条件や労働環境を整備し、女性等の増加につなげる。	農地・担い手対策室	10,459 (939)	6,919 (941)	△ 3,540 (2)	執行が少なかった整備事業等について減額。
えひめ食農教育推進事業費 H17年度～R9年度	えひめの農山漁村を明るく元気で魅力的なものにするため、地域の経済活動を活性化することができる女性リーダーを育成するとともに、地域農産物の生産拡大と利用促進を図る。	農産園芸課	<1,390> (0)	<1,223> (0)	<△ 167> (0)	
次世代人材掘り起こし事業 (林業女子による林業就業体験会開催等) R5年度～R7年度	林業女子のネットワーク化を図り、共感できる仲間との交流活動を促進するとともに、核となる女性人材を育成し、女性が活躍できる環境づくりや林業女子とその支援者等の組織化等を行うことで、林業・木材産業で活躍する女性の増加を図る。	林業政策課	623 (248)	624 (249)	1 (1)	
渚女子活動拡大支援事業費 R6年度～R8年度	漁村女性グループやその活動に賛同する個人又はグループ(渚女子)が行う水産物の加工・販売や地域活動等を総合的に支援・指導し、魅力ある組織づくりや漁村地域の活性化を図る。	漁政課	1,450 (524)	1,250 (424)	△ 200 (△100)	
			8,793			

男女共同参画施策推進体制

1 男女共同参画推進条例の適切な施行

男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進する。また、男女共同参画に関する県民意識を把握し、今後の施策等に反映するため世論調査を実施する。さらに、コロナ禍により平時からのジェンダー平等・男女共同参画の取組の重要性が明確になったことから、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。	少子化対策・男女参画課	<3,870>	<2,286>	<△ 1,584>	男女共同参画に関する意識調査の終了(5年に1回実施) ※R7年度、男女共同参画会議等運営事業費を統合。

2,286

2 市町、関係機関、民間団体との連携強化

えひめ女性活躍推進協議会や愛媛労働局、大学等との連携

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進する。また、男女共同参画に関する県民意識を把握し、今後の施策等に反映するため世論調査を実施する。さらに、コロナ禍により平時からのジェンダー平等・男女共同参画の取組の重要性が明確になったことから、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。	少子化対策・男女参画課	<3,870>	<2,286>	<△ 1,584>	男女共同参画に関する意識調査の終了(5年に1回実施) ※R7年度、男女共同参画会議等運営事業費を統合。
ひめボス宣言事業所 魅力化支援事業費 R5年度～	本県の人口減少問題に対処していくためには、県内企業・事業所が危機感を持って、女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援に取り組み、「性別を問わず選択される魅力的な企業」へと変革・成長し、全ての労働者が働きやすく、働きがいのある環境となることが重要であり、県として事業所の取組を強力に後押しすることで、本県の人口減少要因の一つである若年女性の転出超過を解消する。	少子化対策・男女参画課	<113,346> (27,690)	<154,039> (54,223)	<40,693> (26,533)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」の事業内容を統合したため
家事参画・育児支援 事業費 R5年度～	主に個人を対象に、パートナー間のコミュニケーションの活性化等により、家庭内の家事シェアを一層推進するとともに、外部資源の活用など、多様な選択肢を取り入れるきっかけを提供し、家事・育児に関する無意識の思い込みを解消することにより個人や家庭内、社会全体の意識変容を促し、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を後押しし、本県における少子化の抑止と人口増加につなげる。	少子化対策・男女参画課	<14,553> (7,550)	<11,900> (7,212)	<△ 2,653> (△338)	事業見直しによるもの(家事シェア推進ブック作成業務の終了等)
魅力ある職場環境づくり支援事業費 R6年度～	人口減少に伴う人手不足が深刻化する中、働き方改革による労働生産性向上の必要性について企業にきめ細やかなアプローチにより啓発を図るとともに、一定の意識レベルに達している企業において取組みの牽引役を担うリーダーを養成することで企業の自発的な取組みを支援し、働き手から選ばれる魅力ある職場環境の創出につなげる。	少子化対策・男女参画課	<13,681>		<△ 13,681> (0)	「魅力ある職場環境づくり支援事業費」に統合したため

168,225

3 拠点施設の充実、機能強化

地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	少子化対策・男女参画課	<182,047>	<91,150>	<△ 90,897>	壁面修繕業務の完了によるもの

91,150

4 計画の進行管理、公表

EBPMに基づくPDCAサイクルによる女性活躍の着実な推進

()は再掲の事業、()は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画計画に基づき、県民大会の開催、行政・地域リーダー等のミーティングを実施し、男女共同参画社会づくりを強力に推進する。また、男女共同参画に関する県民意識を把握し、今後の施策等に反映するため世論調査を実施する。さらに、コロナ禍により平時からのジェンダー平等・男女共同参画の取組の重要性が明確になったことから、引き続き「ジェンダー平等」に焦点を当て、教育現場向けの研修を実施する。	少子化対策・男女参画課	<3,870>	<2,286>	<△ 1,584>	男女共同参画に関する意識調査の終了(5年に1回実施) ※R7年度、男女共同参画会議等運営事業費を統合。

2,286

令和7年度 公益財団法人えひめ女性財団における男女共同参画関連施策一覧

事業名 実施期間	事業の概要	令和6年度 予算額 (国支出金)	令和7年度 予算額 (国支出金)	増減額 R7年度-R6年度	愛媛県男女共同参画計画における位置づけ等
1 えひめ女性財団 情報発信事業 H3年度～	財団事業や研究成果等を広く県民に周知し、男女共同参画社会づくりを推進するとともに、財団事業に対する県民の理解と関心を深めるため、財団広報誌「かがやき」の発行並びにホームページ、SNSを広く活用し、事業の実施状況やセンター関連情報(実施講座、貸館、図書情報等)を随時発信する。また、女性活躍推進の一環として、県内で活躍する女性団体・グループや法人・個人に関する情報を収集し、人材発掘・育成・活用を目的とした財団独自のネットワーク形成を図る。	686	756	70	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 5 雇用等における男女共同参画の推進 (2)職業生活における女性の活躍推進 ④情報の収集、提供及び啓発活動
2 男女共同参画社会 づくり推進県 民大会開催事業 H14年度～	男女共同参画社会の実現を図るため、県民意識の高揚や自発的な活動を促進し、県民総ぐるみの運動へと発展させていくことを目的に、愛媛県及び松山市男女共同参画推進財団との共催による事業を実施する。	785	754	△ 31	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備 (1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり ①働き方改革(多様で柔軟な働き方等)による ワーク・ライフ・バランス等の実現 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進 ③男女が共に参画する地域づくり 【推進体制】 2 市町、関係機関、民間団体との連携強化
3 えひめ男女共同 参画フェスティバル 開催事業 H3年度～	県民参画によるフェスティバルの開催で、男女共同参画に対する県民意識の高揚と推進を図る。実施内容については基調講演のほか県内グループによるイベントを実施するなど、より親しみのあるフェスティバルとする。	1,563	1,571	8	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 (2)男女共同参画の視点に立った学びの推進 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2)女性の能力開発(エンバウメント)等の支援 ①女性の学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援 4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備 (1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり ①働き方改革(多様で柔軟な働き方等)による ワーク・ライフ・バランス等の実現
4 男女共同参画社会 づくり推進イ ベント企画募集 事業 H4年度～	男女共同参画をテーマに企画イベントを募集し、審査会で選出した優秀な企画は、えひめ男女共同参画フェスティバルの企画イベントとして開催し、選出グループ自らが運営することで参画意識の向上や人材育成・ネットワークづくり等を行う。	489	553	64	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2)女性の能力開発(エンバウメント)等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援
5 男性のための共同 参画セミナー 開催事業 H15年度～	県内の男性を対象にした財団主催の講演会、セミナー等を開催するほか、公募により各市町等と共催で事業を行い、男性の意識改革や男女共同参画の家庭・地域づくりのための意識啓発を図る。	416	420	4	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 (2)男女共同参画の視点に立った学びの推進 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発 5 雇用等における男女共同参画の推進 (2)職業生活における女性の活躍推進 ②男性の意識と職場風土の改革
6 えひめ女性財団 出前講座開催事 業 H18年度～	財団職員がグループや職場等で開催する講演会、勉強会、研修会に出向いて講演やワークショップを行い、財団が実施する各種事業や男女共同参画関連施策についての理解を深め、併せて県民の意識等を財団運営に反映する。	417	210	△ 207	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 (2)男女共同参画の視点に立った学びの推進 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2)女性の能力開発(エンバウメント)等の支援 ①女性の学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援
7 男女共同参画こ らばねっとわー く 開催事業 H22年度～	男女共同参画の理念を集中的に学習するため、大学等の教育関連機関や団体と共催し、連携・協働(コラボレーション)することにより、地域に根差した男女共同参画の視点や必要性を学び、参画をより現実的なものにしていくことを目的とする。また、県・市の連携として、松山市男女共同参画推進財団との共催事業開催に取り組む。	607	583	△ 24	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2)女性の能力開発(エンバウメント)等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援 ③防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推
8 えひめ女性財団 調査研究助成事 業 H3年度～	県下各地の地域・生活課題等、男女共同参画に関する諸問題について総合的な調査研究を公募し、選定された調査研究に対し助成を行う。	790	790	0	3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2)女性の能力開発(エンバウメント)等の支援 ①女性の学習活動等の支援 ③防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推

5,753	5,637
-------	-------

4. 市町における男女共同参画行政の状況

4 (1) 市町男女共同参画担当課一覧

市町名	担当課係名	郵便番号	所在地	電話番号 (内線)
松山市	市民部 人権・共生社会推進課 男女共同参画担当	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2	089-948-6449 (6449)
今治市	市民環境部 市民参画課 多文化・共生社会推進担当	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1	0898-32-5200 (33005)
宇和島市	企画政策部 企画課 企画係	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-49-7003 (2501)
八幡浜市	総務企画部 政策推進課 総合政策係	796-8501	八幡浜市北浜一丁目1番1号	0894-22-5987 (1343)
新居浜市	市民環境部 男女参画・市民相談課	792-8585	新居浜市一宮町一丁目5番1号	0897-65-1233 (2282)
西条市	市民生活部 人権共生課 男女共同参画関係	793-8601	西条市明屋敷164番地	0897-52-1360 (5242)
大洲市	総務部 人権啓発課 男女共同参画係	795-8601	大洲市大洲690番地の1	0893-24-1746 (621)
伊予市	総務部 総務課	799-3193	伊予市米湊820番地	089-909-6380 (1324)
四国中央市	地域振興部 魅力創発課 男女共同参画関係	799-0497	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	0896-28-6137 (1352)
西予市	生活福祉部 人権啓発課 男女共同参画係	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	0894-62-6492 (00761)
東温市	総務部 総務課 広報広聴・男女共同参画係	791-0292	東温市見奈良530番地1	089-964-4400 (327)
上島町	健康福祉部 住民課 発達支援センター	794-2592	越智郡上島町弓削下弓削210番地	0897-77-2503
久万高原町	総務課 秘書自治振興係	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212番地	0892-21-1111 (103)
松前町	総務部 総務課 総務秘書係	791-3192	伊予郡松前町大字筒井631番地	089-985-4100 (2311)
砥部町	企画財政課 企画政策係	791-2195	伊予郡砥部町宮内1392番地	089-909-4670 (254)
内子町	総務課 庶務係	795-0392	喜多郡内子町平岡甲168番地	0893-44-6150 (725)
伊方町	総務課 人権啓発室	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	0894-38-2655 (207)
松野町	ふるさと創生課 企画調整係	798-2192	北宇和郡松野町大字松丸343番地	0895-42-1116 (3133)
鬼北町	企画振興課 地域活力創出係	798-1395	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1111 (2216)
愛南町	政策推進室 政策推進係	798-4196	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	0895-73-7075 (2205)

4 (2) 市町における条例の制定状況及び計画の策定状況

(令和7年4月1日現在)

市 町 名	条例制定状況		計画策定状況	
	条例の名称	施行年月日	計画の名称	計画期間
松 山 市	松山市男女共同参画推進条例	H15. 9. 1	第4次松山市男女共同参画基本計画	R5～R10
今 治 市	今治市男女共同参画推進条例	H18. 6. 30	今治市男女共同参画計画 ～いきいきひとプラン～	R2～R11
宇和島市	宇和島市男女共同参画推進条例	H18. 10. 4	第3次宇和島市男女共同参画基本計画	H30～R9
八幡浜市			第2次八幡浜市男女共同参画計画	H29～R8
新居浜市	新居浜市男女共同参画推進条例	H15. 10. 1	第3次新居浜市男女共同参画計画	R3～R12
西 条 市			第2次西条市男女共同参画計画 ～わたしを活かす・地域をいかす	H28～R7
大 洲 市	大洲市男女共同参画推進条例	H17. 1. 11	第2次大洲市男女共同参画推進計画	H28～R7
伊 予 市			第2次伊予市男女共同参画基本計画	H29～R8
四国中央市			第3次四国中央市男女共同参画計画	R7～R16
西 予 市			第2次西予市男女共同参画基本計画	H30～R9
東 温 市			第2次東温市男女共同参画計画	H28～R8
上 島 町			第2次上島町男女共同参画推進計画	R3～R12
久万高原町			久万高原町男女共同参画推進計画	R6～R12
松 前 町			第3次男女共同参画計画・まさき	R6～R15
砥 部 町			第2次砥部町男女共同参画計画	R3～R12
内 子 町			第3次内子町男女共同参画基本計画	R2～R11
伊 方 町			第2次伊方町男女共同参画基本計画	R2～R11
松 野 町			第2次森の国まつの男女共同参画基本計画	R元～R7
鬼 北 町	鬼北町男女共同参画推進条例	H19. 3. 20	第4次鬼北町男女共同参画基本計画	R6～R10
愛 南 町	愛南町男女共同参画推進条例	R6. 4. 1	第3次愛南町男女共同参画推進計画	R3～R8
計	7市町		20市町	

4 (3) 市町の委員会等における女性の登用状況

(令和7年4月1日)

市町名		地方自治法第180条の5 により設置			地方自治法第202条の3 により設置			左記以外の委員会等			合計		
		委員 総数 (人)	女 性 委員 数 (人)	女 性 比 率 (%)	委員 総数 (人)	女 性 委員 数 (人)	女 性 比 率 (%)	委員 総数 (人)	女 性 委員 数 (人)	女 性 比 率 (%)	委員 総数 (人)	女 性 委員 数 (人)	女 性 比 率 (%)
市	松山市	49	6	12.2	1,221	576	47.2	-	-	-	1,270	582	45.8
	今治市	43	9	20.9	1,007	348	34.6	-	-	-	1,050	357	34.0
	宇和島市	43	8	18.6	875	226	25.8	163	38	23.3	1,081	272	25.2
	八幡浜市	35	3	8.6	471	111	23.6	661	220	33.3	1,167	334	28.6
	新居浜市	35	6	17.1	968	278	28.7	1,074	389	36.2	2,077	673	32.4
	西条市	42	7	16.7	519	124	23.9	236	52	22.0	797	183	23.0
	大洲市	38	5	13.2	502	153	30.5	447	109	24.4	987	267	27.1
	伊予市	35	5	14.3	761	194	25.5	346	84	24.3	1,142	283	24.8
	四国中央市	41	5	12.2	766	209	27.3	164	55	33.5	971	269	27.7
	西予市	38	5	13.2	643	177	27.5	203	64	31.5	884	246	27.8
	東温市	35	5	14.3	259	65	25.1	439	164	37.4	733	234	31.9
越智郡	上島町	22	4	18.2	131	33	25.2	-	-	-	153	37	24.2
上浮穴郡	久万高原町	29	2	6.9	209	46	22.0	233	53	22.7	471	101	21.4
伊予郡	松前町	27	5	18.5	165	49	29.7	194	52	26.8	386	106	27.5
	砥部町	32	5	15.6	270	86	31.9	0	0	-	302	91	30.1
喜多郡	内子町	30	5	16.7	762	206	27.0	20	5	25.0	812	216	26.6
西宇和郡	伊方町	28	3	10.7	248	67	27.0	89	17	19.1	365	87	23.8
北宇和郡	松野町	26	6	23.1	181	22	12.2	160	32	20.0	367	60	16.3
	鬼北町	27	3	11.1	354	94	26.6	-	-	-	381	97	25.5
南宇和郡	愛南町	33	6	18.2	478	165	34.5	301	82	27.2	812	253	31.2
市計		434	64	14.7	7,992	2,461	30.8	3,733	1,175	31.5	12,159	3,700	30.4
町計		254	39	15.4	2,798	768	27.4	997	241	24.2	4,049	1,048	25.9
県計		688	103	15.0	10,790	3,229	29.9	4,730	1,416	29.9	16,208	4,748	29.3

※広域の審議会を含む

4 (4) 市町における女性職員の登用状況

(令和7年4月1日現在)

市 町 名	管理職(課長級以上)の在職状況						職 務 上 の 地 位 別 職 員 在 職 状 況													
	管理職総数	うち		うち一般行政職			課長補佐相当職	うち		うち一般行政職			係長相当職	うち		うち一般行政職				
		女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)		課長補佐相当職	女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数		女性比率(%)	係長相当職	女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)
松山市	233	25	10.7	170	15	8.8	300	44	14.7	192	15	7.8	873	215	24.6	540	128	23.7		
今治市	111	5	4.5	96	5	5.2	254	46	18.1	182	21	11.5	299	81	27.1	183	41	22.4		
宇和島市	134	18	13.4	44	5	11.4	84	22	26.2	55	5	9.1	101	36	35.6	69	15	21.7		
八幡浜市	33	3	9.1	23	2	8.7	109	35	32.1	68	10	14.7	118	52	44.1	64	13	20.3		
新居浜市	88	12	13.6	60	11	18.3	177	50	28.2	107	37	34.6	119	51	42.9	111	46	41.4		
西条市	90	4	4.4	74	2	2.7	66	11	16.7	52	7	13.5	287	102	35.5	184	57	31.0		
大洲市	64	3	4.7	44	2	4.5	90	15	16.7	70	7	10.0	196	107	54.6	91	28	30.8		
伊予市	31	6	19.4	26	3	11.5	60	21	35.0	42	9	21.4	90	48	53.3	53	19	35.8		
四国中央市	69	12	17.4	54	10	18.5	200	46	23.0	135	27	20.0	200	102	51.0	124	58	46.8		
西予市	52	6	11.5	46	5	10.9	93	18	19.4	72	9	12.5	159	42	26.4	113	28	24.8		
東温市	28	4	14.3	21	3	14.3	59	18	30.5	37	7	18.9	39	10	25.6	21	3	14.3		
上島町	20	1	5.0	15	0	0.0	31	13	41.9	21	9	42.9	47	18	38.3	22	9	40.9		
久万高原町	22	2	9.1	11	1	9.1	50	15	30.0	33	6	18.2	71	44	62.0	53	30	56.6		
松前町	22	2	9.1	20	2	10.0	30	17	56.7	24	14	58.3	94	49	52.1	57	19	33.3		
砥部町	16	1	6.3	14	1	7.1	24	8	33.3	16	2	12.5	40	17	42.5	22	6	27.3		
内子町	16	2	12.5	28	5	17.9	33	11	33.3	28	6	21.4	77	19	24.7	68	10	14.7		
伊方町	16	1	6.3	16	1	6.3	29	6	20.7	25	2	8.0	32	7	21.9	29	6	20.7		
松野町	13	0	0.0	11	0	0.0	15	6	40.0	11	3	27.3	16	10	62.5	10	4	40.0		
鬼北町	17	5	29.4	14	3	21.4	27	8	29.6	22	3	13.6	28	15	53.6	21	8	38.1		
愛南町	46	14	30.4	44	12	27.3	153	54	35.3	141	47	33.3	35	20	57.1	21	9	42.9		
計	1,121	126	11.2	831	88	10.6	1,884	464	24.6	1,333	246	18.5	2,921	1,045	35.8	1,856	537	28.9		

4 (5) 市町の各分野における女性の登用状況

(令和7年4月1日現在)

市町名		議 会			農 業 委 員			自 治 会 長			P T A 会 長					
		議員数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	委員数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	人 数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	小 学 校			中 学 校		
											人 数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	人 数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)
市 部	松山市	43	11	25.6	24	0	0.0	981	-	-	54	9	16.7	29	1	3.4
	今治市	28	4	14.3	24	2	8.3	27	0	0.0	21	5	23.8	12	2	16.7
	宇和島市	24	4	16.7	24	2	8.3	500	27	5.4	28	3	10.7	6	1	16.7
	八幡浜市	15	3	20.0	19	1	5.3	92	5	5.4	12	0	0.0	2	0	0.0
	新居浜市	26	6	23.1	18	2	11.1	296	30	10.1	15	5	33.3	11	3	27.3
	西条市	28	5	17.9	24	3	12.5	510	34	6.7	25	2	8.0	10	0	0.0
	大洲市	21	2	9.5	19	3	15.8	30	1	3.3	12	1	8.3	7	0	0.0
	伊予市	16	2	12.5	19	2	10.5	50	2	4.0	9	0	0.0	4	2	50.0
	四国中央市	22	4	18.2	18	0	0.0	-	-	-	18	6	33.3	7	2	28.6
	西予市	18	4	22.2	19	1	5.3	324	16	4.9	12	1	8.3	5	0	0.0
	東温市	15	3	20.0	19	1	5.3	35	1	2.9	7	1	14.3	2	1	50.0
越智郡	上島町	14	1	7.1	8	2	25.0	6	0	0.0	3	2	66.7	3	1	33.3
上浮穴郡	久万高原町	13	2	15.4	14	1	7.1	206	16	7.8	9	2	22.2	2	0	0.0
伊予郡	松前町	14	4	28.6	12	2	16.7	23	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
	砥部町	15	3	20.0	18	3	16.7	58	7	12.1	4	0	0.0	1	0	0.0
喜多郡	内子町	13	0	0.0	17	3	17.6	41	2	4.9	7	1	14.3	4	1	25.0
西宇和郡	伊方町	13	0	0.0	14	2	14.3	54	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0
北宇和郡	松野町	7	0	0.0	13	2	15.4	10	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0
	鬼北町	12	1	8.3	14	1	7.1	6	0	0.0	6	1	16.7	2	0	0.0
南宇和郡	愛南町	14	2	14.3	14	2	14.3	176	8	4.5	9	2	22.2	3	1	33.3
市 計		256	48	18.8	227	17	7.5	2,845	116	4.1	213	33	15.5	95	12	12.6
町 計		115	13	11.3	124	18	14.5	580	33	5.7	48	8	16.7	22	3	13.6
県 計		371	61	16.4	351	35	10.0	3,425	149	4.4	261	41	15.7	117	15	12.8

4(6) 市町別帳票 (令和7年4月1日現在)

1	松山市	担当窓口	市民部 人権・共生社会推進課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定		無				
平成17年1月1日合併 (松山市、北条市、中島町)		連絡先	所在地	790-8571 松山市二番町四丁目7番地2								
			電話番号/FAX番号	089-948-6449 / 089-934-1742								
			E-mail アドレス	danjokyoudou@city.matsuyama.lg.jp								
			ホームページアドレス	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/index.html								
庁内連絡会議	松山市男女共同参画行政推進会議(H14.4.16要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計			
諮問機関・懇談会等	松山市男女共同参画会議(H12.4.28条例設置)			専任	0	0	0	0	0			
民間団体との連携	-			兼任	1	0	1	1	3			
行動計画	第4次松山市男女共同参画基本計画(R5年度～R10年度)											
総合計画への位置付け	第7次松山市総合計画(R7年度～R16年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言		-						
意識・実態調査	男女共同参画に関する市民意識調査(R4.2)			男女共同参画に関する条例制定状況		H15.7.4公布、H15.9.1施行						
相談事業の実施	【機関名】	松山市男女共同参画推進センター		【相談内容】	女性相談 男性相談		【電話番号】	089-943-5770 089-943-5777				
情報誌等の発行	情報誌「コムズ」(年1回発行)											
総合的な施設	松山市男女共同参画推進センター(コムズ)			【電話番号】	089-943-5776							
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和10年度までに50%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率				
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			49	6	12.2%	6	4	66.7%			
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			1,221	576	47.2%	45	42	93.3%			
	上記以外の審議会等			-	-	-	-	-	-			
	合計			1,270	582	45.8%	51	46	90.2%			
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者					
	市町議会議員			43	11	25.6%	総数(人) 女性数(人) 女性比率					
	農業委員			24	0	0.0%	704 316 44.9%					
	自治会			会長	981	-	合格者					
				役員	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率					
PTA			小学校	会長	54	9	16.7%	171 96 56.1%				
			役員	700	531	75.9%	採用者					
			中学校	会長	29	1	3.4%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
			役員	354	263	74.3%	152 85 55.9%					
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			233	25	10.7%	関連予算計上状況		2事業(179,308千円)			
	役付職員(係長以上)			1,406	284	20.2%	関連行事の実施		0行事			
	一般職員			2,048	899	43.9%						
	合計			3,454	1,183	34.3%						
2	今治市	担当窓口	市民環境部 市民環境政策局 市民参画課 多文化・共生社会推進室 多文化・共生社会推進担当			専管課等設置根拠規定		無				
平成17年1月16日合併 (今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、 菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、 大三島町、関前村)		連絡先	所在地	794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1								
			電話番号/FAX番号	0898-36-1521 / 0898-32-5211								
			E-mail アドレス	siminsankaku@imabari-city.jp								
			ホームページアドレス	https://www.city.imabari.ehime.jp								
庁内連絡会議	今治市共生社会推進会議(H17.1.16要綱設置、R06.04.01要綱改正)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計			
諮問機関・懇談会等	今治市男女共同参画審議会(H18.9.1条例設置)			専任	0	0	0	0	0			
民間団体との連携	-			兼任	1	1	0	1	3			
行動計画	今治市男女共同参画計画-いきいきひとプラン-(R2年度～R12年度)											
総合計画への位置付け	第2次今治市総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言		-						
意識・実態調査	今治市男女共同参画に関する市民意識調査、 今治市男女共同参画に関する事業所実態調査(H31.2)			男女共同参画に関する条例制定状況		H18.6.30公布、H18.6.30施行						
相談事業の実施	【機関名】	今治市子ども未来部子ども未来政策局 ネウボラ政策課子ども家庭センター		【相談内容】	女性相談		【電話番号】	0898-36-1553				
情報誌等の発行	-											
総合的な施設	-			【電話番号】	-							
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和11年度までに40%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率				
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			43	9	20.9%	6	4	66.7%			
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			1,007	348	34.6%	54	54	100.0%			
	上記以外の審議会等			-	-	-	-	-	-			
	合計			1,050	357	34.0%	60	58	96.7%			
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者					
	市町議会議員			28	4	14.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率					
	農業委員			24	2	8.3%	187 82 43.9%					
	自治会			会長	27	0	合格者					
				役員	108	8	総数(人) 女性数(人) 女性比率					
PTA			小学校	会長	21	5	23.8%	62 32 51.6%				
			役員	747	522	69.9%	採用者					
			中学校	会長	12	2	16.7%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
			役員	282	196	69.5%	48 24 50.0%					
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			111	5	4.5%	関連予算計上状況		3事業(9,510千円)			
	役付職員(係長以上)			664	132	19.9%	関連行事の実施		0行事			
	一般職員			643	254	39.5%						
	合計			1,307	386	29.5%						

3	宇和島市	担当窓口	総務企画部 企画課 企画係			専管課等設置根拠規定	無		
		連絡先	所在地	798-8601 宇和島市曙町1番地		電話番号/FAX番号	0895-24-1111(内線2501) / 0895-20-1905		
平成17年8月1日合併 (宇和島市、吉田町、三間町、津島町)		E-mail アドレス	kikaku1@city.uwajima.lg.jp						
		ホームページアドレス	https://www.city.uwajima.ehime.jp						
庁内連絡会議	宇和島市男女共同参画推進本部(H18.2.6要綱設置)	担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	宇和島市男女共同参画審議会(H18.10.4条例設置)	専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	宇和島市女性団体連絡協議会(7団体)	兼任	1	1	1	1	4		
行動計画	第3次宇和島市男女共同参画基本計画(H30年度～R9年度)								
総合計画への位置付け	第2次宇和島市総合計画(H30年度～R9年度)【独立項目:有】	男女共同参画に関する宣言						-	
意識・実態調査	宇和島市男女共同参画社会に関する市民アンケート(H29.7～8)	男女共同参画に関する条例制定状況	H18.10.4公布、H18.10.4施行						
相談事業の実施	【機関名】宇和島市女性相談員	【相談内容】女性相談、家庭相談、母子自立支援	【電話番号】	0895-24-1111					
情報誌等の発行	-								
総合的な施設	-								
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標	令和9年度までに35%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)		43	8	18.6%	6	5	83.3%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)		875	226	25.8%	54	43	79.6%	
	上記以外の審議会等		163	38	23.3%	14	11	78.6%	
	合計		1,081	272	25.2%	74	59	79.7%	
		総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
	市町議会議員	24	4	16.7%	総数(人)	女性数(人)	女性比率		
	農業委員	24	2	8.3%	86	34	39.5%		
	自治会	500	27	5.4%	合 格 者				
	PTA	小学校	会長	28	3	10.7%	総数(人)	女性数(人)	女性比率
		中学校	役員	344	206	59.9%	34	18	52.9%
	PTA	小学校	役員	344	206	59.9%	採 用 者		
中学校		役員	95	68	71.6%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※	134	18	13.4%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)	223	39	17.5%	関連行事の実施				
	一般職員	374	175	46.8%	1事業(498千円)				
	合計	597	214	35.8%	1行事				

4	八幡浜市	担当窓口	総務企画部 政策推進課 総合政策係			専管課等設置根拠規定	無		
		連絡先	所在地	796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号		電話番号/FAX番号	0894-22-3111(内線1343) / 0894-21-0409		
平成17年3月28日合併 (八幡浜市、保内町)		E-mail アドレス	seisaku@city.yawahama.lg.jp						
		ホームページアドレス	http://www.city.yawahama.ehime.jp						
庁内連絡会議	八幡浜市男女共同参画庁内推進会議(H28.9.28要綱設置)	担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	八幡浜市男女共同参画計画検討委員会(H28.11.28要綱設置)	専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	八幡浜市女性団体連絡協議会(13団体)	兼任	1	1	1	1	4		
行動計画	第2次八幡浜市男女共同参画計画(H29年度～R8年度)								
総合計画への位置付け	第2次八幡浜市総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:無】	男女共同参画に関する宣言						-	
意識・実態調査	新男女共同参画計画策定のための市民アンケート(H28.10) 新男女共同参画計画策定のための事業所アンケート(H28.11)	男女共同参画に関する条例制定状況	-						
相談事業の実施	【機関名】八幡浜市子育て支援課 (女性相談支援員、母子・父子自立支援員)	【相談内容】女性相談、ひとり親相談、家庭児童相談	【電話番号】	0894-22-3111					
情報誌等の発行	-								
総合的な施設	-								
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標	-	総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)		35	3	8.6%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)		471	111	23.6%	36	32	88.9%	
	上記以外の審議会等		661	220	33.3%	38	29	76.3%	
	合計		1,167	334	28.6%	80	64	80.0%	
		総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
	市町議会議員	15	3	20.0%	総数(人)	女性数(人)	女性比率		
	農業委員	19	1	5.3%	51	28	54.9%		
	自治会	92	5	5.4%	合 格 者				
	PTA	小学校	会長	12	0	0.0%	総数(人)	女性数(人)	女性比率
		中学校	役員	32	19	59.4%	35	23	65.7%
	PTA	小学校	役員	32	19	59.4%	採 用 者		
中学校		役員	13	9	69.2%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※	33	3	9.1%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)	260	90	34.6%	関連行事の実施				
	一般職員	315	199	63.2%	1事業(755千円)				
	合計	575	289	50.3%	1行事				

5	新居浜市	担当窓口	市民環境部 男女参画・市民相談課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無	
		連絡先	所在地	792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号				
平成15年4月1日合併 (新居浜市、別子山村)		電話番号/FAX番号	0897-65-1233(内線2283) / 0897-65-1561					
		E-mailアドレス	danjo@city.niihama.lg.jp					
		ホームページアドレス	https://www.city.niihama.lg.jp					
庁内連絡会議	新居浜市男女共同参画施策推進連絡協議会(H16.4.1要綱設置)	担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	新居浜市男女共同参画審議会(H15.10.1条例設置)	専任	1	0	1	1	3	
民間団体との連携	新居浜市女性連合協議会(11団体)	兼任	0	0	0	0	0	
行動計画	第3次新居浜市男女共同参画計画(R3年度～R12年度)							
総合計画への位置付け	第六次新居浜市長期総合計画(R3年度～R12年度)【独立項目:有】	男女共同参画に関する宣言	男女共同参画都市宣言(H12.8.5)					
意識・実態調査	新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査(R6.11)	男女共同参画に関する条例制定状況	H15.7.1公布、H15.10.1施行					
相談事業の実施	【機関名】新居浜市配偶者暴力相談支援センター(①) 新居浜市立女性総合センター(②)	【相談内容】①DV被害者相談(平日) ②女性の職業相談・家庭生活相談(週1回)	【電話番号】	①0897-65-1480 ②0897-37-1700				
情報誌等の発行	-							
総合的な施設	新居浜市立女性総合センター(新居浜ウイメンズプラザ)	【電話番号】	0897-37-1700					
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標	令和12年度までに50%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率	
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)		35	6	17.1%	6	4 66.7%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)		968	278	28.7%	46	41 89.1%	
	上記以外の審議会等		1,074	389	36.2%	50	42 84.0%	
	合計		2,077	673	32.4%	102	87 85.3%	
	前年度中の 職員採用試験 等の状況	市町議会議員	総数(人)	26	女性数(人)	6	女性比率	23.1%
			受験者	197	92	46.7%		
		農業委員	総数(人)	18	2	11.1%		
			合格者	35	17	48.6%		
		自治会	会長	296	30	10.1%		
			役員	-	-	-		
			PTA 小学校	会長	15	5	33.3%	
				役員	602	423	70.3%	
		PTA 中学校	会長	11	3	27.3%		
役員			281	214	76.2%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※	88	12	13.6%	関連予算計上状況	6事業(44,772千円)		
	役付職員(係長以上)	384	113	29.4%	関連行事の実施	5行事		
	一般職員	511	249	48.7%				
	合計	895	362	40.4%				

6	西条市	担当窓口	総務部 総務課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無	
		連絡先	所在地	793-8601 西条市明屋敷164番地				
平成16年11月1日合併 (西条市、東予市、小松町、丹原町)		電話番号/FAX番号	0897-56-5151(内線2525) / 0897-52-1200					
		E-mailアドレス	somu@city.saijo.lg.jp					
		ホームページアドレス	https://www.city.saijo.ehime.jp					
庁内連絡会議	西条市男女共同参画推進庁内連絡会議(H17.8.3訓令設置)	担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	西条市男女共同参画推進会議(H17.8.3訓令設置)	専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-	兼任	1	0	1	1	3	
行動計画	第2次西条市男女共同参画計画(わたしを活かす・地域をいかに) (H28年度～R7年度)							
総合計画への位置付け	第3期西条市総合計画(R7年度～R16年度)【独立項目:有】	男女共同参画に関する宣言	-					
意識・実態調査	男女共同参画のための市民意識調査(R6.11)男女共同参画のため	男女共同参画に関する条例制定状況	-					
相談事業の実施	【機関名】西条市こども未来課	【相談内容】①家庭児童相談 ②母子父子寡婦相談、DV・婦人相談	【電話番号】	①0897-52-1370 ②0897-52-1373				
情報誌等の発行	-							
総合的な施設	-							
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標	令和11年度までに30%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率	
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)		42	7	16.7%	6	4 66.7%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)		519	124	23.9%	42	35 83.3%	
	上記以外の審議会等		236	52	22.0%	20	13 65.0%	
	合計		797	183	23.0%	68	52 76.5%	
	前年度中の 職員採用試験 等の状況	市町議会議員	総数(人)	28	5	17.9%		
			受験者	144	54	37.5%		
		農業委員	総数(人)	24	3	12.5%		
			合格者	30	15	50.0%		
		自治会	会長	510	34	6.7%		
			役員	-	-	-		
			PTA 小学校	会長	25	2	8.0%	
				役員	581	434	74.7%	
		PTA 中学校	会長	10	0	0.0%		
役員			161	109	67.7%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※	90	4	4.4%	関連予算計上状況	1事業(799千円)		
	役付職員(係長以上)	443	117	26.4%	関連行事の実施	3行事		
	一般職員	487	240	49.3%				
	合計	930	357	38.4%				

7	大洲市	担当窓口	総合企画部 企画情報課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	795-8601 大洲市大洲690番地の1		電話番号/FAX番号	0893-24-2111(内線524) / 0893-24-0080				
平成17年1月11日合併 (大洲市、長浜町、肱川町、河辺村)		E-mail アドレス	kikakujouhouka@city.ozu.lg.jp								
		ホームページアドレス	https://www.city.ozu.ehime.jp								
庁内連絡会議	大洲市男女共同参画行政推進委員会(H19.2.1要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	大洲市男女共同参画推進会議(H17.9.1条例設置)			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	大洲市女性団体連絡協議会(12団体)			兼任	1	1	1	1	4		
行動計画	第2次大洲市男女共同参画推進計画(H28年度～R7年度)										
総合計画への位置付け	第2次大洲市総合計画(H29年～R8年)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	大洲市男女共同参画に関する市民意識調査(H27.10)			男女共同参画に関する条例制定状況			H17.1.11公布、H17.1.11施行				
相談事業の実施	【機関名】	大洲市こども家庭センター	【相談内容】	配偶者からの暴力に対する相談等			【電話番号】	0893-57-9919			
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-										
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和7年度までに30%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			38	5	13.2%	6	2	33.3%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			502	153	30.5%	38	38	100.0%		
	上記以外の審議会等			447	109	24.4%	41	29	70.7%		
	合計			987	267	27.1%	85	69	81.2%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員			21	2	9.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農業委員			19	3	15.8%	56	23	41.1%		
	自治会			会長	30	1	3.3%	合格者			
				役員	546	84	15.4%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	PTA			小学校	会長	12	1	8.3%	16 9 56.3%		
				役員	79	46	58.2%	採用者			
				中学校	会長	7	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
			役員	55	37	67.3%	11 7 63.6%				
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			64	3	4.7%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)			350	125	35.7%	関連行事の実施				
	一般職員			290	192	66.2%	2事業(1,209千円)				
	合計			640	317	49.5%					

8	伊予市	担当窓口	総務部 総務課			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	799-3193 伊予市米湊820番地		電話番号/FAX番号	089-909-6380(内線1324) / 089-983-3681				
平成17年4月1日合併 (伊予市、中山町、双海町)		E-mail アドレス	soumu@city.iyo.lg.jp								
		ホームページアドレス	https://www.city.iyo.lg.jp								
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	伊予市男女共同参画基本計画策定審議会(H28.6.29条例設置)			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	-			兼任	1	1	0	1	3		
行動計画	第2次伊予市男女共同参画基本計画(H29年度～R8年度)										
総合計画への位置付け	第2次伊予市総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	男女共同参画に関する市民アンケート(H28.9)			男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施	【機関名】	伊予市子育て支援課 こども家庭センター	【相談内容】	DV相談、子育て支援相談			【電話番号】	982-1119089-989-			
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-										
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和8年度までに35%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			35	5	14.3%	6	2	33.3%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			761	194	25.5%	44	38	86.4%		
	上記以外の審議会等			346	84	24.3%	34	59	173.5%		
	合計			1,142	283	24.8%	84	99	117.9%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員			16	2	12.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農業委員			19	2	10.5%	76	31	40.8%		
	自治会			会長	50	2	4.0%	合格者			
				役員	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	PTA			小学校	会長	9	0	0.0%	15 9 60.0%		
				役員	32	21	65.6%	採用者			
				中学校	会長	4	2	50.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
			役員	16	11	68.8%	9 6 66.7%				
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			31	6	19.4%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)			181	75	41.4%	関連行事の実施				
	一般職員			171	85	49.7%	6事業(1,062千円)				
	合計			352	160	45.5%	2行事				

9 四国中央市		担当窓口	政策部 地域振興課 男女共同参画係				専管課等設置根拠規定		無		
平成16年4月1日合併 (川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村)		連絡先	所在地	799-0497 四国中央市三島宮川四丁目6番55号							
			電話番号/FAX番号	0896-28-6014(内線1351) / 0896-28-6057							
			E-mailアドレス	danjo@city.shikokuchuo.ehime.jp							
			ホームページアドレス	https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp							
庁内連絡会議	四国中央市男女共同参画推進本部会議(H28.5要綱設置)				担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	四国中央市男女共同参画審議会(H28.4.1条例設置)				専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	四国中央市男女共同参画推進ネットワーク会議TOMONI(1団体)				兼任	1	0	1	2	4	
行動計画	第3次四国中央市総合計画(R5年度～R15年度)										
総合計画への位置付け	第3次四国中央市総合計画(R5年度～R15年度)【独立項目:無】				男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	①男女共同参画に関する市民アンケート(R6.3) ②男女共同参画に関する企業実態アンケート(R6.3)				男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	四国中央市 市民くらしの相談室(①) こども家庭課(②) 長寿支援課(③)			【相談内容】	①DVを含む女性相談 ②子育てに関する相談 ③介護に関する相談		【電話番号】	①0896-28-6143 ②0896-28-6027 ③0896-28-6024		
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-										
政策・方針決定の場等への女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和16年度までに35%				総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)				41	5	12.2%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)				766	209	27.3%	47	41	87.2%	
	上記以外の審議会等				164	55	33.5%	14	13	92.9%	
	合計				971	269	27.7%	67	57	85.1%	
					総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者			
	市町議会議員				22	4	18.2%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員				18	0	0.0%	103	35	34.0%	
	自治会				-			合 格 者			
	PTA 小学校				会長	18	6	33.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
	PTA 小学校				役員	478	381	79.7%	31	13	41.9%
	PTA 中学校				会長	7	2	28.6%	採 用 者		
	PTA 中学校				役員	267	225	84.3%	23	9	39.1%
	管理職(本庁課長級以上)※				69	12	17.4%	3事業(599千円)			
	市町における女性の登用 ※管理職は役付職員の内数				役付職員(係長以上)	469	160	34.1%	関連行事の実施 3行事		
				一般職員	394	184	46.7%				
合計				863	344	39.9%					
10 西予市		担当窓口	生活福祉部 人権啓発課				専管課等設置根拠規定		無		
平成16年4月1日合併 (明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町)		連絡先	所在地	797-8501 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1							
			電話番号/FAX番号	0894-62-6492(内線40017) / 0894-62-3055							
			E-mailアドレス	jinkenkeihatsu@city.seiyo.ehime.jp							
			ホームページアドレス	https://www.city.seiyo.ehime.jp							
庁内連絡会議	西予市男女共同参画推進行政会議(H16.9.10要綱設置)				担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	-				専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-				兼任	1	0	1	0	2	
行動計画	第2次西予市男女共同参画基本計画(H30年度～R9年度)										
総合計画への位置付け	第2次西予市総合計画(H28年度～R6年度)【独立項目:有】				男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所アンケート(H29.7)				男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	-			【相談内容】	-		【電話番号】	-		
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-										
政策・方針決定の場等への女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和6年度までに35%				総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)				38	5	13.2%	6	4	66.7%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)				643	177	27.5%	33	30	90.9%	
	上記以外の審議会等				203	64	31.5%	21	19	90.5%	
	合計				884	246	27.8%	60	53	88.3%	
					総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者			
	市町議会議員				18	4	22.2%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員				19	1	5.3%	45	13	28.9%	
	自治会				-			合 格 者			
	PTA 小学校				会長	324	16	4.9%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
	PTA 小学校				役員	-	-	-	20	7	35.0%
	PTA 中学校				会長	12	1	8.3%	採 用 者		
	PTA 中学校				役員	159	124	78.0%	20	7	35.0%
	PTA 中学校				会長	5	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
	PTA 中学校				役員	17	6	35.3%	20	7	35.0%
管理職(本庁課長級以上)※				52	6	11.5%	1事業(103千円)				
市町における女性の登用 ※管理職は役付職員の内数				役付職員(係長以上)	305	66	21.6%	関連行事の実施 1行事			
				一般職員	270	103	38.1%				
合計				575	169	29.4%					

11	東温市	担当窓口	総務部 総務課 広報広聴・男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	791-0292 東温市見奈良530番地1		電話番号/FAX番号	089-964-4400(内線327) / 089-964-1609				
平成16年9月21日合併 (重信町、川内町)			E-mailアドレス	soumka@city.toon.lg.jp		ホームページアドレス	https://www.city.toon.ehime.jp				
庁内連絡会議	東温市男女共同参画推進本部(H23.8.1要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	東温市男女共同参画推進委員会(H23.8.1要綱設置)			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	さきり東温(1団体)			兼任	1	1	1	2	5		
行動計画	第2次東温市男女共同参画計画(H28年度～R8年度)										
総合計画への位置付け	第2次東温市総合計画(H28年度～R8年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	男女共同参画に関する市民意識調査、男女共同参画に関する事業所調査(H27.7.6～22)			男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-	【電話番号】	-					
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-										
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和8年度までに50%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			35	5	14.3%	6	4	66.7%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			259	65	25.1%	20	16	80.0%		
	上記以外の審議会等			439	164	37.4%	30	26	86.7%		
	合計			733	234	31.9%	56	46	82.1%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
	市 町 議 会 議 員			15	3	20.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農 業 委 員 員			19	1	5.3%	167 74 44.3%				
	自 治 会			35	1	2.9%	合 格 者				
	P T A 小学校			7	1	14.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	P T A 中学校			34	13	38.2%	43 25 58.1%				
	P T A 中学校			2	1	50.0%	採 用 者				
P T A 中学校			12	4	33.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率					
管理職(本庁課長級以上)※			28	4	14.3%	関連予算計上状況			1事業(160千円)		
役付職員(係長以上)			126	32	25.4%	関連行事の実施			2行事		
一 般 職 員			244	114	46.7%						
合 計			370	146	39.5%						

12	上島町	担当窓口	住民課 住民福祉係			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	794-2592 越智郡上島町弓削下弓削210番地		電話番号/FAX番号	0897-77-2503(内線129) / 0897-77-4011				
平成16年10月1日合併 (弓削町、岩城村、生名村、魚島村)			E-mailアドレス	hokenfukushi-jumin@town.kamijima.lg.jp		ホームページアドレス	https://www.town.kamijima.lg.jp				
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	上島町男女共同参画推進委員会(H23.4.1要綱設置)			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	-			兼任	1	0	1	0	2		
行動計画	第2次上島町男女共同参画推進計画(R3年度～R12年度)										
総合計画への位置付け	上島町第2次総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	上島町男女共同参画に関する住民等意識調査(R2.9)			男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-	【電話番号】	-					
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-										
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和7年度までに25%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			22	4	18.2%	5	3	60.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			131	33	25.2%	13	13	100.0%		
	上記以外の審議会等			-	-	-	-	-	-		
	合計			153	37	24.2%	18	16	88.9%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
	市 町 議 会 議 員			14	1	7.1%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農 業 委 員 員			8	2	25.0%	43 10 23.3%				
	自 治 会			6	0	0.0%	合 格 者				
	P T A 小学校			3	2	66.7%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	P T A 中学校			31	18	58.1%	18 4 22.2%				
	P T A 中学校			3	1	33.3%	採 用 者				
P T A 中学校			31	17	54.8%	総数(人) 女性数(人) 女性比率					
管理職(本庁課長級以上)※			20	1	5.0%	関連予算計上状況			1事業(221千円)		
役付職員(係長以上)			98	32	32.7%	関連行事の実施			0行事		
一 般 職 員			121	42	34.7%						
合 計			219	74	33.8%						

13	久万高原町	担当窓口	総務課 秘書自治振興係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212番地						
平成16年8月1日合併 (久万町、面河村、美川村、柳谷村)		電話番号/FAX番号	0892-21-1111(内線102) / 0892-21-2860							
		E-mailアドレス	hisyo-jichi@kumakogen.jp							
		ホームページアドレス	https://www.kumakogen.jp							
庁内連絡会議	久万高原町男女共同参画推進本部(H23.4.1計画設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	久万高原町男女共同参画推進委員会(H23.4.1要綱設置)			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-			兼任	1	1	0	1	3	
行動計画	第2次久万高原町男女共同参画推進計画(R3年度～R12年度)									
総合計画への位置付け	第2次久万高原町総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言		-				
意識・実態調査	男女共同参画社会に関する意識調査(R2.7～8)			男女共同参画に関する条例制定状況		-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-		【電話番号】	-			
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和12年度までに30%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			29	2	6.9%	5	2	40.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			209	46	22.0%	22	18	81.8%	
	上記以外の審議会等			233	53	22.7%	15	12	80.0%	
	合計			471	101	21.4%	42	32	76.2%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			13	2	15.4%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			14	1	7.1%	33 9 27.3%			
	自治会			会長	206	16	7.8%	合格者		
	PTA			役員	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	小学校			会長	9	2	22.2%	17 4 23.5%		
	中学校			役員	76	42	55.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
PTA			会長	2	0	0.0%	採用者			
中学校			役員	13	8	61.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
PTA			役員	13	8	61.5%	9 3 33.3%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			22	2	9.1%	関連予算計上状況		1事業(174千円)	
	役付職員(係長以上)			143	61	42.7%	関連行事の実施		1行事	
	一般職員			180	75	41.7%				
	合計			323	136	42.1%				

14	松前町	担当窓口	総務部 総務課 総務秘書係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地						
		電話番号/FAX番号	089-985-4100(内線2311) / 089-985-4148							
		E-mailアドレス	331h.hisyo@town.masaki.lg.jp							
		ホームページアドレス	https://www.town.masaki.ehime.jp/index2.html							
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	-			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-			兼任	1	1	1	1	4	
行動計画	第3次男女共同参画計画・まさき(R6年度～R15年度)									
総合計画への位置付け	第5次松前町総合計画(R2年度～R11年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言		-				
意識・実態調査	第3次男女共同参画計画・まさきに関する町民意識調査(R5.6.1)			男女共同参画に関する条例制定状況		-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-		【電話番号】	-			
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			27	5	18.5%	5	3	60.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			165	49	29.7%	16	16	100.0%	
	上記以外の審議会等			194	52	26.8%	17	14	82.4%	
	合計			386	106	27.5%	38	33	86.8%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			14	4	28.6%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			12	2	16.7%	34 17 50.0%			
	自治会			会長	23	0	0.0%	合格者		
	PTA			役員	474	84	17.7%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
	小学校			会長	3	0	0.0%	12 5 41.7%		
	中学校			役員	85	72	84.7%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
PTA			会長	3	0	0.0%	採用者			
中学校			役員	76	63	82.9%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
PTA			役員	76	63	82.9%	10 5 50.0%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			22	2	9.1%	関連予算計上状況		0事業	
	役付職員(係長以上)			104	34	32.7%	関連行事の実施		0行事	
	一般職員			140	86	61.4%				
	合計			244	120	49.2%				

15	砥部町	担当窓口	企画財政課 企画政策係		専管課等設置根拠規定		無	
		連絡先	所在地	791-2195 伊予郡砥部町宮内1392番地				
平成17年1月1日合併 (砥部町、広田村)			電話番号/FAX番号	089-909-4670(内線254) / 089-962-4277				
			E-mailアドレス	020kikaku@town.tobe.lg.jp				
			ホームページアドレス	https://www.town.tobe.ehime.jp				
庁内連絡会議	砥部町男女共同参画推進本部(H23.4.21要綱設置)		担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計
諮問機関・懇談会等	砥部町男女共同参画推進審議会(H23.3.16条例設置)		専任	0	0	0	0	0
民間団体との連携	砥部町女性団体連絡協議会(6団体)		兼任	1	1	1	1	4
行動計画	第2次砥部町男女共同参画計画(R3年度～R12年度)							
総合計画への位置付け	第2次砥部町総合計画(H30年度～R9年度)【独立項目:無】		男女共同参画に関する宣言			-		
意識・実態調査	砥部町男女共同参画に関するアンケート(R2.8～9)		男女共同参画に関する条例制定状況			-		
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-		【電話番号】	-	
情報誌等の発行	-							
総合的な施設	-		【電話番号】 -					
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和12年度までに40%		総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率	
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)		32	5	15.6%	5	2	40.0%
	附属機関(地方自治法202条の3該当)		270	86	31.9%	28	21	75.0%
	上記以外の審議会等		0	0	-	0	0	-
	合計		302	91	30.1%	33	23	69.7%
			総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者		
	市町議会議員		15	3	20.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
	農業委員		18	3	16.7%	44 19 43.2%		
	自治会		会長 58	7	12.1%	合 格 者		
	PTA		小学校 会長 4	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
		小学校 役員 158	135	85.4%	7 5 71.4%			
		中学校 会長 1	0	0.0%	採 用 者			
		中学校 役員 15	7	46.7%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
					7 5 71.4%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※		16	1	6.3%	関連予算計上状況		0事業
	役付職員(係長以上)		80	26	32.5%	関連行事の実施		1行事
	一般職員		116	62	53.4%			
	合計		196	88	44.9%			

16	内子町	担当窓口	総務課 文書・情報係		専管課等設置根拠規定		無	
		連絡先	所在地	795-0392 喜多郡内子町平岡甲168番地				
平成17年1月1日合併 (内子町、五十崎町、小田町)			電話番号/FAX番号	0893-44-2111(内線750) / 0893-44-4300				
			E-mailアドレス	soumu-g@town.uchiko.ehime.jp				
			ホームページアドレス	https://www.town.uchiko.ehime.jp				
庁内連絡会議	-		担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計
諮問機関・懇談会等	-		専任	0	0	0	0	0
民間団体との連携	内子町女性団体連絡協議会(11団体)		兼任	1	1	1	1	4
行動計画	第3次内子町男女共同参画基本計画(R2年度～R11年度)							
総合計画への位置付け	第2期内子町総合計画後期計画(R2年度～R6年度)【独立項目:有】		男女共同参画に関する宣言			-		
意識・実態調査	男女共同参画に関するアンケート調査(R1.12)		男女共同参画に関する条例制定状況			-		
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-		【電話番号】	-	
情報誌等の発行	-							
総合的な施設	-		【電話番号】 -					
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和5年度までに30%		総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率	
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)		30	5	16.7%	5	3	60.0%
	附属機関(地方自治法202条の3該当)		762	206	27.0%	49	44	89.8%
	上記以外の審議会等		20	5	25.0%	1	1	100.0%
	合計		812	216	26.6%	55	48	87.3%
			総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者		
	市町議会議員		13	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
	農業委員		17	3	17.6%	36 11 30.6%		
	自治会		会長 41	2	4.9%	合 格 者		
	PTA		小学校 会長 7	1	14.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
		小学校 役員 62	34	54.8%	15 8 53.3%			
		中学校 会長 4	1	25.0%	採 用 者			
		中学校 役員 55	41	74.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
					13 6 46.2%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※		16	2	12.5%	関連予算計上状況		0事業
	役付職員(係長以上)		138	35	25.4%	関連行事の実施		0行事
	一般職員		114	65	57.0%			
	合計		252	100	39.7%			

17	伊方町	担当窓口	総務課 総務管理係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1						
平成17年4月1日合併 (伊方町、瀬戸町、三崎町)		電話番号/FAX番号	0894-38-0211(内線207)		0894-38-1373					
		E-mailアドレス	ikata@town.ehime.jp							
		ホームページアドレス	https://www.town.ikata.ehime.jp							
庁内連絡会議			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	伊方町女性団体連絡会(9団体)		兼任	1	0	0	1	2		
行動計画	第2次伊方町男女共同参画基本計画(R2年度～R11年度)									
総合計画への位置付け	伊方町第2次総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	男女共同参画に関する町民意識調査(R元.9)			男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標		令和6年度までに35%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			28	3	10.7%	5	2 40.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			248	67	27.0%	19	17 89.5%		
	上記以外の審議会等			89	17	19.1%	8	5 62.5%		
	合計			365	87	23.8%	32	24 75.0%		
			総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員		13	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農業委員		14	2	14.3%	17 11 64.7%				
	自治会		会長	54	0	0.0%	合格者			
			役員	45	1	2.2%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
		役員	5	0	0.0%	15 10 66.7%				
PTA		小学校	会長	82	48	58.5%	採用者			
		役員	3	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
		中学校	会長	41	25	61.0%	14 9 64.3%			
		役員								
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※		16	1	6.3%	関連予算計上状況		1事業(40千円)		
	役付職員(係長以上)		79	16	20.3%	関連行事の実施		1行事		
	一般職員		127	79	62.2%					
	合計		206	95	46.1%					

18	松野町	担当窓口	ふるさと創生課 企画調整係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	798-2192 北宇和郡松野町大字松丸343番地						
		電話番号/FAX番号	0895-42-1116(内線3124)		0895-42-1119					
		E-mailアドレス	m-sousei@town.matsuno.lg.jp							
		ホームページアドレス	https://www.town.matsuno.ehime.jp							
庁内連絡会議			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携			兼任	1	1	1	3	6		
行動計画	第2次森の国まつりの男女共同参画基本計画(R元.11月～R5年度)									
総合計画への位置付け	第6次松野町総合計画(R7年度～R16年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	第3次森の国まつりの男女共同参画町民意識調査(R6.3)			男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標		令和5年度までに30%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			26	6	23.1%	5	4 80.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			181	22	12.2%	15	10 66.7%		
	上記以外の審議会等			160	32	20.0%	14	8 57.1%		
	合計			367	60	16.3%	34	22 64.7%		
			総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員		7	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農業委員		13	2	15.4%	13 4 30.8%				
	自治会		会長	10	0	0.0%	合格者			
			役員	20	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
		役員	2	0	0.0%	8 2 25.0%				
PTA		小学校	会長	29	19	65.5%	採用者			
		役員	1	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
		中学校	会長	22	17	77.3%	7 2 28.6%			
		役員								
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※		13	0	0.0%	関連予算計上状況		0事業		
	役付職員(係長以上)		44	16	36.4%	関連行事の実施		0行事		
	一般職員		54	30	55.6%					
	合計		98	46	46.9%					

19	鬼北町	担当窓口	企画振興課 地域活力創出係				専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1		電話番号/FAX番号	0895-45-1115(内線2212) / 0895-45-1119					
平成17年1月1日合併 (広見町、日吉村)		E-mail アドレス	shinkou@town.ehime-kihoku.lg.jp									
		ホームページアドレス	https://www.town.kihoku.ehime.jp									
庁内連絡会議	-				担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	-				専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	鬼北町女性団体連絡協議会(1団体)				兼任	1	0	1	1	3		
行動計画	第4次鬼北町男女共同参画基本計画(R6年度～R10年度)											
総合計画への位置付け	第二次鬼北町長期総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:無】				男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	鬼北町男女共同参画に関するアンケート(R5.2)				男女共同参画に関する条例制定状況			H19.3.20公布、H19.3.20施行				
相談事業の実施	【機関名】	-		【相談内容】	-			【電話番号】	-			
情報誌等の発行	-											
総合的な施設	-											
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和10年度までに35%				総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数	比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)				27	3	11.1%	5	2	40.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)				354	94	26.6%	28	25	89.3%		
	上記以外の審議会等				-	-	-	-	-	-		
	合計				381	97	25.5%	33	27	81.8%		
					総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員				12	1	8.3%	22	9	40.9%		
	農業委員				14	1	7.1%	合格者				
	自治会				会長	6	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
					役員	52	0	0.0%	9	4	44.4%	
	PTA				小学校	会長	6	1	16.7%	採用者		
					役員	78	63	80.8%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
				中学校	会長	2	0	0.0%	8	4	50.0%	
				役員	27	19	70.4%					
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※				17	5	29.4%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)				72	28	38.9%	関連行事の実施				
	一般職員				103	62	60.2%	1事業(327千円)				
	合計				175	90	51.4%	1行事				

20	愛南町	担当窓口	企画財政課政策推進室 政策推進係				専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地		電話番号/FAX番号	0895-73-7075(内線2208) / 0895-72-1227					
平成16年10月1日合併 (内海村、御荘町、城辺町、 一本松町、西海町)		E-mail アドレス	seisakuisu@town.ainan.lg.jp									
		ホームページアドレス	https://www.town.ainan.ehime.jp									
庁内連絡会議	愛南町男女共同参画推進庁内連絡会議(H24.4.1要綱設置)				担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	愛南町男女共同参画審議会(R6.4.1条例設置)				専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	-				兼任	2	0	0	1	3		
行動計画	第3次愛南町男女共同参画推進計画(R3年度～R8年度)											
総合計画への位置付け	第3次愛南町総合計画(R4年度～R11年度)【独立項目:無】				男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	愛南町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査(R2.9～10.31)				男女共同参画に関する条例制定状況			R6.3.8公布、R6.4.1施行				
相談事業の実施	【機関名】	-		【相談内容】	-			【電話番号】	-			
情報誌等の発行	-											
総合的な施設	-											
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和8年度までに40%				総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数	比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)				33	6	18.2%	6	3	50.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)				478	165	34.5%	34	32	94.1%		
	上記以外の審議会等				301	82	27.2%	25	24	96.0%		
	合計				812	253	31.2%	65	59	90.8%		
					総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員				14	2	14.3%	29	8	27.6%		
	農業委員				14	2	14.3%	合格者				
	自治会				会長	176	8	4.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
					役員	-	-	16	6	37.5%		
	PTA				小学校	会長	9	2	22.2%	採用者		
					役員	19	8	42.1%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
				中学校	会長	3	1	33.3%	15	6	40.0%	
				役員	8	6	75.0%					
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※				46	14	30.4%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)				234	88	37.6%	関連行事の実施				
	一般職員				186	84	45.2%	1事業(989千円)				
	合計				420	172	41.0%	2行事				

5. 参考資料

5 (1) 男女共同参画のあゆみ

行政関係年表

年次	世界の動き	国の動き	愛媛県の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議(マシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置	
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年(～1985年)		
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		愛媛県福祉部家庭福祉課に婦人対策班 設置
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983年 (昭和58年)			「愛媛の婦人対策基本指針」策定 婦人対策班を改め婦人対策室を設置 「愛媛県婦人対策推進会議」設置
1984年 (昭和59年)		「国籍法」改正	愛媛県生活福祉部に婦人福祉課を設置
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議において「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布 「中国・四国・九州地区婦人問題地域推進会議」開催	
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進有識者会議」開催	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	愛媛県婦人総合センターオープン (現：愛媛県男女共同参画センター)
1989年 (平成元年)			「第2次愛媛の婦人対策基本指針」策定 「愛媛婦人問題(女性の課題)検討委員会」設置
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		愛媛県県民福祉部に婦人局を設置 婦人局婦人生活課となる 「愛媛県婦人とくらしの対策推進本部」設置
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布	愛媛県生活文化総室に女性局を設置 女性局企画課と改称 愛媛県婦人総合センターを愛媛県女性総合センターに改称 (財)えひめ女性財団の設立

年次	世界の動き	国の動き	愛媛県の動き
1992年 (平成4年)			「愛媛県女性行動計画」策定 愛媛県「男女共同参画社会づくり推進県民会議」設立
1993年 (平成5年)	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校における家庭科の男女共修の実施	
1994年 (平成6年)		高等学校における家庭科の男女共修の実施 男女共同参画室を設置 「男女共同参画審議会(政令)」設置 「男女共同参画推進本部」設置	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	女性局女性政策課と改称
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会(法律)」設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「愛媛県女性行動計画(改定版)」策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	「愛媛県男女共同参画会議」設置
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	愛媛県県民環境部に男女共同参画局を設置 男女共同参画局参画推進課と改称 「愛媛県男女共同参画推進本部」設置
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 内閣府に男女共同参画局を設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」策定 「女性副知事サミット2001えひめ」開催
2002年 (平成14年)			「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 「愛媛県男女共同参画推進委員」設置
2003年 (平成15年)		男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定	愛媛県県民環境部県民協働局に改組 県民協働局男女参画課と改称
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針の策定	

年次	世界の動き	国の動き	愛媛県の動き
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会 合) (ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」 策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」 策定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	「愛媛県男女共同参画計画～ パートナーシップえひめ21 ～」中間改定 「愛媛県配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する基 本計画」策定
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」改 正 「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進のための行 動指針」策定	愛媛県県民環境部管理局に改組 管理局男女参画課となる
2008年 (平成20年)		「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策に関 する基本的な方針」改定 男女共同参画推進本部「女性の 参画加速プログラム」決定	
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正	「愛媛県配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する基 本計画」改定
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+15」記念会合) (ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)憲章」及び「仕 事と生活の調和推進のための行 動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」 策定	
2011年 (平成23年)	UN Women (ジェンダー平等と女 性のエンパワーメントのための 国連機関) 発足		「第2次愛媛県男女共同参画計 画」策定 愛媛県女性総合センターを愛媛 県男女共同参画センターに改称
2012年 (平成24年)	「第1回女性に関するASEAN閣 僚級会合」開催(ラオス ビエ ンチャン)	「女性の活躍による経済活性化 を推進する関係閣僚会議」を設 置し、「女性の活躍促進による 経済活性化」行動計画～働く 「なでしこ」大作戦～決定	「男女共同参画フォーラム2012 in えひめ」開催
2013年 (平成25年)	APEC女性と経済フォーラム2013 開催 (インドネシア バリ島)	「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律」 改正 女性の活躍推進を成長戦略の中 核とする「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」閣議決定	管理局男女参画・県民協働課と 改称
2014年 (平成26年)	APEC女性と経済フォーラム2014 開催 (中国 北京)	「すべての女性が輝く社会づく り本部」を設置し、「すべての 女性が輝く政策パッケージ」を 決定	「愛媛県配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する基 本計画」改定
2015年 (平成27年)		「女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計 画」策定	愛媛県県民環境部県民生活局と 改組 県民生活局男女参画・県民協働 課となる

年次	世界の動き	国の動き	愛媛県の動き
2016年 (平成28年)			「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定(女性活躍推進計画と一体)
2017年 (平成29年)			知事ひめボス宣言 知事と県内20市町長の合同ひめボス宣言
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	えひめ性暴力被害者支援センターの開設
2019年 (令和元年)	第5回国際女性会議WAW!とW20(女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体)を日本で開催	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	G20労働雇用大臣会合が松山市で開催される
2020年 (令和2年)		「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定 「第5次男女共同参画基本計画」	
2021年 (令和3年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	第3次愛媛県男女共同参画計画
2022年 (令和4年)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(施行は2024年(令和6年)) 「AV出演被害防止・救済法」公布、施行	
2023年 (令和5年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布(施行は令和6年)	「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画」策定
2024年 (令和6年)	『ジェンダー・スナップショット2024』公表	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律の改正	
2025年 (令和7年)	第69回国連女性の地位委員会(CSW69)開催、『北京+30政治宣言』採択	独立行政法人男女共同参画機構法成立	

5 (2) 愛媛県男女共同参画推進条例

公布 平成14年 3月26日条例第10号

改正 平成16年12月24日条例第47号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第16条）

第3章 男女共同参画を推進するための体制（第17条—第23条）

第4章 苦情等の処理（第24条・第25条）

第5章 愛媛県男女共同参画会議（第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

- 第3条** 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。
 - 6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。
 - 7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。
 - 8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

（県の責務）

- 第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表に際しての留意)

第8条 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（積極的改善措置）

第10条 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

（農林水産業等の分野における環境整備）

第11条 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

（調査研究）

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

（広報活動及び教育分野における措置）

第13条 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体（以下「県民等」という。）の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（県民等に対する支援）

第14条 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（年次報告）

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制

（財政上の措置等）

第17条 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（総合的な拠点施設の設置）

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(県と市町との協働)

第19条 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

(事業者からの報告等)

第20条 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

(県民等からの意見の申出)

第21条 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第22条 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

(推進体制の整備)

第23条 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第4章 苦情等の処理

(愛媛県男女共同参画推進委員)

第24条 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

2 推進委員の数は、3人以内とする。

3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。

(1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに適しない非行があると認めるとき。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

(苦情及び人権侵害の申出)

第25条 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

(1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。

(1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。

4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。

5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

第5章 愛媛県男女共同参画会議

第26条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）を置く。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。

2 参画会議は、委員21人以内で組織する。

3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。

5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第47号）

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

5 (3) 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(独立行政法人男女共同参画機構の役割)

第十条の二 独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。
- 3 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、その業務を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るため、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （令和七年六月二七日法律第八〇号）
（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

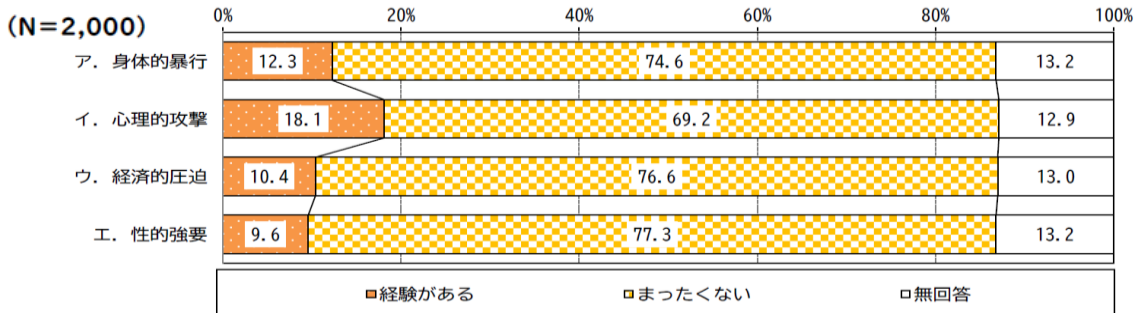
5 (4) 愛媛県令和6年度男女共同参画に関する県民意識調査

■調査概要

- ・調査名：令和6年度男女共同参画に関する意識調査
- ・目的：男女共同参画の視点から県民の日常生活における性別役割分担等の意識や実態等を把握し、今後の男女共同参画の施策の基礎データとする。
- ・調査期間：令和6年10月
- ・調査対象者：18歳以上の県内在住者
- ・標本数：2,000人
- ・実施方法：インターネットを活用したモニター調査

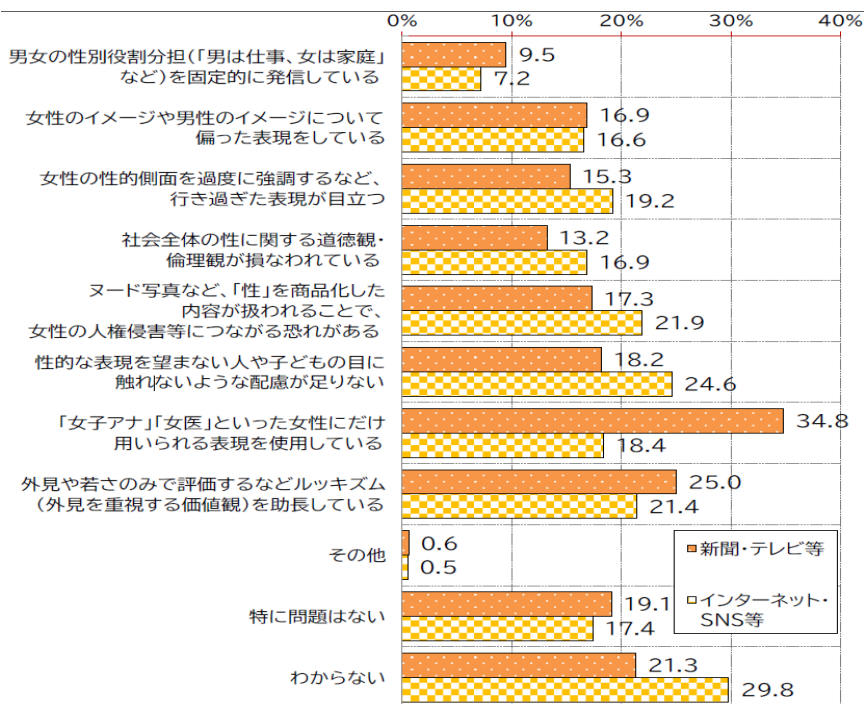
	調査対象者（標本数）	有効回収数	有効回収率
今回調査（令和6年度）	2,000	2,000	100.0%
前回調査（令和元年度）	2,000	908	45.4%

■夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力の有無



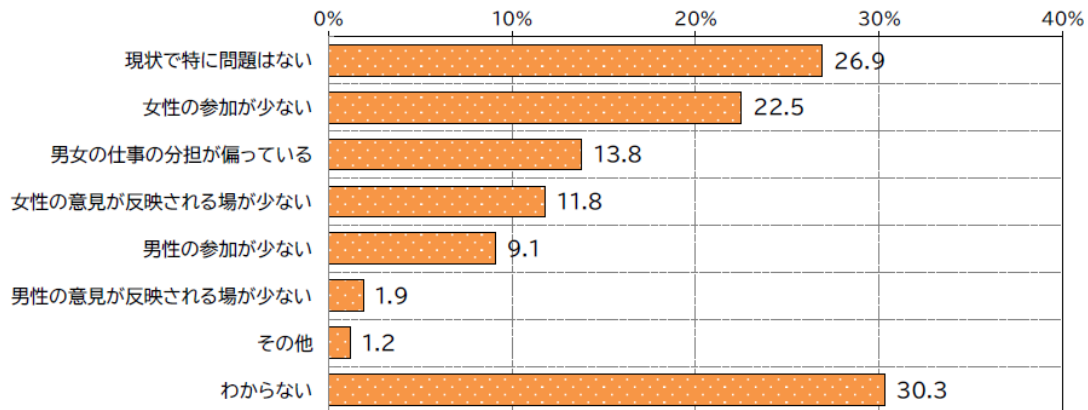
■メディアにおける性別役割分担や性、暴力の表現に関する考え

(N=2,000)



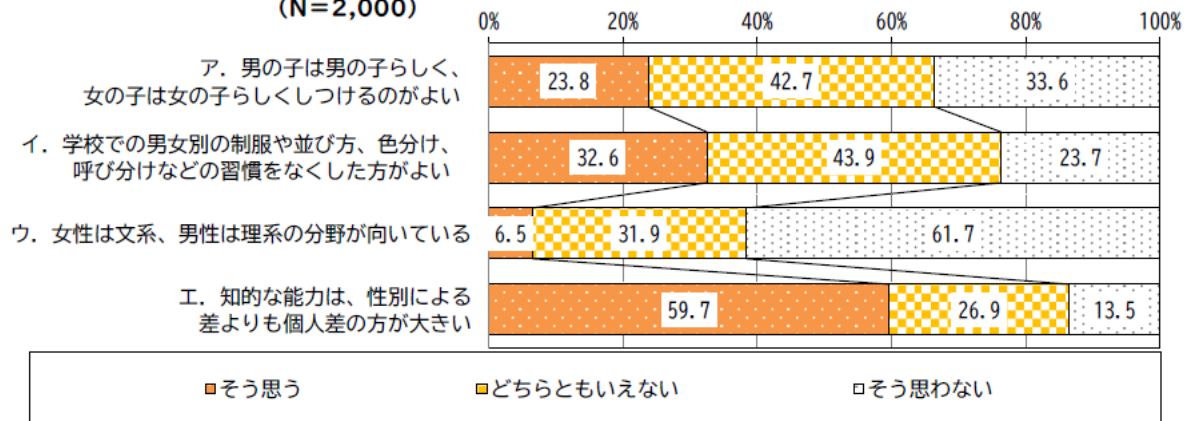
■地域の防災活動における男女の活動に関する考え

(N=986)



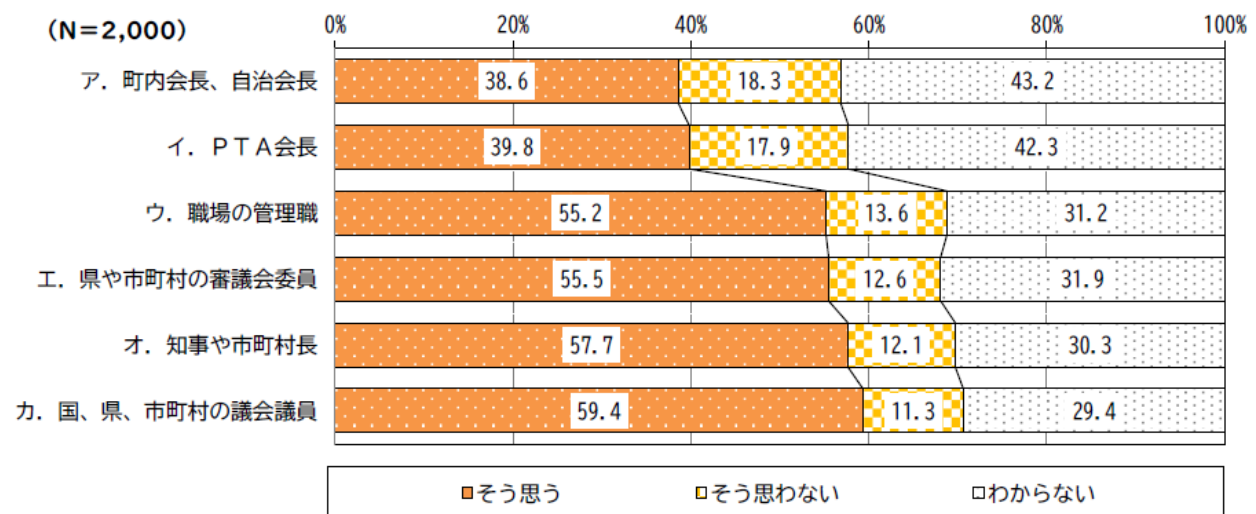
■教育に対する意識

(N=2,000)



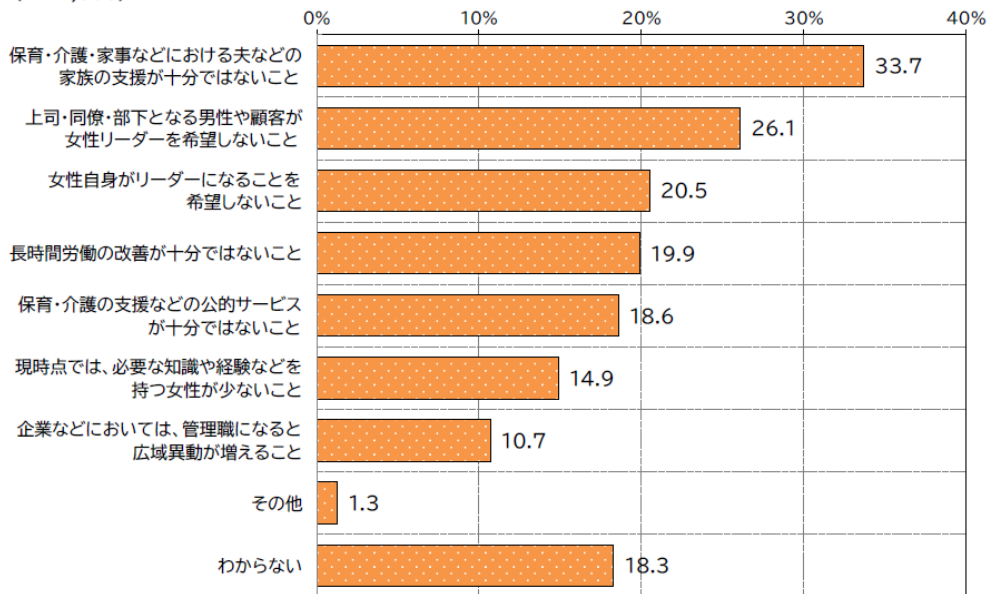
■女性がもっとついたりの方が良いと思う役職や公職

(N=2,000)



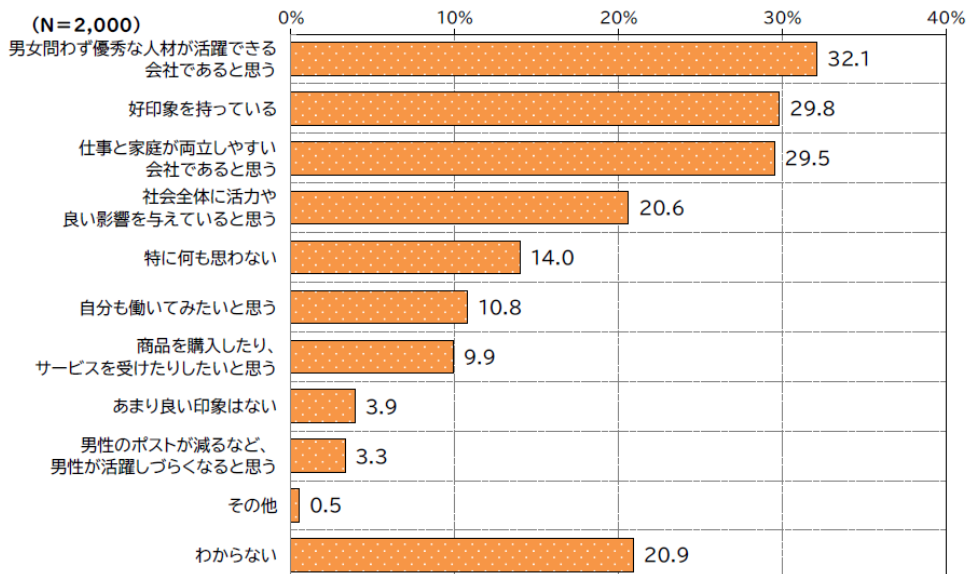
■女性リーダーを増やすときの障がい（複数回答）

(N=2,000)



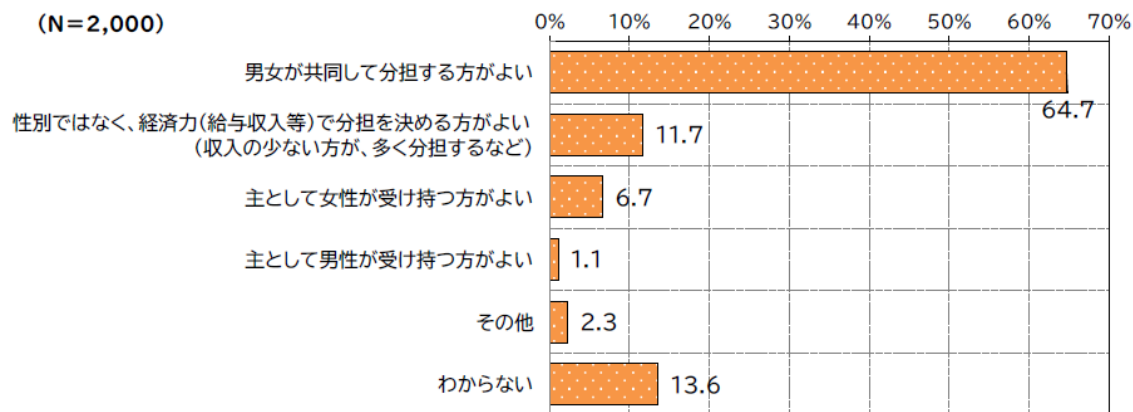
■女性活躍の推進や仕事と家庭の両立支援などに積極的に取り組む企業等のイメージ（複数回答）

(N=2,000)



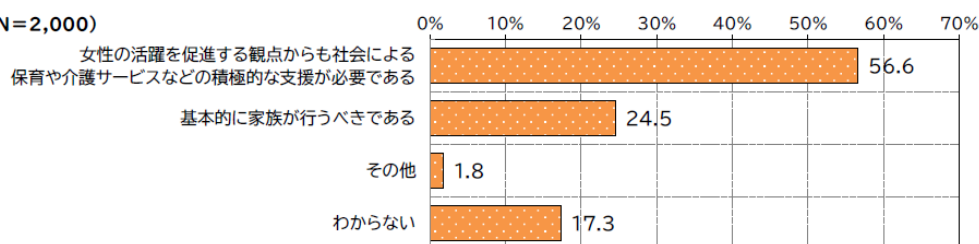
■家庭内の家事・育児・介護の分担等

(N=2,000)



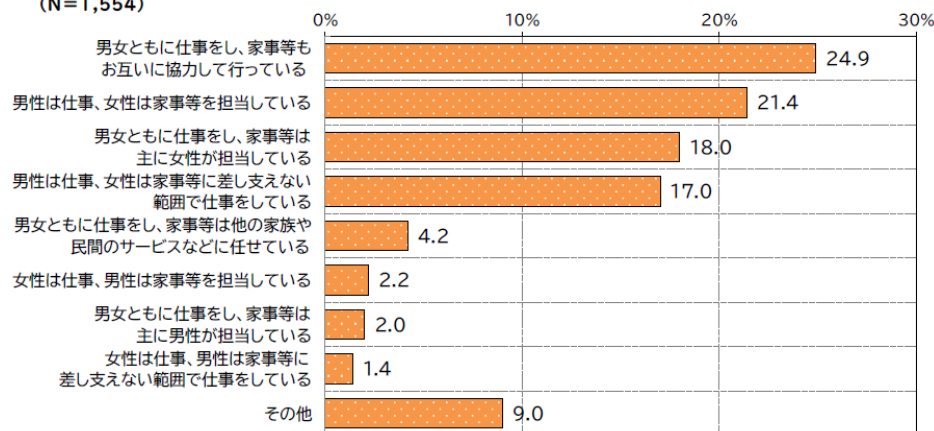
■育児・介護に対する社会支援

(N=2,000)



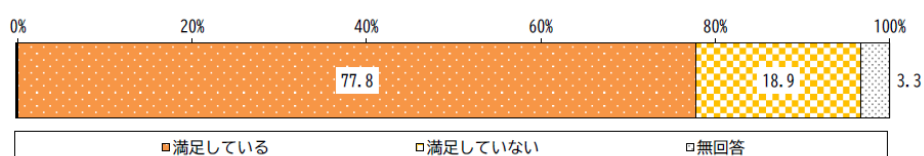
■家庭での役割分担の現状

(N=1,554)



■家庭での役割分担の現状に対する満足度

(N=2,000)



えひめの男女共同参画

— 令和7年度版年次報告書 —

愛媛県企画振興部地域未来創生局
少子化対策・男女参画課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

TEL (089) 912-2332